

● 第2章 ●

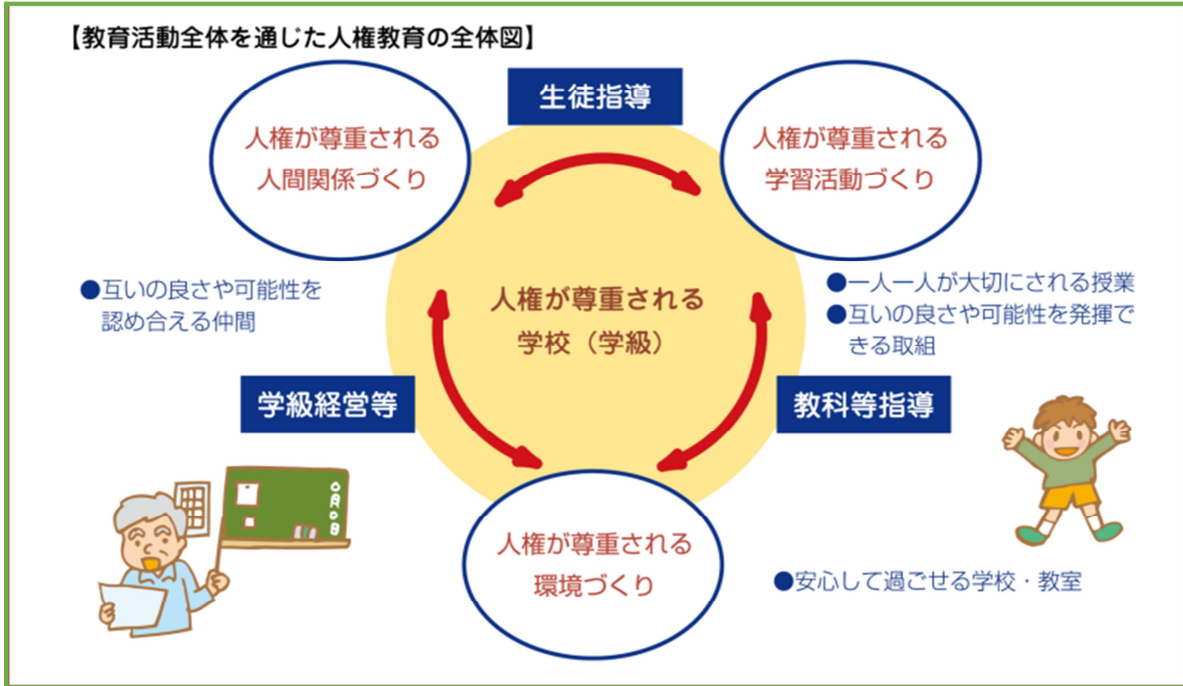
人権教育のすすめ方



1 人権尊重の学校づくり



(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進



学校における人権教育は、教育活動全体を通して行われるものです。それは、人権教育で育てたい資質や能力が、単に児童生徒に繰り返し言葉で説明したり、知識を理解させたりする学習だけで身に付くものではないからです。

学校では、生徒指導や教科等の指導、学級経営、その他の学校生活のあらゆる場面を通じた、人権教育の推進が必要です。校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解したうえで「人権が尊重される学習活動づくり」や「人権が尊重される人間関係づくり」と「人権が尊重される環境づくり」が一体となった学校全体としての取組が望まれます。

①人権教育の充実を目指した教育課程の編成

これからの学校には「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と学習指導要領の前文に記されています。このことは、人権教育の理念とも共通しており、教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普段の教育活動の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要です。



人権教育の実践は、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成、平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっているとされており、学校において児童生徒に人権教育を行うことは、社会の良識の根幹を支える営みと言っても過言ではありません。そのため、学校において人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとする必要があります。

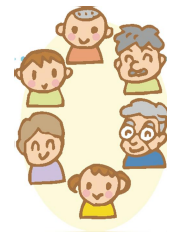
教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校で人権教育を行うにあたっては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等の教育活動全体を通じて行うこととなります。そのため、教科等横断的な視点は、人権教育において特に重要であると言えます。教科等の目標そのものが人権教育で育てたい資質・能力に関わるものや取り扱う教材が人権に関わるもの、学習活動を行うことで人権感覚が育まれるもの等、人権教育と関連する学習場面や内容が数多く存在します。したがって、学校の人権教育を充実させるためには、人権教育で育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を明確にし、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等との関連を図った教育課程を編成することが必要です。そして、双方の目標やねらいが達成できるように、指導内容や学習活動を互いに結び付け、効果を高めることができるように実践していく中で、人権や人権課題についての学習（人権学習）を行い、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図ります。また、人権に関する内容を扱っていない単元等においても、人権の視点を生かした授業づくりが求められます。（P75、76 参照）

さらに、各学校において、各学期や年度ごとに、人権教育の年間指導計画に沿った人権教育に関する活動の点検・評価を行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善や向上につなげていくカリキュラム・マネジメントに努めることが求められます。

【教育課程の編成にあたっての留意点】

児童生徒が人権に関する学習に主体的に関与し、人権意識や態度、実践力を身に付けることができるよう、次の点に留意することが大切です。

- 「地域の教育力」の活用
教科等の特質に応じて、地域の「人・もの・こと」を活用する。
- 「体験的な活動」の導入
体験活動の活用により、人権についての態度、技能、知識を育てる。
- 学習形態、指導方法の工夫
目的に応じて、一斉・グループ・個別等の学習形態や指導方法を工夫する。
- キャリア教育との関連
生き方の自覚を深める学習や進路指導の機会等を利用し、長期的な視野に立って推進する。



〔第三次とりまとめ〕 参考

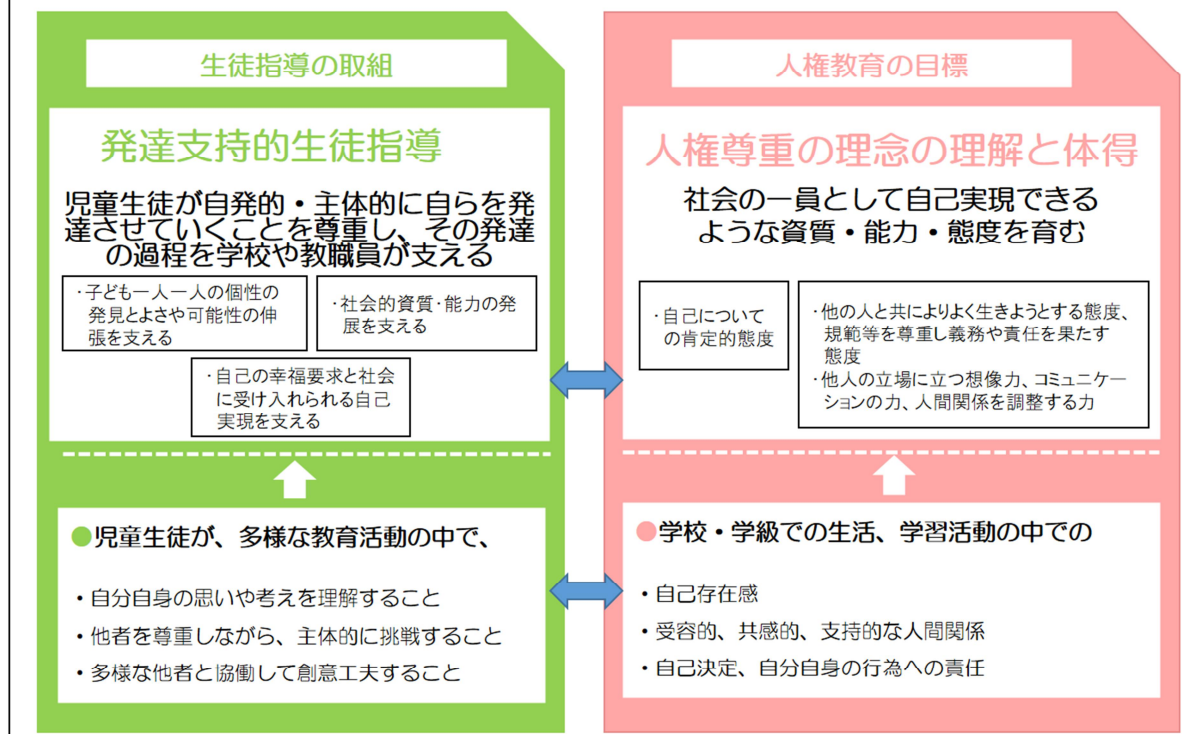
【カリキュラム・マネジメント】

各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

〔学習指導要領 解説〕 参考



発達支持的生徒指導の取組と人権教育



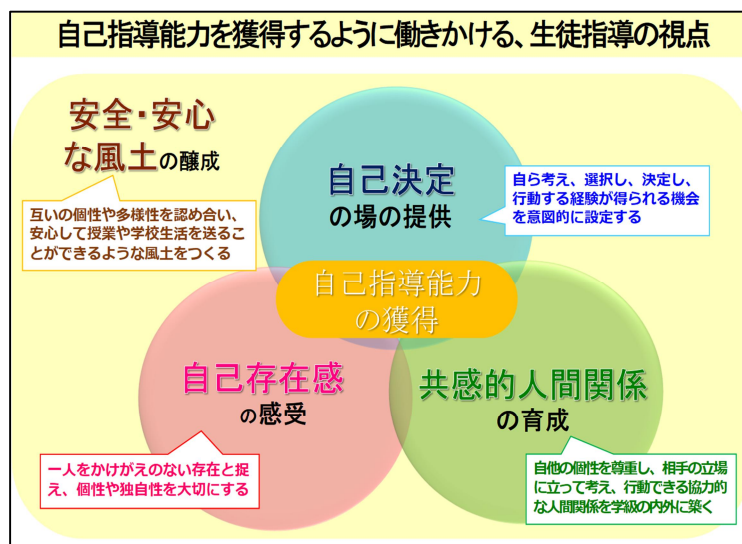
〔第三次とりまとめ〕〔生徒指導提要（令和4年12月）〕参考

生徒指導は、個々の子どもの「自己指導能力」を育成する発達支持的生徒指導に本来の意義があり、児童生徒一人一人の個性の発見と、よさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としています。

このような生徒指導の取組は「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めること」ができる人権感覚を育成し、学校において一人一人の子どもが大切にされる人権教育の取組と関連があります。

子どもが自己指導能力を獲得することを支える生徒指導では、生徒指導の三機能（①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供）に「④安全・安心な風土の醸成」を加えた「生徒指導の実践上の留意する視点（4視点）」を働かせることが重要です。子どもが自己指導能力を獲得することを支える生徒指導では、子どもが自分事として課題に挑戦してみたり、仲間や地域の人々と協働しながら創意工夫することを通して「自分でやってみることや仲間と協働することのよさ」を実感することがとても大切です。このことは、自己についての肯定的態度や他の人ともによりよく生きようとする態度を育成する人権教育の目標と共通するものです。

また、生徒指導を行う際、教職員は、児童生徒の権利について理解しておく必要があります。「児童の権利に関する条約」（平成元年11月20日第44回国連総会において採択、日本は平成2年に署名、平成6年に批准）の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人の人権を大切にされた教育が行われることが求められていま



す。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の4つの原則（①差別の禁止 ②児童生徒の最善の利益 ③生命・生存・発達に関する権利 ④意見を表明する権利）を理解しておくことが大切です。また、生徒指導の基本である、安全・安心な学校づくりにおいても、本条約を理解して取り組むことが重要です。そして、いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するだけでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼす行為であり、教職員が「児童生徒の命を守る」という当たり前の姿勢を貫いて臨むことが必要です。

さらに、令和4年6月に、すべての子どもが幸福な生活を送ることができる社会を実現するために、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が公布されました。「児童の権利に関する条約」とともに「こども基本法」の基本理念について理解することが求められます。

自己指導能力とは〔改訂版 高知県生徒指導ハンドブック令和6年3月〕参考

子どもたちが自己指導能力を獲得するのは、学習指導を含む、学校生活のあらゆる場や機会です。子どもが自ら目標を立て、この目標の達成のために、自らの行動を決断して実行する。そして、そのことについて責任をとるという経験を積み重ねていくことが重要です。

- 1 自分は「何をしたいのか」「何をすべきか」を子ども自身が分かっている。
(深い自己理解)
- 2 子どもが自分事として、問題や課題を発見し、自分の目標を選択、設定できる。
- 3 自分のためにも、他の人のためにもなる行動を決めて実行できる。



発達支持的生徒指導とは〔改訂版 高知県生徒指導ハンドブック令和6年3月〕参考

発達支持的生徒指導とは、全ての子どもに対して、学校の教育目標の実現に向けて全ての教育活動においてすすめられる生徒指導の基本となるもので、教師の子どもへの向き合い方を示しています。発達支持的生徒指導の場面の例として以下のことがあげられます。

- 1 子どもへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を日常的に行う。
- 2 授業や行事などを通して、子ども一人一人への働きかけを行う。
- 3 授業や行事などを通して、集団への働きかけを行う。
- 4 学習指導と関連付けて、市民性教育や人権教育を行う。



改訂版 高知県生徒指導
ハンドブック
(高知県教育委員会)

こども基本法の基本理念〔こども基本法ってなに? やさしい版〕(こども家庭庁) 参考

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。



〔こども基本法ってなに? やさしい版〕
(こども家庭庁)

③人権尊重の視点に立った学級経営

学級・ホームルーム（以下、学級という）は、児童生徒にとって、学校生活の基盤となるものです。学級が、児童生徒にとって安全・安心な居場所であるためには、人権教育の視点に立った学級経営や学級環境づくりを進めていく必要があります。

人権が尊重される学級づくりのために、次のような点に留意する必要があります。



（ア）自尊感情を育む

「高知県人権教育推進プラン（令和7年3月）」では「自尊感情の育成」を人権教育の柱の一つとしてあげています。これは「自分をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を好きだと思ふ気持ち」である自尊感情を育むことが「全ての人の人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが安心して生活できる社会の実現」につながると考えられるからです。

そして、自尊感情の獲得のためには、自分と他者（集団や社会）との関係の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを確認する、自己有用感の獲得が重要です。人の役に立っている、人から感謝された、人から認められた、という他者からの評価やまなざしを強く感じたうえでなされる自己に対する肯定的な評価の積み重なりが、自己有用感に裏付けされた自尊感情の獲得につながります。



●子どもたちの自尊感情を育むための教職員の関わり方や学級経営において、大切なことは次の点です。



- 子どもに対する固定的な見方をせず、ありのままを受け入れ、どの子どもも伸びる存在であるという肯定的な見方をする。
- 学級の中で子ども同士の力関係が固定化しないよう、教職員の意図的な働きかけで子どもをつなげていく。
- 子どもたちの自己肯定感を高める活動を継続的に取り入れる。
- 子どもたちのよいところを見つけ、それを言葉や態度で表す。
- 子どもたちなりのこだわりや工夫を理解し、成長を認め、それを言葉や態度で表す。 等



(イ) 共感的に理解する力を育む

人権教育では、子どもたちが自分の大切さだけでなく他の人の大切さも認めることができるようになり、そのことが日常の態度や行動に表れることを目指しています。そのためには、子どもたちが豊かな人権感覚を身に付けることが重要であり「人の痛みが分かる感覚」や「他の人の気持ちを共感的に理解する力」を育むことが大切になります。

共感とは、必ずしも相手と全く同じ意見や感情を持つことではなく、立場や考え方の異なる人の感じ方や思いを尊重し「自分とは違うけれど、あなたがそう考えるのは分かる」と理解することも含まれます。多様な価値観や背景をもつ人々の思いに寄り添い、それぞれの立場に立って想像しながら理解しようとする姿勢が、豊かな人権感覚を育むうえで重要となります。

日常生活の中で仲間と協力することの意義や喜び、異なる意見を理解し、尊重する大切さについてロールプレイ等の擬似体験を通じて学ぶことも人権感覚を育むうえで効果的です。



(ウ) 人間関係調整力を育む

人間関係調整力は、「人と関わる」ことや「人とつながる」こと、対立の場面で「人と分かち合う」ことです。お互いがコミュニケーションを取るためには、相手に自分の思いや考えをはっきりと伝えることや、逆に相手の思いや考えを共感的に聴くこと等、お互いの思いや気持ち、考えを伝え合う力が必要であり、言葉のかけ方等を調整する必要があります。つまり、自分を大切に、相手のことも大切にしながら、自身が主張する時には「人と分かち合うこと」が必ず必要となってきます。お互いの人権を大切に「人と分かち合う」ことによって、お互いの信頼関係を構築し、深めることができます。

このような人間関係調整力を育むためには、あらゆる場で人との関係を保つための言葉のかけ方やタイミングを学び、それをさらに伸ばしていくようにすることが大切です。

【共感的に理解する力、人間関係調整力を育む取組（例）】

- 傾聴を意識した学習
話し手の声を単に音としてとらえるのではなく、自分の心(気持ち)も集中して、相手の言うことを理解しようとして聴くことの学習
- 非攻撃的自己主張(アサーション)の手法を用いた学習
自分の正直な気持ちを相手にうまく伝えるために、相手の人格を尊重しながら主体的に自分を主張する方法
- ロールプレイや参加体験型を取り入れ、コミュニケーション力をつける学習
- 日常生活における様々な体験
- 言語活動の充実
- 対話的な学びの充実



●生徒指導の4視点と学級経営

学級が、共に認め・励まし合い・支え合う場となるために、学級経営において「生徒指導の実践上の留意する視点（4視点）」を意識する必要があります。（P20 参照）それは「自分の大切さともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を育むことにもつながります。

○自己存在感の感受

子どもが「自分は価値ある存在である」と実感するためには、学級全体が一人一人の子どもをかけがえのない存在としてとらえ、関わる土壌を育む学級経営が重要です。

- 間違っただけの回答も大切にしたり、どんな発言でもとりあげ大切にします。
- 名前を呼んだり、目を見て話すなど子どもの存在感をもたせるようにします。
- 係活動等、活躍の場を与え、子ども一人一人のよさや努力を肯定的に評価する声かけをする。 等

○共感的な人間関係の育成

自分や友達の個性を尊重し、相手の立場に立って行動できる共感的な人間関係を築くことで「安心して自分の考えを言える」「どうすればできるようになるのかをみんなで考えることができる」支持的な学級づくりにつながります。

- 子ども一人一人を受け入れ、子どもの人間性や個性を認めるようにします。
- 子どもの発言をつなげ、集団での話し合いにつなげる。
- 問題行動を起こす子どもの背景に何があるのかを意識して関わる。 等



○自己決定の場の提供

自己決定とは、子どもが「自分で決めて実行する」ということです。子どもが自ら判断し「自己決定」できるようにするためには、状況によっては、教職員が指導の中で選択肢を示すことや、子ども自身で責任のとれる範囲内で「自己決定」できるようにするなどの配慮が必要です。

- 話し合いで学級に必要な係は何かについて考え、係を決める。
- 一人で考える時間を十分に与え、最適と考えられるものを選択する。
- 自分の考えを、みんなの前で（平場で）発表する機会を確保し、その内容について評価する。 等

○安全・安心な風土の醸成

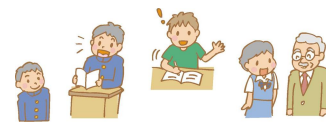
子どもが「自己存在感」や「共感的な人間関係」のよさを感じ「自己決定」し、それを表明するためには、自分が所属する学級集団が「一人一人を大切にしている」「一人一人を個性的な存在として尊重している」集団であることが必要不可欠です。

- すべての子どもが、失敗しても笑われない、安心してチャレンジできる教室環境を整える。
- 授業に集中できない子ども、話し合い活動に参加できていない子ども、授業内容が理解できていない子ども等への配慮と支援を行う。
- 安心して過ごせるための必要なルールを子どもたちと話し合っただけで決め、定期的に確認し、守られていないければさらに話し合う。 等

「生徒指導の実践上の留意する視点（4視点）」に立った取組は、明確に分類されるものではありません。例えば「相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようにする」ことは、自己存在感を与えることにつながると同時に、共感的な人間関係を育成することにもつながります。様々な取組を4視点に関連させることが大切です。

〔改訂版 高知県生徒指導ハンドブック（令和6年3月）〕 参考

(エ) 隠れたカリキュラム



児童生徒の人権感覚を育成するためには、体系的に整備された教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるという指摘があります。

「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

〔第三次とりまとめ〕参考

例えば「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分です。実際に「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができます。

一方、子どもの心を傷つけ、成長を阻害する不適切な言動を、知らず知らずのうちに教職員が行っていることがあるかもしれません。そういった不適切な関わり（マルトリートメント）を意識的に解消していく姿勢が求められます。

お互いを大切にする温かい雰囲気の教室をつくるために、教職員は身近な人権感覚を養う環境のひとつです。人権意識を高め、日常の学級経営や生徒指導・授業時間など学校生活全般において、人権尊重の態度で児童生徒に接していきましょう。

下の「人権が尊重された学級経営のチェックリスト」を使って振り返ってみましょう。



～人権が尊重された学級経営のチェックリスト～



- 「おはよう」「ありがとう」「さようなら」などのコミュニケーションを大切にしている。
- 「男の子（女の子）だから・・・」といった、役割や能力を固定的に見た言い方をしないようにしている。
- 偏見や差別意識を生まない指導や言葉遣いを意識している。
- 児童生徒一人一人のよさを認め、意識してほめようとしている。
- 決めつけようとすることなく、児童生徒一人一人の意見を大切に扱おうとしている。
- お互いの気持ちや考えを聴き合い、伝え合うことができる学級を目指している。
- 個別に指導するとき全体の前行わないなど、児童生徒の自尊心を傷つけないようにしている。
- 児童生徒同士の陰口を聞いたり、冷やかしたり嘲笑を目にしたら、必ず指導するようにしている。
- いじめられたり、排除されたりしている児童生徒がいるのではないかと、いつもアンテナをはっている。
- いじめや暴力など、他の人を傷つけるような問題が起きたとき、毅然として対応している。
- トラブルが起きたとき、その原因や背景をしっかりとつかもうとしている。
- 掲示物を整えたり、落書きを消したりするなど、教室の環境を意識して保とうとしている。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した教室の環境が整えられている。
- 心配なことだけでなくよいことについても連絡帳や家庭訪問などを通じて保護者に積極的に伝えようとしている。
- いろいろな機会を通じて、児童生徒や、学級・学校の取組に対する保護者の気持ちや考えを聞こうとしている。

●人権教育の理念に立った学校づくりと学力向上

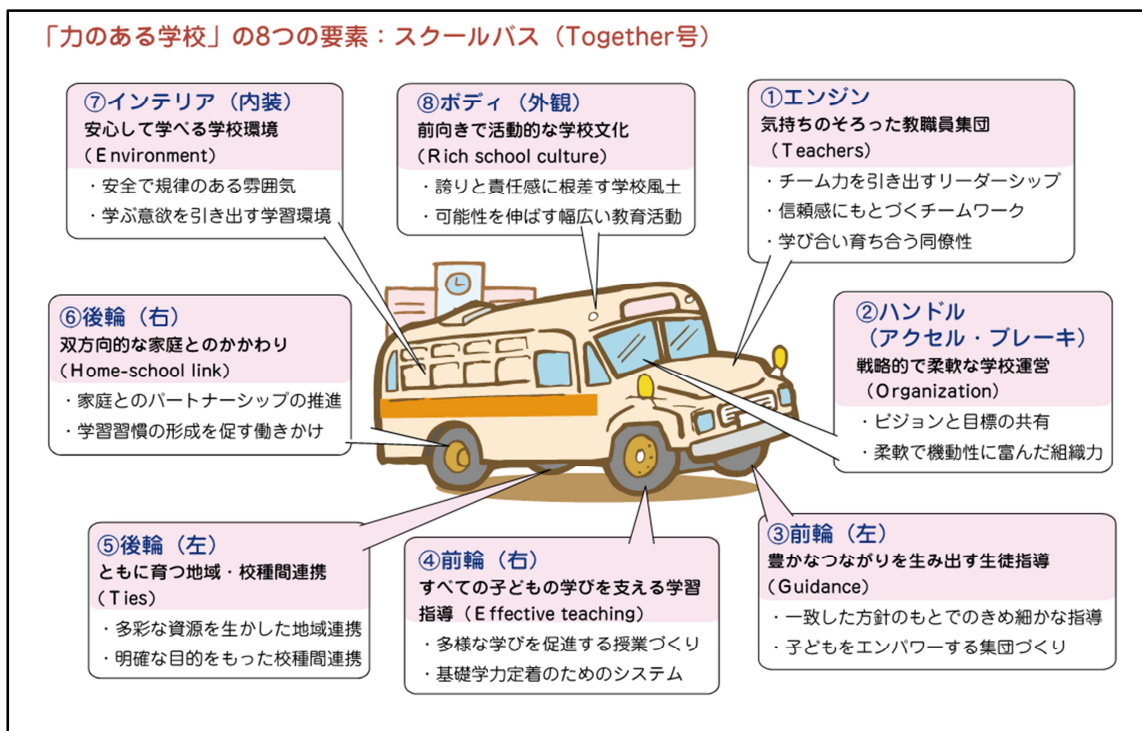
学校教育においては、全ての子どもに基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力等を確実に身に付け、自ら学び考える力等の「確かな学力」を育むことが求められています。そのためには、子どもの学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、学校・学級の中で一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければなりません。このように見た場合、校内に人権尊重の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施を図るためにも重要な観点と言えます。

人権教育の取組と学力向上の取組は、互いに関連して両輪として推進しなければなりません。「確かな学力」を育むためにも、学校全体として「一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、互いに認め合う人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められています。

効果のある学校 (effective school)

「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実に一人一人の存在や思いが大切にされるという状況が成立していなければならないからである。〔第三次とりまとめ〕

武庫川女子大学の志水宏吉教授は、このような「効果のある学校」に関する研究を踏まえた上で、その学校に通うすべての子どもたちをエンパワーする学校、すなわち、子どもたちが自信をもって学校生活を送り、本来持っているポテンシャルを十二分に発揮させることに成功している学校を「力のある学校」(empowering school)とし「力のある学校」が備えるべき要素を、下の図のようなスクールバスのイメージで示しています。



〔力のある学校の探究〕／「力のある学校」研究会編〕参考

※スクールバスモデルは、校長のリーダーシップや教師集団の協働性、授業改善といった従来の学校組織の要因に焦点を当てるだけでなく、後輪である地域や家庭との関係性によって安定して前進できるとしている。特に、厳しい環境にある子どもが多い学校では、後輪が重要であるとされている。



(2) 組織的・計画的な人権教育の推進

人権尊重の学校づくりを行うためには、校長のリーダーシップのもと人権教育主任や人権教育担当者が中心となって、教職員全員で次のことを組織的、継続的に行うことが不可欠です。

- 子ども、家庭、地域の実態を把握する。
- 人権教育の目標を設定する。
- 人権教育に取り組む体制を整える（校内推進体制の確立）。
- 全体計画・年間指導計画を作成する。
- 教材の選定・開発を行う。
- PDCAサイクルに基づき、取組内容の定期的な点検・評価を行い、主体的に見直しを行う。
- 取組に対する情報は保護者や地域の人々に積極的に提供する。



①学校としての人権教育の目標設定

人権教育の目標を設定するにあたっては、次のことに留意することが重要です。

- 様々な人権問題解決のための教育の重要性を自覚する。
- 「人権が尊重される社会（学校・家庭・地域）の実現」という未来志向的な目標を設定する。

このような目標設定の取組を通じ、

- 人権教育とは人権に関する知的理解だけではなく「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるような人権感覚の育成を目指すものである。
- 人権感覚育成のためには「自尊感情」を育むとともに「共感的に理解する力」「人間関係調整力」（多様性・包摂性を尊重しようとする態度につながる資質・能力）を育むことが求められる。

などについて教職員の共通理解を図っていく必要があります。

これらのことを踏まえながら、学校がこれまで大切にしてきた活動、子どもの実態、地域の実情等も考慮して、自校の具体的目標を設定することが大切です。



②人権教育の推進体制

【校内推進組織の例】



各校の人権教育の目標を実現するためには、組織的に推進する体制を確立することが重要になります。その体制の中核となる推進組織は、主に次のような役割を担います。

- 人権教育の年間指導計画を立案（役割分担・とりまとめ・方向性の決定等）する。
- 研修の企画・実施等を行う。
- 毎年（毎学期）の点検・評価を確実にする。



校内には学校いじめ防止対策組織や校内支援会等、様々な校務分掌や組織があります。全ての教育活動を通じて人権教育を推進するためには、それらの組織と連携を密にし「各校務分掌の役割と人権教育の目標との関連」を明確にすることが求められます。

したがって推進組織は、人権教育主任（担当者）をはじめとして、学年主任、生徒指導部、進路指導部、関連する各教科等の研究部等、校務分掌や組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とし、全教職員が連携・協力して取り組む体制をつくっていくことが大切です。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用や関係機関との連携も大切です。人権教育主任（担当者）は、このような校内推進体制の要であり、指導的役割を果たすことが期待されます。具体的には、次のような役割が考えられます。

- 人権教育の活動に関する企画・立案
- 学校運営全体との調整
- 人権侵害が生じた場合の対応
- 校務分掌間の連絡調整・統括
- 対外的なコーディネート
- 保護者・児童生徒への相談活動



人権教育の全体計画・年間指導計画の作成

(ア) 実態把握

各学校で取組を進めるにあたっては、まず子どものことや子どもを取り巻く家庭、地域社会の実態を適切に把握し、現状と教育課題を明確にすることが大切です。学校や家庭、地域の置かれている状況により、現状や課題は異なるため、それを的確に把握することが実効性ある取組につながります。様々な視点から多角的にとらえ、子どもの内面やその背景にある困難な状況の理解に努めることが大切です。

実態把握の方法としては、アンケート調査等により対象を集団（学級、学校、家庭、地域）としてとらえる場合や、面接や家庭訪問、その他いろいろな機会における関わりを通して個々にとらえる場合があり、定量的、定性的に実態を把握することが必要です。その際、これまで各学校で実施してきた方法や分析を再点検するとともに、新たな情報収集に努めることが大切です。

(イ) 全体計画の作成

全体計画は、学校における人権教育の基本的な方針であり、教育活動全体を通して行われる方策を総合的に示した教育計画です。作成にあたっては、学校の全ての教育活動の中に人権教育を位置付け、人権教育目標、学年別到達目標がそれぞれの教育活動とどのように関連し、どのような役割、機能を果たすかを明確にするとともに、各学年の人権教育内容が段階的に積み上げられ、子どもたちの発達段階に応じた系統性が保たれるよう工夫する必要があります。

(ウ) 年間指導計画の作成

年間指導計画は、全体計画をさらに具体化し、子どもの発達段階に応じて、子どもが「何を」「いつ」「どこで」「どのように」学習するかを盛り込みます。

また、作成にあたっては、各教科等における人権教育の視点を明確にすることや、全教職員で共通認識を図ること、カリキュラム・マネジメントの視点からも人権教育の充実を図ることが重要です。

【全体計画・年間指導計画作成にあたっての留意点】

- 「差別の現実から深く学ぶ」視点を大切にする。
- 子どもたちの実態、付けたい力を明確にする。
- 可能な限り家庭や地域の人に参画してもらう等、協働の視点を大切にする。
- 学校や地域の実態を考慮し、目標達成のために効果的な計画を立てる。
- 各教科の果たすべき役割や関連を重視するとともに、県民に身近な人権課題をはじめとする様々な人権に関わる学習が行われるよう計画を立てる。
※県民に身近な人権課題の学習については、小中学校9年間で行われるようにする。
- 子ども一人一人の特性に応じた学習が展開できるようにする。（教材の工夫、指導体制の整備、多様な学習活動の展開）
- 自尊感情を育むことを重視する。（肯定的な評価、結果だけでなく過程に重点をおいた評価の重視）
- 計画内容について、学年間や学校間で関連性や系統性を重視する。
- 各学年の年間指導計画について、必ず教職員で共通理解する。



(工) 教科等横断的な視点（人権学習プログラム）

教育課程においては、各教科等で「人権教育」が設定されていないため、学校で人権教育を行うにあたっては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなります。このため、教科等横断的な視点は、人権教育においては特に重要になります。年間指導計画作成にあたっては、教科等横断的な視点を意識することが重要です。

●教科等横断的な取組例①

小学校 第4学年 〈インターネットによる人権侵害〉

1 体育科 保健領域

「体の発育・発達」 【知識的側面】



2 特別の教科 道徳 善悪の判断、自律、自由と責任

（参考）ネット社会の歩き方 「“ウチら”のルールとわが家のルール」

情報モラル教育実践ハンドブック（P56）〈高知県教育委員会〉

【価値的・態度的側面】



3 学級活動（2） よりよい人間関係の形成

（参考）「ネットを使うときに大切なことを考え、自分が気をつけることを決めよう」

特別活動指導資料 みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編

〈文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター〉

【価値的・態度的側面、技能的側面】

※家族でインターネットの利用時間や、情報モラルについて等のルールを決める取組を通して自分事として捉えることができるようにする。



情報モラル教育
実践ハンドブック
(高知県教育委員会)



●教科等横断的な取組例②

中学校 第3学年 〈ハンセン病元患者について〉

1 社会科 公民的分野

「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」

【知識的側面】



2 体育科 保健分野

「健康な生活と疾病の予防」

【知識的側面】



3 特別の教科 道徳 公正、公平、社会正義

（参考）「伝えたい 知ってほしい ハンセン病について」

・伝えたい 高知県出身の回復者の声

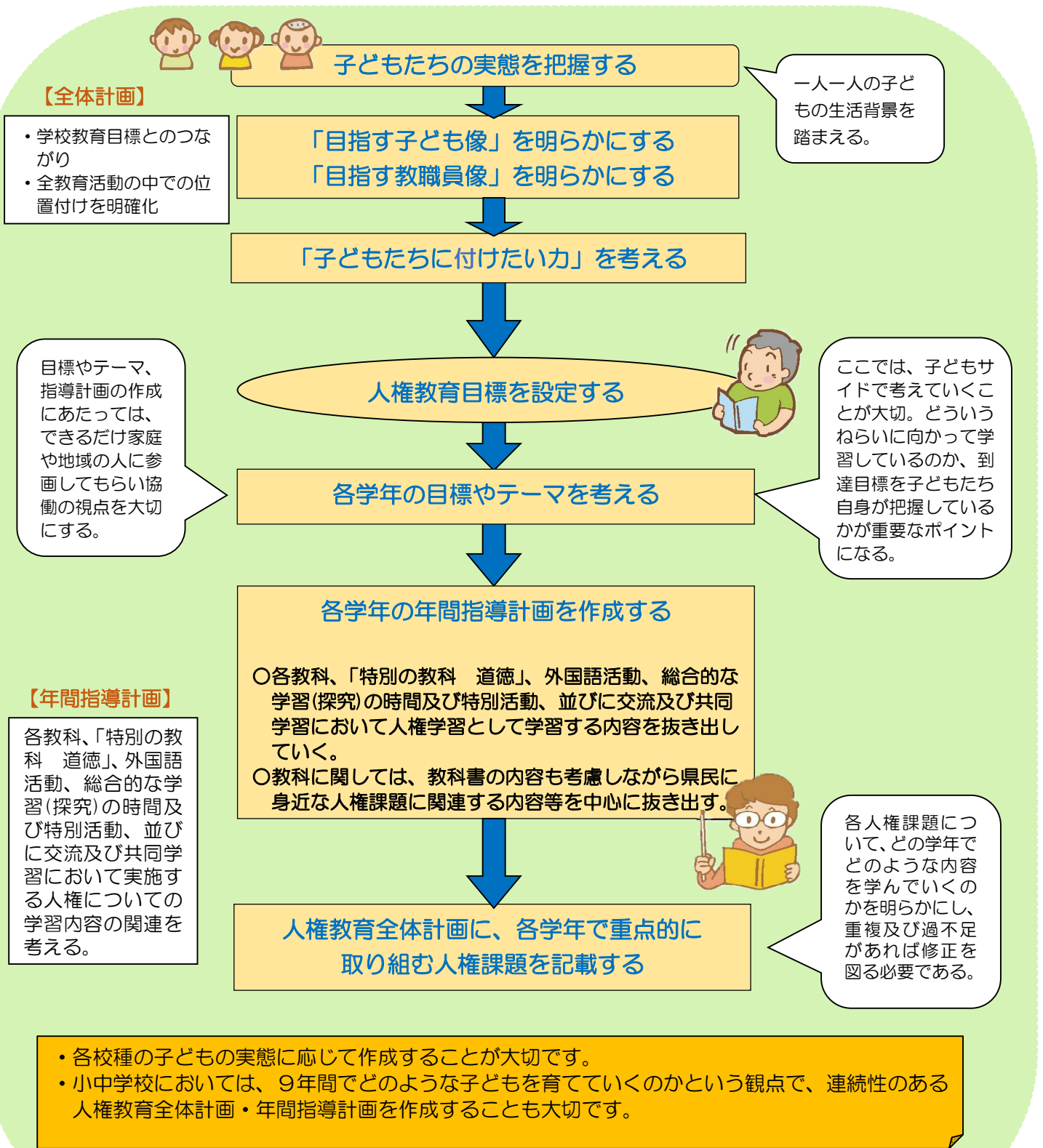
【価値的・態度的側面、技能的側面】

※実施の時期をハンセン病を正しく理解する週間（6月25日を含んだ1週間）としたり、関連する本を図書室や学級文庫に置く等の取組も効果的である。



(オ) 全体計画、年間指導計画作成の手順

子どもの人権感覚を育むために、子どもの現実の姿から遊離した計画とならないよう、家庭や地域の実態も踏まえた子どもの姿をしっかりと見据えておく必要があります。「子どもの実態の把握に始まり、子どもの変容の姿で終わる」そのような学習が可能となる学習計画を作成していくためには、次のような手順が考えられます。



④人権教育の点検・評価

学校における人権教育のさらなる充実を図るためには、年度（あるいは学期）ごとに、自校の実践に関して点検・評価を行う必要があります。人権教育の年間指導計画に沿って、組織としてどのような取組が行われたかを評価し、次年度における年間指導計画の見直しや指導の改善につなげます。点検・評価にあたっては、教職員のみでなく子どもたちによる評価も取り入れましょう。さらに、学校評価等とリンクさせて、家庭や地域からの外部評価を取り入れることは、より多角的な評価につながります。そのためにも、学校の取組について家庭や地域への日常的な情報提供が求められます。



【点検・評価（例）】

教職員による点検・評価

- 本校の人権教育における課題を共有していますか。
- 本校が目指す人権教育の視点（人権に関する理解や人権感覚の育成）を確認して、教育活動に取り組んでいますか。
- 今年度の新しい取組（特徴的な取組）を理解していますか。
- 人権感覚の育成に向けた指導の効果を共有（確認）していますか。
- 学校・学年として、継続的に指導している事柄は何か理解していますか。
- 管理職－人権教育主任（担当者）－各分掌担当・各学年の連携ができていますか。
- 家庭や地域に対する説明・情報提供について、いつ、どのような内容を、どのような手段で行ったかについて明確化できていますか。 等

子どもによる評価（授業評価アンケート）

- あなたは授業中、分からないことを分からないと言えますか。
- 間違いや失敗をしてもバカにされたりしませんか。
- 自分にはよいところがあると思う。
- 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う。
- 授業中、友達と教え合ったり助け合ったりする場はありますか。 等



保護者等による評価

- お子さんは、自分たちの学級を楽しんでいると思いますか。
- 先生は、分かる授業づくりのために創意工夫していると思いますか。
- いじめや差別等があったとき、学校は最後まで解決に向けて努力してくれると思いますか。

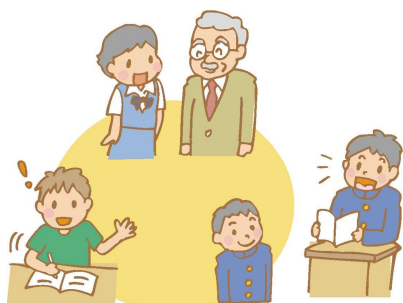
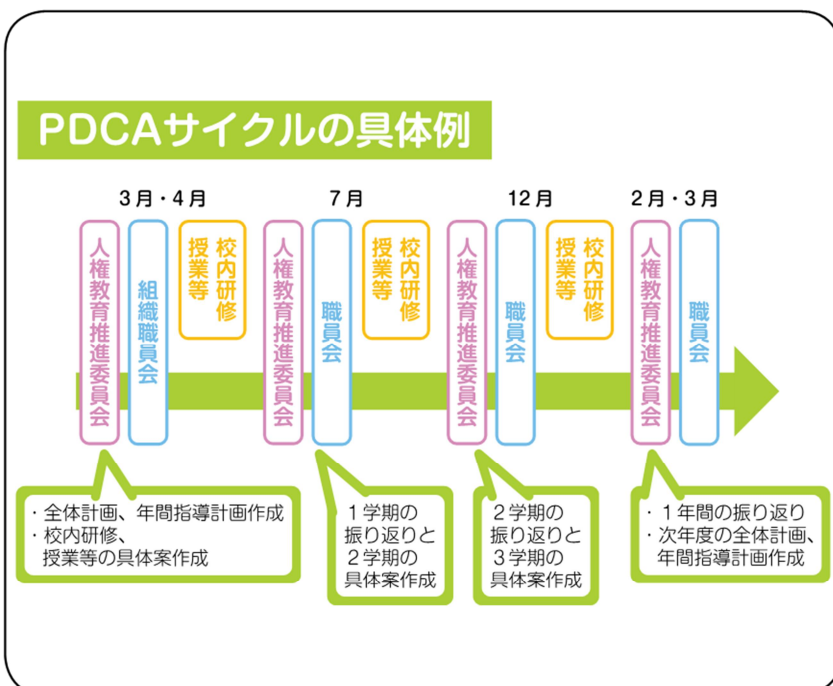
等

人権教育実践でもPDCAサイクルによる取組・評価を

人権教育を推進していくうえでも、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のサイクルの確立が重要です。各学校では、子どもの実態や地域の実情、目指す子ども像を踏まえて設定された人権教育目標を達成するために、指導計画が立てられ、具体的な実践が行われます。その実践の結果、子どもがどう変わったのか、成果や課題は何か、教材や手法は適切だったのか等、実践への具体的な評価を加えていくことで、年間指導計画の見直しや改善につなげていくことができます。

なお、実践のPDCAサイクルを学校の実情により適したものとするためには、学期ごとに実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）を行い、その積み上げの結果を年度末の評価（CHECK）につなげる方法も効果的です。

また、このためには積極的に各校の人権教育の年間指導計画を活用していくことが重要になります。具体的な活用の方法としては、学期ごとなど決まったタイミングで、各教職員が年間指導計画上の重点学習を実施したかを確認することや、授業の内容が適切であったかを評価し、効果が薄いと感じられた学習については次年度の計画を修正するなどの方法を通して、PDCAサイクルを回していくことなどが挙げられます。



⑤教職員研修

各学校において人権教育を進めるにあたっては、まず教職員一人一人が自らの人権に関する知的理解を深め、人権感覚を磨き、その資質や力量を高めていくことが不可欠です。同和教育実践においても教職員の取組の原点とされたのは「差別の現実から深く学ぶ」という姿勢です。教職員自らが、人権課題に関わる当事者（子ども・保護者・地域・研修講師等）との出会いを求め、不安、憤り、思いや願いを聴き、学び感じたことを職場で共有しながら、人権教育の在り方を確認することが大切です。

教職員が、子どもの課題や様々な人権課題を自身との関連でとらえ、学び、考えるという姿勢で、研修を計画的、継続的に実施することが重要です。

（ア）研修プログラムの作成

人権教育の年間指導計画に基づき、その年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラムを作成します。研修プログラムの作成にあたっては、子どもの実態や取組の進捗状況を的確に把握することが大切です。

なお、前年度の評価結果を踏まえた評価項目表を作成すること等により、各学期末等には、実施状況について、適宜、点検・評価を行うとともに、さらなる改善・充実のための方策を明らかにし、次年度の計画につなげていくことが重要です。



【教職員研修チェックリスト（例）】

- 職員会議をはじめ各種会議が、情報交換と課題検討の場として有効に機能している。
- 校内研修が、教育実践に役立つような内容となっている。
- 学校内で他の教職員の授業を参観する機会がよくある。
- 教職員の間で授業方法等について検討する機会を積極的にもっている。

（イ）研修内容

人権学習を進めるにあたっては、学習教材の理解、授業研究等による効果的な学習方法の開発、事前・事後学習の実施、保護者等への説明と協力関係の構築、効果の検証等、多面的な取組が求められます。このような取組を的確に実施し、人権学習の効果を高めていくためにも、校内の研究部会・学年会・職員会議等において、研究・研修の機会を設ける必要があります。

【研修内容（例）】



★子どもの現状と課題の定期的な共通理解

- 各学年・学級の現状や課題、実践の交流
- 特別な支援を必要とする子どもの理解のための情報交流
- 集団の実態把握と分析（子ども理解、Q-Uアンケート等）の共有
- 具体的実践例をもとに仲間づくりの方針立て
- 取組の構築に向けた協議
- 学習場面等を活用した実践
- いじめや児童虐待の基本的な認識と職員の意識・取組姿勢の向上



**★年間指導計画等の検討**

- 学校全体における年間指導計画の調整と共通理解
- 年間指導計画に関わる実践の評価と計画の見直し
- 各学年・学級の取組や各教科に関する具体的な計画の交流と意見交換

**★教職員の認識・共通理解**

- 人権課題についての理解
- 人権課題と自分との関わりの確認
- 人権教育の視点に立った子どもへの関わり方の共通理解
- 人権課題解決に取り組んできた人々との交流

**★人権教育の内容・授業研究**

- 子どもの実態に応じた教材の共同開発
- 地域教材の開発
- 個別の人権課題についての授業研究
- 人権の視点を大切にされた授業研究

**★家庭や地域に向けた啓発活動の工夫**

- 身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供
- 人権をテーマにした授業公開・アンケート
- 人権をテーマにした講演会・研修会

**★総括（※次年度の取組につなぐ）**

- 子どもの理解・集団づくりの成果と課題の整理と次年度に向けた協議



(ウ) 研修方法

目的に応じて様々な形態や手法の研修が考えられます。大切なことは、多様な研修を通して、各校の人権教育がさらに充実することです。

なお、座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法（ワークショップ、フィールドワーク等）を取り入れることや、研修の場そのものが人権が尊重された環境・空間であることも、人権教育に関わる研修にとって重要な要素です。



【校内研修 例①】

○テーマ 人権教育の組織的な推進 <年間指導計画等の検討>

○目的 ・人権教育の目標、目指す子ども像等を全体で確認し、各学年団又は各教科等での具体的な取組を協議、決定する。

○研修概要 80分間：全体 20分間 グループ 60分間（長期休業中）

(1) 人権教育主任を中心に、全体で、子どもの実態（家庭、地域の状況を含む）、人権教育の目標、目指す子ども像、人権教育で育てたい資質・能力（三側面）を確認する。

(2) 学年団や教科会に分かれて、目指す子ども像に迫るために具体的に取り組むこと（教科における個別の人権課題との関連等）を協議する。

【実施する時のポイント】

- ・KJ法等を取り入れ、多くの意見を視覚的に確認しながら協議を行う。
- ・学年団や教科会として、PDCAサイクルのPの決定をする。学期ごとにDCを行い、年度途中であっても必要に応じて取組の見直しを行う。



【校内研修 例②】

○テーマ 性的マイノリティと学校としての取組 <教職員の認識・共通理解>

○目的 ・多様な性について理解を深める。
・身近に当事者がいるという認識を確かなものとし、心情について考える。
・学校としての具体的な配慮、支援、取組を考える。

○研修概要 50分間

(1) 高知家まなびばこ（人権教育・児童生徒課）内にある「多様な性についての理解と支援」を用いて研修を進め、協議等を実施する。

- 例 ・子どもから相談を受けた場合の対応
・今後、教職員、学校として、配慮すべきことや改善すべきこと

【実施する時のポイント】

- ・KJ法等を取り入れ、多くの意見を視覚的に確認しながら協議を行う。
- ・学校において適切な対応が行われるよう、実践的な研修内容を工夫する。



校内研修に活用できる資料（インターネットと人権、性的指向・性自認、ハンセン病等）を、教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」に掲載していますので、ご活用下さい。

教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」
人権教育・児童生徒課（高知県教育委員会）



⑥校種間及び家庭や地域、関係機関の連携

就学前教育・学校教育における人権教育の推進にあたっては、地域の実情を十分に踏まえ、家庭や地域、関係機関等との連携を図るとともに、校種間の連携を図り、子どもの発達段階に応じた系統的な取組を進めていくことでその効果がさらに発揮されます。

(ア) 校種間の連携

幼児期から青年期までの子どもの成長過程全体を視野に入れ、子どもの発達段階に応じた学習活動を計画することが必要であり、就学前教育、学校教育における各校種の関係者が連携・協働した取組を進めていく必要があります。

【就学前教育と学校教育のそれぞれ校種間連携の取組（例）】

- 定期的な連携協議会の開催
- 相互の授業公開
- 合同研修等の実施
- 児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究
- 校種を越えての授業研究の実施
- 校種を超えた児童生徒間の連携した取組 等



教職員間の交流を進める体制を整えながら、ともに子どもを育てていくという視点に立って、中学校区を基盤に、保育所・幼稚園等、各学校種が連携・協働して取組を進めていくことが重要です。

また、高等学校をはじめとする県立学校と市町村立の小中学校とが連携する視点を持って取組を進めていくことも重要です。その際の交流の在り方は、児童生徒を主体として人権教育の視点のもとで考えていくことや、人権課題についての学習内容の連続性や系統性をもたせていくことなどが考えられます。

(イ) 家庭や地域との連携

子どもの人権尊重の精神を育むためには、学校と家庭や地域が互いに連携した取組が必要です。とりわけ家庭における教育が重要な役割を担っており「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」では、保護者が偏見をもたず差別しないことなど、日常生活を通して自らの姿をもって子どもに示していくことが大切であるとされています。保護者の子どもへの関わり方は、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、保護者が、様々な機会を通して人権感覚を身に付けることが必要です。特に、子どもの自尊感情や非認知能力（自己制御力や対人関係力など）を育てることは、健やかな成長とともに人権尊重の基盤を形成するうえで重要な要素です。

家庭の教育力を活性化させ、保護者等の主体的な活動を促すためにも、保護者のニーズを把握し、人権や子育てに関する情報提供・学習機会の提供、教育相談の充実等を積極的に行っていくことが求められます。

学校では効果的な教育活動を展開するために、教職員と保護者がよりよい連携を図り、人権が尊重される環境を整える取組を行うことが重要です。PTA活動等も学校と家庭の接点として、重要な役割をもちます。

【情報発信の機会（例）】

- 懇談会（学年、学級、地区）
- 授業参観（参観日、参観週間）や学習発表会
- 家庭訪問
- 子どもの作品紹介
- 講演会、ワークショップ
- 広報紙の発行（学校・保育所・幼稚園等だより、学年・学級だより、PTA新聞）
- ホームページでの公開 ※情報発信は、家庭や地域への人権啓発の機会でもあります。



また、人権を尊重する地域づくりに向け、地域と学校が密接に連携を図っていくことが求められます。地域に開かれた学校づくりにおいて、学校を地域社会の共有財産ととらえ、地域に施設を提供したり、地域社会の多様な人材を学校教育活動の中で活用したりするなど、学校と地域とのつながりをより深めたいものです。

【家庭や地域との連携の取組（例）】

- P T A組織の中に人権教育に関する部会を設置し、人権や人権問題に関する研修を年間の研修計画に位置付ける。
- 研修の企画には、参加者が主体的に学習できるような学習内容や方法を取り入れる。
- 地域の方をゲストティーチャーとして学校へ招き、自分の生き方や人権に対する考え方を学ぶ。
- 人権集会や人権劇の発表等に対して、保護者や地域の人から意見や感想をもらう。
- 子どもと保護者・地域の人々が一緒になって人権学習に取り組む。
- 子どもを中心として保護者や地域を巻き込んだイベント等を行う（〇〇まつり 等）。

（ウ）関係機関との連携

社会福祉協議会やボランティア団体、福祉施設や社会教育施設等、また人権擁護委員や民生委員等、人権を守り人権尊重の社会をつくろうと活動している人々と直接出会うことは、子どもにとって人権を具体的に学ぶ機会になり、人権感覚を培う大切な機会となります。

また、地域にある企業等と連携して学習を進めることで、子どもが仕事を通して人権の大切さを学んだり、自分と地域社会との関わりを発見したりするなど、地域に根ざした取組を進めるうえで重要な意味をもっています。地域の総合的な教育力を高め、子どもの居場所や参画の場を保障するためにも、地域ネットワークを整えていくことが求められます。



【関係機関との連携の取組（例）】

- 職場体験学習を行う。
- 障害者や高齢者の立場や心情に寄りそう体験学習を行う。
- 校区にある授産施設や高齢者施設を訪問し、交流を深める。
- 人権課題の解決に向けて取り組む団体や企業関係者を講師として迎え、自分の生き方や人権に対する考え方について学ぶ。



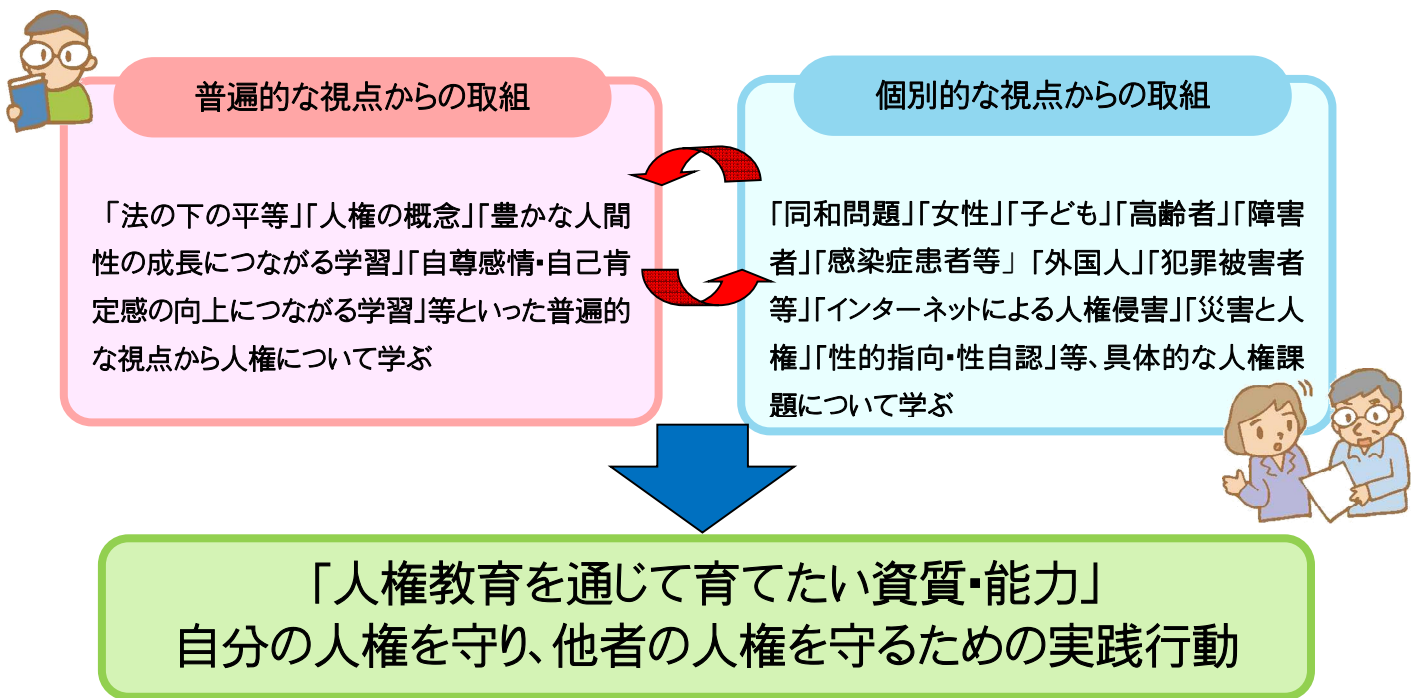
2 人権学習の手法



人権学習を進めるうえでは、(1) どのような内容について取り組むのかという普遍的・個別的な視点と、(2) どのような資質や能力を育てていくのかという資質・能力の側面の2つを大切に構成します。

(1) 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

国は「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、人権尊重についての理解を深めるための手法として、人権に関わる普遍的な概念を念頭におき、人権尊重の理念について学習していく普遍的な視点からの取組と、子どもの発達段階や地域の特色に応じた具体的な人権課題を取り上げて学習をしていく個別的な視点からの取組を示しました。



この2つの視点からの取組は別々の取組ではなく、人権尊重についての理解をより深めるために、相互に関連・補強し合う関係にあります。例えば、個別の人権課題である「同和問題」について、就職差別に関する学習をする場合、その解決への取組を学ぶことにより、普遍的な視点である基本的人権についてより具体的に理解を深めることが可能です。逆に、基本的人権の学習を通して、身の周りの人権侵害について再認識させるような学習も考えられます。

このように、どちらの視点も大切にしながら、子どもの実態に応じて学習内容を組み立て、最終的には「自他の人権を守る実践行動」につなげるようにすることが必要です。

①普遍的な視点からの取組

普遍的な視点からの取組とは、様々な「権利の概念」を明確にとらえるとともに、人権の大切さについて学んでいくような人権尊重の理念等に関する学習です。例えば、人権の意義・内容についての学習、個人の尊重、社会規範、権利と義務・自由と責任、平和についての学習、自尊感情を高めるための学習、生命尊重の心情や態度、豊かな人間性を育むための学習、コミュニケーション能力を高めるための学習等、多様なものが考えられます。

そのため、様々な取組の中から、学校として重点をおく内容を定め、全体計画や年間指導計画に位置付けることが大切です。

以下に示した各教科等の記載は、普遍的な取組として位置付けられます。



学習指導要領等における記述（例）

<幼稚園教育要領>

【人間関係】

- 「友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う」
- 「自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く」
- 「友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう」
- 「友達との関わりを深め、思いやりをもつ」

<小学校学習指導要領>

【社 会】〔第6学年〕

- 「日本国憲法は…（中略）…国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること」
- 「スポーツや文化などを通して他国と交流し、異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること」

【特別の教科 道徳】〔第5学年及び第6学年〕

<相互理解、寛容>

- 「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること」

<公正、公平、社会正義>

- 「誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること」

<規則の尊重>

- 「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと」

【特別活動】

○学級活動

<よりよい人間関係の形成>

- 「学級や学校の生活において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲よくしたり信頼し合ったりして生活すること」

<現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成>

- 「学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとするとともに、希望や目標を持ち、その実現に向けて日常の生活をよりよくしようとすること」

○児童会活動

- 「異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むこと」



＜中学校学習指導要領＞

【社会】

（公民的分野）

「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主主義、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能」

（地理的分野）

「世界各地における人々の生活やその変容を基に、世界の人々の生活や環境の多様性を理解すること」

【特別の教科 道徳】

〈相互理解、寛容〉

「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方を理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと」

〈遵法精神、公德心〉

「法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること」

〈公正、公平、社会正義〉

「正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること」

【特別活動】

○学級活動

〈自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成〉

「自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を發揮しながらよりよい集団生活をつくること」

〈学校における多様な集団の生活の向上〉

「生徒会など学級の枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、学級としての提案や取組を話し合っ

＜高等学校学習指導要領＞

【公民（公共）】

「人間は、個人として相互に尊重されるべき存在であるとともに、対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在であること、伝統や文化、先人の取組や知恵に触れたりすることなどを通して、自らの価値観を形成するとともに他者の価値観を尊重することができるようになる存在であることについて理解すること」

【公民（倫理）】

「人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、広い視野に立ち、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成すること」

【公民（政治経済）】

「政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること」

【特別活動】

○ホームルーム活動

〈学校における多様な集団の生活の向上〉

「生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、ホームルームとしての提案や取組を話し合っ

〈自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成〉

「自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を發揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること」



<特別支援学校学習指導要領>

【社 会】

〈社会参加ときまり〉

「集団生活の中で何が必要かに気づき、自分の役割を考え、表現すること」〔中学部1段階〕

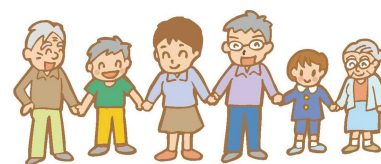
「社会生活の中で状況を的確に判断し、自分の役割と責任について考え、表現すること」〔高等部1段階〕

〈外国の様子〉

「文化や風習の特徴や違いを知ること」〔中学部1段階〕

「異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること」〔高等部1段階〕

※「特別の教科 道徳」及び特別活動については、小中高等学校に準じつつ、児童生徒の障害特性や発達段階を踏まえて行うものとする。



②個別的な視点からの取組

個別的な視点からの取組とは、個別の人権課題に関する学習です。「高知県人権施策基本方針―第3次改定版―」において示された県民に身近な人権課題を学習することが求められます。その際、児童生徒の発達段階や地域の特色に応じた具体的な人権課題を取り上げて、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する態度を身に付けるとともに、日常の行動につながる事が大切です。

（県民に身近な人権課題）

①同和問題 ②女性 ③子ども ④高齢者 ⑤障害者 ⑥感染症患者等（エイズ・HIV、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症等） ⑦外国人 ⑧犯罪被害者等 ⑨インターネットによる人権侵害 ⑩災害と人権 ⑪性的指向・性自認 ⑫様々な人権課題（アイヌの人々・刑を終えて出所した人・北朝鮮当局による拉致問題等・ホームレス・人身取引・職場におけるハラスメント 等）

※インターネット上の人権侵害は、個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠です。



人権課題を取り上げる際の留意点

【児童生徒の発達段階と学校の実態】

学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時期をとらえて、効果的に学習を進めていくことが求められる。

【中学校区における連携】

中学校区においては、教科等との関連や内容の理解を考え、発達段階に応じた人権課題を効果的に整理し、小中学校で系統的に学習が進められるよう、学校種間で共通理解を図ったうえで実践することが求められる。

【各教科等の目標とねらい】

各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。

【当事者に対する配慮】

個別の人権課題に関する学習を進めるにあたり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている人がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出す危険性があることを認識するとともに、個人情報への取扱いには、十分に配慮する必要がある。

【教職員の人権課題の理解】

教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題に関わる当事者等への理解を深めることが重要である。

〔第三次とりまとめ〕 参考

同和問題

同和問題への正しい理解と認識を深め、同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進していくことが求められています。

(ア) 同和問題について

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に起因する差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に不利な状態を強いられ、日常生活の様々な場面で不当な扱いを受けてきたという、我が国固有の重大な人権問題です。

昭和40年に同和对策審議会答申で「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置付けられ、この問題を解決することは、国全体で取り組むべき重要な課題とされました。

同和問題の解決に向けた取組は、教科書を無償とする法律の制定や就職差別の防止を目的とする統一応募書類の採用など、広く人権尊重の取組へとつながっていきました。

しかし、近年はインターネット上に差別を助長する情報や書き込みの掲載などの事案が発生し、部落差別に関する状況も変化してきました。こうした状況に対応するため、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されました。

令和4年度に高知県が実施した「人権に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)では、同和地区や同和地区の人を「気にしたり、意識したりすることはない」という回答が過半数を占めています。しかし「結婚するときに気にする」「不動産を売買・賃貸するときに気にする」「隣近所で生活するときに気にする」という回答もありました。また、同調査では「現在でも部落差別はあると思う」という回答が75.2%に上ります。

このことから、同和問題は、今でも解決すべき大切な人権問題です。私たちは、これからもこの問題に根気強く、きちんと向き合っていく必要があります。

今後、同和問題に関する教育を行うにあたっては、実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、部落差別だけでなく、他の様々な人権問題についても一緒に学び、自他の人権を尊重する気持ちを育てることが大切です。そして、それぞれの地域の状況に合わせて、教育や啓発の頻度や内容を調整し、より効果的な活動を行っていくことが重要です。

(イ) 同和問題に関する主な法律と取組

- 1965(昭和40)年 「同和对策審議会答申」
- 1969(昭和44)年 「同和对策事業特別措置法」施行
- 1982(昭和57)年 「地域改善対策特別措置法」施行
- 1987(昭和62)年 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行
- 2002(平成14)年 特別対策の終了 → 一般対策での取組の開始
- 2016(平成28)年 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行




(ウ) 同和問題について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な資質・能力例
知識的側面	①同和問題に関する正しい知識を学ぶ。 ・同和問題の歴史的背景について知る。 ・差別されてきた人々が優れた技術や役割で社会や文化を支えてきたことを知る。
価値的・ 態度的側面	①偏見や差別を自らの問題として捉え、同和問題の解決に取り組もうとする意識を養う。 ②差別された人々の苦しみや、差別解消に尽力した人々の姿を共感的に理解し、多様な人々を尊重しようとする態度を養う。
技能的側面	①当事者を含む様々な人々との交流など体験的な学習を通して、よりよい社会を築くためのコミュニケーション能力を養う。 ②差別を受けてきた人たちの痛みや感情を共感的に捉え、偏見や差別を自らの問題として考えられる想像力や感受性を養う。

(工) 実際の実例

- ・「米騒動」を考えるきっかけとして、苦しい生活をしていた人々が「自らの行動」を起こしたことを知り、資料「水平社宣言」を読んで、水平社運動を起こした人々の思いや願いを考えて話し合い、差別を解消するための運動について理解するとともに、差別を解決するための運動（行動）の必要性を話し合う。 【社会】
- ・日本の歴史における教育の不平等を調べることで、歴史的背景や差別の構造から、同和問題との関係を考察し、同和問題（部落差別）の解消に向けた方策を考える。 【総合的な学習（探究）の時間】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校
社会・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	地理歴史・特別活動 総合的な探究の時間 等
 人権教育資料集1（同和問題）つながり 【高知県教育センター】	 同和問題 ～未来に向けて～ 【法務省 MOJchannel】	 人権教育アーカイブ 【文部科学省】

Message

「夜間学習会 Nika」のメンバーへのインタビューから

先生になって自分の親と同和問題についての話題になったとき、母の考えに疑問を持ちました。私は同和問題の歴史的な経過や正しい認識を学んでいたおかげで、部落差別につながる恐れがあることを伝えることができました。その時、同和問題は昔のことではなく、今も自分たちの考え方や言葉の中に潜んでいることを実感したことでした。

同和問題について学ぶまで、知識のなさや無関心から「この地域には近寄ってはいけない」「この地域は怖い」「あの人は関わってはいけない」と私自身が思い込んでいました。同和問題を考えていくうえで、無知と無自覚は非常に危険であり、「寝た子を起こすな」※という考えは、部落差別の解消にはつながらないと私は考えます。だからこそ、次世代に対して科学的で正しい認識を伝えることが重要です。

同和問題と向き合うことで、差別が個人の意識だけでなく、社会構造や歴史の中で根付いていることに気づかされ、無関心でいることが差別を助長する可能性があることを理解しました。

インターネット上で溢れかえる偏見や差別の中、同和問題をはじめさまざまな人権問題について、子どもたちが正しい認識を持つ重要性が高まっています。未来の社会を担う子どもたちが真実を理解し、あらゆる差別をなくすための行動を起こすことができるように、これからも一緒に学んでいきたいと思います。

そして、私自身が見えにくい差別や心の中にある偏見に目を向け、いろいろな考えを持つ周りの人たちと話し合いながら、自分の考えを深めていく努力をしていきたいと思っています。

※「寝た子を起こすな」…同和問題について、そっとしておけばみんなが知らなくなり、差別は自然に解消するという、差別を助長する考え方



▲「夜間学習会 Nika」による群読劇「子らを見つめて」の様子

女性の社会参加や活躍の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性は、性犯罪・性暴力、ドメスティックバイオレンス（DV）、ハラスメント等の対象となりやすく、これらは重大な人権侵害にあたります。あらゆる場面において、女性の人権が、その他の性と対等に尊重される社会の実現を目指していく必要があります。

(ア) 女性の人権について

日本国憲法は、法の下での平等（第14条）と家族における男女平等（第24条）を定めています。さらに、日本が加盟している「女子差別撤廃条約」では、あらゆる分野での差別の撤廃を求めています。しかし、日本では、政治や経済分野での女性の参加が遅れているほか、固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っており、性犯罪やDV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する人権侵害も依然として深刻な状況にあります。また、災害時においても、意思決定の場に女性が十分に加われず、女性のニーズが考慮されないといった課題も生じています。

実際に、内閣府が行った調査では、職場や家庭などの社会経済生活の様々な領域で、現在でも「男性の方が優遇されている」と感じている方が多いという結果になっています。

また「県民意識調査」では「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」「職場における差別待遇」「セクシュアル・ハラスメント」「女性ということで意見や発言が無視される」などが女性に関する人権上の問題として指摘されています。

このような現状からも、学校等の教育機関においては、男女の平等や相互の協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導が充実するよう努めていくことが重要となります。また、学校のすべての教育活動やPTAなどの地域活動において、子どもたちが固定的な性別役割分担にとらわれずに多様な価値観を育むことや、DV防止に関する理解を深め、適切な態度を育む教育を進めていく必要があります

(イ) 女性の人権に関する主な法律と取組

1985（昭和60）年	「女子差別撤廃条約」締結（1979（昭和54）年 国連での採択）
1986（昭和61）年	「男女雇用機会均等法」施行 → 2025（令和7）年 改正
1999（平成11）年	「男女共同参画社会基本法」施行
2001（平成13）年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 「こうち男女共同参画プラン」策定 → 2021年（令和3）年改定
2004（平成16）年	「高知県男女共同参画社会づくり条例」施行
2015（平成27）年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
2024（令和6）年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行




(ウ) 女性の人権について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な資質・能力例
知識的側面	①女性の人権問題に関する正しい知識を学ぶ。 ・憲法で保障されている男女平等（法の下での平等、家族関係における男女平等）等の概念について知る。 ・性犯罪、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する様々な暴力の形態とそれが人権侵害であるという認識を深める。
価値的・態度的側面	①子どもの発達段階や性の違いに配慮しつつ、人権尊重を基盤とした男女及びその他の性は平等であるという意識を養う。 ②男女及びその他の性はそれぞれがお互いへの理解を深め、支え合う共生社会を目指そうとする態度を養う。
技能的側面	①男女及びその他の性の平等や相互の協力を基本とした、よりよい集団生活を築くためのコミュニケーション能力を養う。

(工) 実際の実例

- ・ 交際相手に対する過度な束縛や監視、人前での侮辱といった言動が「デートDV」であることに気づき、被害者が孤立し、助けを求められなくなる状況が深刻な影響を生むことについて考える。その内容を受けて、一人一人が被害のサインに気づき、安易な自己責任論で片付けず、友人としてどのような「支え方」や「声のかけ方」ができるのか、また、学校や専門機関といった社会的なサポート体制をどのように活用すべきかを具体的にロールプレイングなどを通じて考える。 【特別活動】
- ・ 日常生活の中で必要がないのに男女別に分けられている事柄が存在していることに気づき、男女間の固定的役割分担意識が一人一人の生き方を狭めていることについて考え、その内容を受けて、性別にとらわれず、自由に個性や能力を発揮できる社会を築くために、何ができるのかを具体的に考える。 【特別活動】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校
社会・家庭・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・技術・家庭・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	公民・家庭・特別活動 総合的な探究の時間 等
 固定的役割分担に捉われない 「デザイン素材」 イラストデザイン集 【内閣府男女共同参画局】	 あなたは大丈夫？ 考えよう！デートDV 活用の手引き 【法務省】	 「女性が輝く世界をつくる (第3版)」 【外務省】

Message 令和6年度人権作文コンテスト高知県大会優秀作品から

私は、テレビのドラマで女性問題を深く知りました。その中で、昔の人たちの男女の扱いの差に衝撃を受けました。女性は家事、男性は仕事、さらに女性は選挙権もありませんでした。なぜ女性だけこのような扱いをされなければならないのか不思議に思いました。実際、今も女性は家事、男性は仕事という考え方の名残はあると思います。

私も、「女の子らしくしなさい」や「女の子なんだから」と言われていました。逆に弟は「男ながやけん泣きな」などと言われていました。私は母に「お母さんの時代は男女ですることが違うことってあった？」と聞いてみました。すると、学校で女の子と男の子で勉強する科目が違っていたと言い、女の子は家庭科、男の子は技術だったそうです。女の子で技術をしたい人、男の子で家庭科をしたい人はたくさんいたろうなと思いました。今は性別に関係なくみんな同じ授業をするので驚きましたが、男女の扱いがだいぶ変わってきたんだと思いました。過去にそれを疑問に思い、訴えてくれた人達のおかげだと思います。

しかし、まだ完全には女性問題はなくなっていないと思います。だからこれからも変わっていく必要があると思います。これは決して女性を優遇して欲しいという訴えではなく、平等にしてほしいという訴えです。例えば「レディースデー」はよく聞きますが、「メンズデー」はあまり聞きません。このようなことも含めて解決していけば、男女平等に近づくとおもいます。男女平等を目指すために私も、「こういうのは女の子がすることですよ。」などと決めつけた考えに気を付けていきたいです。このような小さなことから心掛けていくと、過ごしやすい社会になっていくと思います。男女それぞれのやりたい事ができて、得意でなくても自分の手伝える範囲でお互いに助け合っていってほしいと思います。

他にも女性差別についてもっと詳しく調べて、親や友人に伝えたいです。詳しく知ることが女性差別をなくしていく第一歩であり、私に出来る活動でもあると思います。

令和6年度人権作文コンテスト高知県大会優秀作品（中学校の部）から抜粋 ※一部表現等を変更しています

子ども

子どもを一人の人間として尊重し、思いや願いを受け止めるとともに、一人一人が自分や他者を大切にす
る心や態度を育む教育を推進していくことが求められています。

(ア) 子どもの人権について

子どもの人権の尊重については、日本国憲法や教育基本法などでその理念が示されています。また、国際的には「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等において「子どもの幸せを第一に考える」という権利保障の基準が明確にされています。

しかし、現実には多くの問題が依然として存在します。学校ではいじめや教職員による体罰がみられます。さらに、スマートフォンの普及により、SNS等でのいじめや性犯罪に巻き込まれるケースも増加しました。児童買春や児童ポルノ、人身売買といった深刻な問題も起きており、子どもたちの権利が脅かされています。

家庭生活の面では、児童虐待の相談件数が依然として高いままになっています。加えて、新たな問題としてヤングケアラーの存在が明らかとなっています。ヤングケアラーとは、家庭の介護や日常生活の世話を過度に担っている子どもや若者を指します。こうした子どもたちは学業や自由に過ごす時間を奪われ、本来あるべき権利が侵害されている可能性があります。

これらの状況に対応するため、令和4年にこども基本法が制定されました。この法律では、子どもの人権を保障し、差別をなくすことを基本理念としています。また、年齢や発達段階に応じて意見を表明したり、社会活動に参加したりする機会を確保することも定められています。これによって、子どもたちが幸せに暮らせる社会を目指し、社会全体で子どもを支援していくことが明確となりました。さらに、令和5年4月にはこども家庭庁が発足し「こどもまんなか」を合言葉に様々な取組が進められています。

今後はより一層、家庭や地域との連携を通じて、子どもたちの意見を尊重しながら、子どもたちが生き生きと安全・安心に生活できる環境を整備していくことが求められます。

(イ) 子どもの人権に関する主な法律と取組

- 1994（平成6）年 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」批准（1989（平成元）年 国連で採択）
- 2000（平成12）年 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
- 2013（平成25）年 「いじめ防止対策推進法」施行
「いじめ防止等のための基本的な方針」策定 → 2017（平成29）年 改定
「高知県子ども条例」施行
- 2014（平成26）年 「高知県いじめ防止基本方針」策定 → 2024（令和6）年改定
- 2017（平成29）年 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」策定 →2024（令和6）年 改定
- 2020（令和2）年 「『高知家』いじめ予防等プログラム」（高知県教育委員会）
- 2023（令和5）年 こども家庭庁発足
「こども基本法」施行




(ウ) 子どもの人権について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な内容例
知識的側面	①子どもの人権問題に関する正しい知識を学ぶ。 ・日本国憲法や児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）など、子どもの人権に関する基本的な内容について知る。 ・いじめ、児童虐待、貧困など、子どもが直面する人権問題の現状や背景について知る。
価値的・ 態度的側面	①いじめや差別を絶対に許さないという気持ちや困っている仲間がいたら助けたいという共感的な態度を養う。 ②多様な仲間の価値観を認め、自分自身と仲間の尊厳を大切にしようとする態度を養う。
技能的側面	①自分の気持ちや考えを相手にわかりやすく伝えるコミュニケーション能力を養う。 ②仲間と意見が対立したときに、話し合いで解決するための技能を養う。

(工) 実際の実例

- いじめに関する教材を読み、その中に登場する人物の立場からいじめられている主人公を取り巻く子どもたちの行動や気持ちを考える。そして、主人公に自分を重ねることで、誰もがいじめられる側になりうることに気づき、いじめをなくすために何ができるのかを考える。 【特別の教科 道徳】
- チョコレートの原料であるカカオが、産地の子どもたちの過酷な労働（児童労働）によって作られていることや、児童労働から子どもを守るために作られたフェアトレードチョコレートは、結果的には価格が高くなることの説明を聞き、児童労働がなくなる現状があり、なぜなくなるのかを考える。 【社会】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校
社会・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	公民・特別活動 総合的な探究の時間 等
 よくわかる！こどもの権利条約 【法務省】	 あなたは大丈夫？考えよう！いじめ～一人で悩まず相談しよう～活用の手引き 【法務省】	 ヤングケアラーについてのHP 【高知県子ども・福祉政策部 子ども家庭課】

Message 高知県内の元ヤングケアラーの体験談から

私は、3歳の頃から、病気のお母さんのために家事をしたり、病院に連れて行ったり…毎日がんばってお母さんのお世話をしていました。

小学生の頃には、お母さんが強烈な身体の痛みを訴えるようになり、学校にいても、友達と遊んでいても家に呼び戻され、昼夜問わず病院に付き添っていました。

当時の私は、家族のために必死で頑張っていて、自分のことを大切にすることができませんでした。が、今の頃の自分に何が必要かと考えてみると、「しんどい、つらい、怖い」という私の気持ちを吐き出せる場所、守ってくれる場所が欲しかったなと思います。

もし、あなたが家族のお世話のことで、つらくなったり、困っていることがあったら、1人で悩まずに学校の先生や周りの大人に相談してみてください。とても勇気のいることですが、きっとあなたの力になってくれます。

リーフレット（中高生向け）「ヤングケアラーってなに？」子ども・福祉政策部 子ども家庭課から抜粋

 <p>障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。</p>	 <p>家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。</p>	 <p>障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。</p>	 <p>目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。</p>	 <p>日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。</p>
 <p>家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。</p>	 <p>アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。</p>	 <p>がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。</p>	 <p>障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。</p>	 <p>障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。</p>

▲出典：子ども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーとは」

高齢者

高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながります。また、これは将来高齢期を迎える私たち自身にとっても、安心して豊かに暮らせる社会をつくることでもあります。すべての世代がお互いに支え合い、よりよい未来を築くために協力することが大切です。

(ア) 高齢者の人権について

日本の高齢化は急速に進んでおり、令和19年には国民の3人に1人が65歳以上になると予測されています。こうした状況の中で、高齢者に対する身体的・心理的な虐待や、財産を不当に利用する経済的な虐待など、高齢者の人権問題は深刻な状況にあります。

「県民意識調査」では、高齢者に関する人権上の問題点として、次のような項目が上位に上がっています。

- ・高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
- ・アパートなどの住宅への入居を拒否される
- ・自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
- ・道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない

これらの課題を踏まえて、高齢者が社会の一員として尊厳を持ち、健やかで生きがいを感じながら安心して生活できるようにするためには、高齢者を取り巻く多くの問題を解決する取組を継続的に推進していくことが大切です。

また、学校教育においても、高齢化の進行を踏まえた教育が求められています。具体的には、高齢者に対する尊敬や感謝の気持ちを育てるとともに、高齢社会やその課題についての理解を深めることが重要です。さらに、高齢者世代と若い世代が互いに理解し連帯感を深めるために、世代間のふれあいの機会を充実させることも必要とされています。

(イ) 高齢者の人権に関する主な法律と取組

- 1982（昭和57）年 「高齢化に関する国際行動計画」採択（国連）
- 1995（平成7）年 「高齢社会対策基本法」施行
- 1999（平成11）年 「生き生き高知・長寿憲章」
- 2001（平成13）年 「高齢社会対策大綱」 → 現行の大綱は2024（令和6）年9月閣議決定
- 2006（平成18）年 「高齢者虐待防止法」施行
- 2023（令和5）年 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行
- 2024（令和6）年 「高知県高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業支援計画」策定




(ウ) 高齢者の人権について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な資質・能力例
知識的側面	①高齢者の人権問題に関する正しい知識を学ぶ。 ・高齢者の身体的・精神的な変化、多様な生活実態、社会的な役割などについて知る。 ・虐待の種類（身体的、心理的、経済的など）や、その背景にある要因、法的な対応策及び、高齢者を支えるための公的な制度やサービス（介護保険制度、年金制度など）について知る。
価値的・ 態度的側面	①高齢者の人たちが培ってきた経験に敬意を払い、その話に耳を傾け共感する態度を養う。 ②誰もがいずれは高齢期を迎えるという認識を持ち、高齢者問題は自分自身の問題であるという当事者意識を養う。
技能的側面	①高齢者の話に耳を傾け、相手のペースに合わせて分かりやすく話すなど、円滑なコミュニケーションを図るための能力を養う。

(工) 実際の実例

- ・地域に住む高齢者を学校に招き、話を聞いたり、昔の遊びや料理などを一緒に行ったりする。また、この交流を通じて、高齢者の人権について学んだ内容を、プレゼンテーションや演劇といった形で発表し、クラスや学校全体で共有する。 【総合的な学習の時間】
- ・高齢化の進行や社会保障制度、高齢者虐待の問題など、高齢者を取り巻く現状について、統計データやニュース記事を用いて客観的に学ぶ。そして、学んだ知識をもとに、高齢者の人権問題に関する具体的な事例をグループで検討し、多角的な視点から解決策を話し合う。 【社会】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校
社会・家庭・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・技術・家庭・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	公民・家庭・特別活動 総合的な探究の時間 等
 人権ライブラリー 「人権を学ぼう」コーナー (高齢者) 【(公財) 人権教育啓発 推進センター】	 人権教育アーカイブ (個別の人権課題全般) 【文部科学省】	 じんけんマンガ動画 シリーズ 08 (高齢者) 【(公財) 高知県人権 啓発センター】

Message

高知県立高知国際中学校夜間学級の生徒へのインタビューから

夜間学級では、自分に合った学びができます。個々の能力に応じた学習をすることができ、強制や負担がなく勉強を続けやすい環境です。学ぶことの楽しさや、知る喜びに毎日ワクワクしています。「以前は勉強していなかったので、勉強できてよかった。ローマ字や数学ができるようになった。仕事をするときも、計算ができるようになり漢字が読めるようになった」という仲間もいます。他の生徒が学ぶ姿を見て、すごいなと尊敬し、がんばっている姿を見て、自分もがんばっていきいたいという気持ちになります。

高齢になると、身体の衰えで、全ての動作に今までの2倍から3倍かかり、歯がゆく感じる場合があります。報道で、高齢者が被害を受ける詐欺のニュースや介護の問題が取り上げられると、明日は我が身と感じたり、子どもたちには迷惑をかけたくないと考えたりします。先のことをいろいろと考える反面、夜間学級で学んでいると、「一人でいたら将来は」「病気や終末期のこと」など、不思議と考えずにいることができます。

年齢を重ねると、朝、目が覚めたときに家族が「おはよう」と言ってくれること、家族と一緒に「おいしいね」と食事ができることがうれしく身に染みます。当たり前にしてきたことが、当たり前でなかったことに気づきます。

いくつになっても、勉強することは自分を向上させ、自信を持たせてくれます。高齢者同士で集まるだけでなく、いろいろな年代の方の意見や考えを聞くのも楽しいと感じます。

学校では、高齢者とのふれあいや高齢者体験などを通して、高齢者の実際についてもっと知ってほしいと思います。どうしても身体の動きが衰えるため、通常よりも気長な対応が必要なことなど、子どもたちの理解や共感が進むように伝えてほしいと思います。また、社会的弱者としてだけでなく、経験的強者として尊重することも伝えてほしいと思います。そして、子どもたちには、子ども時代にしかできないこと（自然の中で遊んだり、友だちをたくさん作って体を動かして遊んだり）をたくさんしてほしい、一生懸命に遊びながら学んでほしいと思います。



▲人権問題課題別研修会において、夜間学級での生活や学び等について語る生徒たちの様子



▲夜間学級での授業の様子

障害者

全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(ア) 障害者の人権について

障害のある人が地域の一員として日常生活や社会生活を送る際には、さまざまな障壁があります。たとえば、店舗などの段差や車いすに対応したトイレの不足といった「物理的バリア」就労や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」視覚や聴覚等の障害によって生じる情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」そして障害者への無理解から生じる差別や偏見などの「心のバリア」です。これらの障壁を取り除く取組が必要とされています。

「県民意識調査」においても「交通機関や道路等の利用が不便である」「就労の機会が少ない」「差別的な言動をされる」などが障害のある人に関する人権上の問題点の上位を占めています。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、行政機関や事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供や環境整備を負担になりすぎない範囲で行うことが求められています。令和6年4月からは、この法律が改正され、合理的配慮の提供が事業者の法的義務となりました。これは、障害のある人が障害のない人と同様にさまざまな活動に参加できる社会を築くための重要な一歩です。

学校教育においては、障害のある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め「共生社会」の形成を目指すため、インクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の推進が必要とされています。文部科学省は平成27年度から「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解の推進事業」などに取り組んでおり、平成31年には「交流及び共同学習ガイド」が改訂されました。

このガイドでは、共生社会の実現に向けて、幼稚園から高校、特別支援学校などで行う交流及び共同学習は、障害のある子どももいない子どもも相互理解と社会性を深め、豊かな人間性を育む上で大きな意義があるとされています。また、これらの経験は、学校卒業後の積極的な社会参加や、多様性を理解し支え合う意識の醸成につながるとも言えます。これを受け、県教育委員会でも、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で学び合える環境づくりを推進するとともに、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図っています。

(イ) 障害者の人権に関する主な法律と取組

- 1993（平成5）年 「障害者基本法」 → 2011（平成23）年改正
- 2011（平成23）年 「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」（高知県教育委員会）
- 2014（平成26）年 「障害者の権利に関する条約」発効（2006（平成18）年 国連で採択）
- 2016（平成28）年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 → 2024（令和6）年改正
- 2023（令和5）年～ 「第3期高知県障害者計画」
- 2024（令和6）年 「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」施行
「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例」施行





(ウ) 障害者の人権について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な内容例
知識的側面	①障害者の人権問題に関する正しい知識を学ぶ。 ・交流や共同学習の場を積極的に設けることで、様々な障害について知り、障害のある人への理解を深める。
価値的・ 態度的側面	①様々な障害について知り、障害のある人への理解を深め、支え合う共生社会を目指そうとする態度を養う。
技能的側面	①障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、よりよい集団生活を築くためのコミュニケーション能力を養う。

(工) 実際の実例

- ・手話が意思疎通を行うために必要な言語であることを理解し、聴覚に障害のある方との交流や手話を使ったコミュニケーション活動を通して、体験したことや感じたことを他学年や学校全体へ発信し、共に安心して豊かに暮らせる地域社会にするために何ができるかを考える。 【総合的な学習（探究）の時間】
- ・ミュージカルのワークショップを主体とした、高等学校と特別支援学校の生徒との交流及び共同学習を計画的・継続的に実施することを通して、障害者に対する理解を深めるとともに豊かな人間性を育み、地域社会における自分の生き方について考える。 【総合的な学習（探究）の時間】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校	
国語・社会・生活・音楽・外国語 道徳・特別活動・総合的な学習の時間 等	国語・社会・音楽・外国語・道徳 特別活動・総合的な学習の時間 等	国語・公民・音楽・外国語 特別活動・総合的な探究の時間 等	
 障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県を目指して（動画・リーフレット） 【高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課】	 高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例について（手話動画・リーフレット） 【高知県 子ども・福祉政策部 障害福祉課】	 障害のある人と人権 誰もが住みよい社会をつくるために（動画） 【法務省 MOJchannel】	 交流及び共同学習ガイド 【文部科学省】

Message 人権作文コンテスト高知県大会優秀作品から

夏休みを目前に控えたある日、友人から「夏休みの間だけ、障害者介護施設でのアルバイトをしてみない？」と誘いを受けた。しかし、仕事内容の説明を聞いているうちに、不安が広がっていった。「障がいがある方々と関わる」ということ自体が、これまでの私の日常には存在しなかった。

（アルバイト中に）テーブルを拭いていると、「ありがとう」と、あたたかくて優しい声が聞こえた。思わず手を止め振り返った。穏やかな笑顔とまっすぐな視線が私に向けられていた。ただただまっすぐそう言われたとき、胸の奥に衝撃が走った。なぜならそれまで障がい者の方は「自分とは違う世界の人」であり、私のことも、「違う世界の人」と捉えていると勝手に思い込んでいたからだ。だがその瞬間私の想像はあっさりと否定された。単なる感謝の言葉なのに、今まで何度も聞いたことのある言葉なのに、なぜか心が熱くなった。

私はその時初めて気づいたのだ。相手は「違う世界の人」ではなく、ただ私と同じように親切にされれば感謝を伝え、嬉しいことがあれば微笑む一人の人間なのだ。「違う」と思い込み「壁」を作っていたのは私だけなのだ。その気づきが、私の心に大きな変化をもたらした。障がいがある方々を「特別な存在」として見るのではなく、同じ社会に生きる一人の人として向き合うことの大切さを、私は身をもって知った。

令和7年度人権作文コンテスト高知県大会優秀作品（高等学校の部）から抜粋 ※一部表現等を変更しています

私は今、車イスで生活をしています。歩けなくなった時のことは、あまり覚えていませんが、今は、楽しく過ごしています。このように楽しく過ごせるまでには、たくさんの方々が、私を助けてくれました。

だけど、できないことばかりではなく、自分一人でもできることもあります。何もできないと決めつけずに、困っている時に助けてもらいたいです。できそうになくても、がんばったらできるようになるかもしれないので「大丈夫かな？」と思ったら、少し様子を見て行動してもらえると嬉しいです。

障害によって、困ることは違うし変わります。それに対して、バリアをなくしていくことが大切だと思います。バリアは、人間が生み出したものなので、人間でなくすることができるとも思います。だから、障害がある人もない人も協力し合ってバリアをなくし、おたがいがくらしやすい世の中になればいいと思います。

令和5年度人権作文コンテスト高知県大会優秀作品（小学校の部）から抜粋 ※一部表現等を変更しています

エイズ・HIV、新型コロナウイルス感染症等

感染症については、患者・感染者だけではなく、家族や医療従事者の人権が侵害されることがあってはなりません。感染症についての正しい知識の普及を図り、患者・感染者が安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会を実現することが必要です。

(ア) エイズ・HIV、新型コロナウイルス感染症等に関する人権について

エイズや新型コロナウイルス感染症などに関しては、誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族が差別や偏見によって苦しめられることがあります。

エイズの場合、原因はHIVという感染力の弱いウイルスであり、通常は感染しにくい病気であることがわかっています。しかし、1980年代にエイズ問題が注目されると、マスコミによる不確かな情報の報道や過剰な反応によって、国民の間に偏見や誤解が広まりました（エイズパニック）。その結果、アパートへの入居拒否や立ち退き要求、学校でのいじめ、職場での解雇などの人権侵害が起きました。国や都道府県がエイズに関する正しい情報提供を続けたことで社会の理解は進んできましたが、まだ誤解や偏見は残っています。

また、令和2年に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に広がると、感染に対する不安が増す中、SNS等で個人情報が拡散されたり、誤った情報が発信されたりする問題が起きました。さらに、感染した人や医療関係者に対する差別や誹謗中傷、ワクチン接種に関する差別などの人権問題も発生しました。こうした誤った情報から差別や偏見が生じることは決して許されるものではありません。

感染は自分や大切な家族にも起こりうることであり、他人事ではなく自分自身の問題として捉えることが大切です。自分や身近な人が感染したらどう感じるかを想像することが、差別や偏見をなくすことにつながります。学校教育では、発達段階に応じて正しい知識を身につけ、適切な行動ができる力を育てることが必要です。

(イ) 感染者等に関する人権についての主な法律と取組

- 1988（昭和63）年 12月1日を世界エイズデーと定める（WHO）
- 1989（平成元）年 「エイズ予防法」施行 → 1999（平成11）年廃止
- 1999（平成11）年 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
- 2006（平成18）年 「エイズ予防指針」施行
→ 2025（令和7）年改正 感染者等のさらなる人権の尊重が求められる
- 2013（平成25）年 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
→ 2021（令和3）年改正 差別的取り扱い等を防止するための規定が追加された




(ウ) 感染者等に関する人権について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な資質・能力例
知識的側面	①エイズ・HIV、新型コロナウイルス感染症等に関する正しい知識を身に付ける。 ・感染経路、予防法、治療法など、医学的に正しい情報について学ぶ。 ・エイズがどのように社会に広がり、偏見や差別が生まれたかという歴史的背景を知る。
価値的・ 態度的側面	①感染者や医療従事者が直面する不安や困難を想像し、共感しようとする態度を養う。 ②感染症対策に関して、人それぞれ異なる考え方や事情があることを認め、多様な意見があることを理解しようとする態度を養う。
技能的側面	①信頼できる情報源からエイズ・HIV、新型コロナウイルス感染症等に関する情報を収集し、情報を正確に判断する技能を養う。 ②感染症対策を巡って意見が対立した際、相手の立場や意見を尊重しながら、自分の考えを冷静に伝え、問題解決に向けた対話を進める力を養う。

(工) 実際の実例

- ・エイズやH I V、性感染症の感染経路についての事前アンケートをもとに、性感染症についての正しい知識を学び、身近な家族・友人・恋人が性感染症と診断された場合、どのような配慮が必要かを個人やグループで話し合い、個人及び社会で感染症について取り組む対策を考える。 【保健体育】
- ・新型コロナウイルス流行時の「病院スタッフがタクシーの乗車拒否を受けた事例」「感染者の家に落書きがされた被害」などの報道事例を基とし、『個人の人権』と『公共の福祉（公衆衛生）』のどちらが優先されるべきか」という話し合いを行う。その後「個人の人権と公共の福祉は本当に並び立たないのか」という問いを通して、差別のない公正な社会の在り方について考える。 【社会】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校
社会・体育・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・保健体育・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	公民・保健体育・特別活動 総合的な探究の時間 等
 人権ライブラリー 「人権を学ぼう」コーナー (感染症等) 【(公財)人権教育啓発 推進センター】	 人権教育アーカイブ (個別の人権課題全般) 【文部科学省】	 エイズ対策についてのHP 【高知県健康政策部 健康対策課】

Message

高知県内の医療関係者から

H I Vは、早期に発見し適切に対応することで、感染して短期間で死に至る疾患ではなくなり、長期療養が可能となりましたが、さまざまな合併症を併発するリスクは高く、「生きていくこと」への心理的負担は以前と大きく変わらないと言われています。通常の日常生活を送る中で、他者へ感染するリスクはありませんが、周囲の理解不足から、H I V感染者の方は社会的な偏見や差別への不安を感じています。そのため、感染について、身近な人や家族にも打ち明けることができずに、日常生活を送っている方もいます。また、病名について周囲に知られることが、感染者本人のセクシュアリティのカミングアウトにつながる可能性があり、人権尊重の視点からもきめ細かい配慮が必要になります。

世界エイズデーのキャンペーンテーマとなっている「U=U」は、「U (Undetectable: 検出限界未満=U (Untransmittable: H I V 感染しない))」を意味しており、抗H I V療法を継続し、血中のウイルス量が200copies/mL 未満の状態を6ヶ月以上維持している状態のH I V感染者は他の人に性行為を通じてH I V感染させることは一切ない、という科学的に根拠づけられた事実で、世界中の保健医療関連の専門機関で支持されています。感染者の方ご自身が、他者への感染について不安を感じているケースもあり、こうした正確な知識を社会全体で共有していくことが必要です。高知県では、エイズパニックを経験した世代が40代から50代を迎えており、学校教育に加えて、より年齢が高い方に理解してもらうことも課題の一つです。

感染者の方が、自分の住む地域で医療を受け、安心して日常生活を送ることができるよう、当院では、県内の医療機関への研修や協力も行っています。他の病気と同じように、H I V感染症は、特別な病気ではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。「よくわからない」「自分には関係ない」ではなく、まずは一歩立ち止まって考えてみてください。みなさんの何気ない言動が差別や偏見につながってしまうかもしれません。正しい知識を身に付け、誰もが自分らしく生きる社会を一緒につくりましょう。



高知大学医学部附属病院 地域医療連携室 公認心理師・臨床心理士 西田 拓洋 氏のお話

ハンセン病

ハンセン病は決して過去の問題ではなく、現在も続く人権課題です。過去のハンセン病の歴史や社会問題について学ぶことで、人権が侵害された人々の痛みを想像し、差別の歴史を二度と繰り返さないことが、私たちに求められているのではないのでしょうか。

(ア) ハンセン病元患者の人権について

ハンセン病は「らい菌」によって主に皮膚や末梢神経がおかされる慢性の細菌感染症の一種です。この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなったりします。治療法のない時代には、体の一部が変形してしまうといった後遺症が残ることもありました。

ハンセン病の感染力は非常に弱いにもかかわらず、昭和6年に制定された「癩（らい）予防法」のもと、全国で「無らい県運動」と呼ばれる患者を探し出し療養所に隔離する施策が行われました。その結果「ハンセン病は恐ろしい感染症だ」という誤った認識が広まり、元患者や家族への偏見や差別が助長されました。

昭和21年に特效薬プロミンが開発されて治療が可能になった後も、隔離政策は平成8年の「らい予防法」廃止まで続きました。その後も平成15年の熊本県ホテル宿泊拒否事件など、元患者や家族に対する根強い差別や偏見が残っています。

令和元年7月の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」熊本地方裁判所判決を受け、政府は隔離政策により元患者だけでなく家族も深刻な偏見や差別に苦しんできたことを深く反省し、心から謝罪しました。現在は関係省庁が連携し、ハンセン病に関する人権教育と啓発活動の強化に取り組んでいます。

学校教育においては、多様な教材を効果的に活用しハンセン病問題の人権教育を進めることが重要です。具体的には、厚生労働省が配布するパンフレットや法務省の人権啓発動画等を活用した授業を行うことができます。また、教職員は文部科学省のウェブサイトに掲載された先進的な授業事例を参考に、自身の理解を深め指導方法の改善を図ることが求められます。

さらに、国立ハンセン病資料館の学芸員や元患者の家族を講師として招くことで、当事者の声に触れる貴重な機会を設けることが可能です。このような教材や機会を積極的に活用し、生徒に正しい知識を伝えていくことが求められます。

(イ) ハンセン病元患者の人権に関する主な法律と取組

- 1907（明治40）年 「癩予防二関スル件」公布（明治政府）
- 1931（昭和6）年 「癩予防法」公布 → 1953（昭和28）年に「らい予防法」へ
- 1996（平成8）年 「らい予防法の廃止に関する法律」施行
- 2009（平成21）年 「ハンセン病問題の解決促進に関する法律」施行
- 2019（令和元）年 「ハンセン病に関する教育の実施について」（文部科学省通知）
→ 2024（令和6年）「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について」






(ウ) ハンセン病元患者の人権について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な資質・能力例
知識的側面	①ハンセン病に関する正しい知識を学ぶ。 ・ハンセン病がどのような病気かについて正しく知る。 ・元患者やその家族に対する偏見や差別の歴史や実態を知る。
価値的・態度的側面	①ハンセン病元患者やその家族が経験してきた差別や苦しみ、偏見による心の傷を理解し、共感しようとする態度を養う。
技能的側面	①ハンセン病元患者やその家族の痛みや感情を共感的に受け止めるための想像力や感受性を養う。 ②ハンセン病問題に関する情報を集め、その情報を分析して、この問題について、公平な視点から考える技能を養う。

(工) 実際の実例

- ・ハンセン病についてのDVDを視聴し、正しい知識を得て、世間の反応についてどう感じたかなどを考え、その内容を班や学級全体で共有する。また、差別の解消や差別に発展しないために必要なことは何かを考える。 【社会】
- ・国立ハンセン病資料館の出前講座を活用し、ハンセン病の入所者とその家族への差別について知る。差別がどうして生まれたかを考えることで、正しい知識を持たないことが差別を生み、他者に歩み寄り互いに知ることが偏見や差別の解消につながることを学ぶ。また、学習内容を「学習レポート」にまとめ、家庭へ報告し、知識を他者に伝えることで、差別解消の実践者としての意識を持つ。 【総合的な学習（探究）の時間】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校
社会・体育・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・保健体育・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	公民・保健体育・特別活動 総合的な探究の時間 等
 <p>「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」(アニメ) 【法務省 MOJchannel】</p>  <p>「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」活用の手引き 【法務省】</p>	 <p>「ハンセン病の向こう側」生徒用 【厚生労働省】</p>  <p>「ハンセン病の向こう側」指導者用 【厚生労働省】</p>	 <p>「伝えたい 知ってほしい ハンセン病について」 【高知県健康政策部 健康対策課】</p>  <p>ハンセン病問題学習： 校内研修シリーズ No. 100 【NITS 独立行政法人 教職員支援機構】</p>

Message

高知県出身のハンセン病元患者の方から

私が大島青松園に入ったのは昭和27年6月19日、16歳でした。中学校3年生の時に大腿部に栗まんじゅうのようなあざができましたね。それがハンセン病の始まりやったんですね。卒業してからすぐにこちらの方に来るように言われてきたんです。県の予防課のA先生がうちに来て、「今、プロミンといういい薬があるけん、（大島に）行って1年ばあ治療すりゃあすつともんでこれる。まあ行ってこいや」言うて名刺をもらってね。

（中略）私が入所した当時は、まだ療養所というのは名ばかりで収容所でした。職員の数というのはものすごく少なく、園内の維持管理というのはすべて軽症者によって賄われておりました。園内でいろんな作業をやらされました。住居の方は24畳の大きな部屋に12人収容されて、そこに寝泊まりしていた。自分がいるところというところ2枚分しかない。最初ここに入ってきたときには本当にもう、絶望というか、最初はね、私もこんなところに来るとは思ってない、軽い気持ちで来たんですけどね。中に入ってみると、みんなが1年たったら帰れるとか、1年半で帰れるとか言って連れてこられて、もうここに入ったら出ることはできないとか言われるし、おまえも、1年半とか2年とか、そういうことを言われたんかと言う。だから騙されて連れてこられた。そういう話を聞くとね、本当につらかったですね。

（中略）年を取って、こんなに不自由になったら、どこにも行くところがない。帰る場所もなくなってしまった。帰ってもどうせ施設に入るんだったらここで最期を迎えたいし、（納骨堂に）我々が入るところも作っているわけよ…そういうことがあって今もお世話になっている。ハンセン病患者に対する強制隔離や非人道的施策はひどいもので忘れることはできない。ハンセン病に対して正しい知識をもって、理解してほしい。我々は子ども達によく言うんですね。昔こういう病気のためにこういうところに連れてこられて、自由を奪われて生活しておった。そういう人たちがおったということが、これから先、何かの役に立ってもらえればありがたいし、それを一つの教訓にしてもらいたい。



高知県出身の元患者 野村 宏 氏（大島青松園）の話
 啓発冊子 「伝えたい 知ってほしい ハンセン病について」（健康政策部 健康対策課）から抜粋

今日、日本に住む外国人の数は増加傾向にあり、社会生活で身近な存在になっています。学校教育においても、国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に協調して生きる態度の育成に努めていくことが求められています。

(ア) 外国人の人権について

政府はこれまで、外国人への平等な権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、そして外国人との共生に向けた相互理解の促進に取り組んできました。しかし、歴史的な背景のある在日韓国・朝鮮人に関する問題や、外国人が就職や賃貸契約、店舗の利用で不利益を受けるなど、言葉や宗教、習慣の違いからくる偏見が依然として根強く残っています。

また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われるケースもあり、これがマスコミなどで「ヘイトスピーチ」として取り上げられています。

高知県でも外国人住民は年々増加しており、令和6年12月現在、74カ国から来た6,848人が暮らしています。このため、県民と外国人が共に生活する多文化共生の県づくりを推進する必要があります。

本県には、高知県外国人生活相談センター「ココフォーレ」が設置されており、外国人住民の生活全般に関する相談を受けるワンストップセンターとして、言語や文化の違いによる不安や困りごとに寄り添い、支援を行っています。

令和元年の開所以来、相談件数は年々増加しており、令和6年度には892件に達しました。特に在留資格、雇用・労働、出産・子育て、通訳に関する相談が多く寄せられています。中でも通訳に関する相談は学校現場でも重要な課題となっています。

令和4年に高知県が発表した「地域日本語教育実態調査報告書」では、在住外国人のうち「ほとんど話せない」人は6.5%にとどまっています。一方で「簡単な会話ができる」または「少しだけ話せる」人が70%に上ります。この結果から、やさしい日本語を活用することで言語の壁を越えたコミュニケーションが可能であることが分かります。

(イ) 外国人の人権に関する主な法律と取組

- 1990（平成2）年 高知県国際交流協会の設立
- 1996（平成8）年 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」発効（1965（昭和40）年 国連で採択）
- 2006（平成18）年 「地域における多文化共生推進プラン」策定 → 2020（令和2）年改定
- 2016（平成28）年 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行
- 2019（令和元）年 「日本語教育の推進に関する法律」施行




(ウ) 外国人の人権について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な内容例
知識的側面	<ul style="list-style-type: none"> ①外国人の人権問題や外国に関する正しい知識を学ぶ。 ・外国人や外国にルーツのある人たちに対する偏見や差別の実態を知る。 ・様々な国の文化や習慣に触れ、文化や習慣の違いやその多様性について理解する。
価値的・ 態度的側面	<ul style="list-style-type: none"> ①様々な国の文化や習慣を尊重し、違いを認めると同時に、互いの共通性を理解し、共感する態度を養う。 ②違いを認め合う寛容性のある国際感覚と、すべての人々の人権を尊重しようとする意識を養う。
技能的側面	<ul style="list-style-type: none"> ①異なる習慣や文化を持つ人々と共に生きるための社会的技能を養う。 ②言語や文化の違いを超えてよりよい人間関係を築くための、自己表現や傾聴の仕方等に工夫したコミュニケーション能力を養う。

(工) 実際の取組例

- ・多くの朝鮮半島出身者が日本に移り住んだ経緯を、分かりやすく解説する。次に、戦後の混乱期を経て、彼らが日本社会でどのような困難に直面し、差別や偏見に苦しめられているかについて、ドキュメンタリー映像や当事者の声を通じて学ぶ。生徒たちは、なぜこうした問題が今も続いているのか、歴史的な視点から考え、解決に向けて自分たちに何ができるかを話し合う。 【社会】
- ・地域に住んでいる中国帰国者や外国にルーツを持つ保護者との交流を通して、異文化理解を深める。事前学習において、交流する国の文化や言語について学び、季節の行事を一緒に祝ったり、料理を教えてもらったり、といった体験を通して、多文化共生の大切さを学ぶ。 【総合的な学習（探究）の時間等】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校
社会・外国語・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・外国語・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	公民・外国語・特別活動 総合的な探究の時間 等
 人権ライブラリー 「人権を学ぼう」コーナー (外国人) 【(公財)人権教育啓発 推進センター】	 人権教育アーカイブ (個別の人権課題全般) 【文部科学省】	 在留支援のためのやさしい 日本語ガイドライン 【出入国在留管理庁】

Message

高知県内の外国人相談支援機関から

最近、身のまわりで外国人が増えたと感じることはありませんか？高知県では外国人住民は年々増加しています。このような状況の中、高知県では多文化共生推進プランの策定が進んでおり（令和7年10月現在）、地域全体で共生社会の実現に向けた取組が進められています。

一方、学校においては、教職員の人権感覚のアップデートが重要です。言語支援だけでは不十分であり、教員には文化的背景や無意識の偏見に気づき、柔軟に対応する力が求められています。例えば、宗教的な理由で給食の食材に配慮が必要なケースや、肌の接触到抵抗がある児童への対応など、学校現場での工夫が不可欠となっています。また、日本語が不十分だからといって学力が低いわけではありません。JICAなどが提供している、母国語で学べる算数、数学、理科の教材などがあり、母国語での理解を支援する教材の活用が有効になります。

家庭との信頼関係づくりも重要です。保護者との連携には、言語や制度の壁を越える工夫が不可欠です。やさしい日本語でのお知らせ、通学支援、学校行事への参加促進など、家庭とのつながりを深める取組が重要となります。例えば、持ち物のお知らせにふりがなやイラストをつけたり、進路相談に通訳を同席させたりするような細やかな配慮が支援につながります。また、各国の教育制度は異なるため、保護者の出身国の教育制度を事前に理解しておくことも役立ちます。

外国人も日本人も互いの強みを活かし、補完し合う「多文化共生社会」の実現に向けて、みんなで一歩ずつ前進していきましょう。

高知県外国人生活相談センター「ココフォーレ」 廣瀬 留美子 氏のお話



犯罪被害者等

私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者の身近にいて、いつでも支援することのできる周囲の人々の適切な対応が被害者の回復への一助となります。被害者やその家族の立場に立って考え、支援することが大切です。

(ア) 犯罪被害者等の人権について

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、さらにSNS等で面白半分に噂をされたり、心ない誹謗中傷を書かれたりすることで、名誉を傷つけられたり、プライベートな生活を脅かされたりするといった問題が生じています。

こうした犯罪被害者とその家族の権利を守るため、平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。この法律は、犯罪被害者の人権を尊重し、その状況を理解するための研修や啓発活動を行うことを定めています。また、教育や広報を通じて、被害者の名誉や平穏な生活を守ることの重要性について国民全体の理解を深める取組を進めるよう求めています。

さらに、この法律に基づいて策定された「犯罪被害者等基本計画」では、被害者が直面する困難を解決するために、国民みんなで協力して進めることなどを基本方針とし、国民の理解を深め、配慮と協力を確保することを重要課題の一つとしています。

そこで、犯罪被害者等に関する理解の増進と配慮・協力の確保のため、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」と定め、この期間に合わせて広報啓発活動が集中的に実施されています。

学校教育において犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際は、誰もが犯罪被害者になる可能性があるため、一人一人が被害者の状況を理解し、平穏な生活を取り戻せるよう配慮することが重要です。また、学習活動を行う際には被害者個人の情報が特定されないよう、十分に注意を払う必要があります。

(イ) 犯罪被害者等の人権に関する主な法律と取組

- 1985（昭和60）年 「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択（国連）
- 2005（平成17）年 「犯罪被害者等基本法」施行 → 同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」策定
- 2011（平成23）年 「第2次犯罪被害者等基本計画」策定
「犯罪被害者支援要綱」制定
- 2016（平成28）年 「第3次犯罪被害者等基本計画」策定
- 2020（令和2）年 「高知県犯罪被害者等支援条例」施行
- 2021（令和3）年 「第4次犯罪被害者等基本計画」策定




(ウ) 犯罪被害者等の人権について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な内容例
知識的側面	①犯罪被害者やその家族の人権問題に関する正しい知識を学ぶ。 ・犯罪被害者やその家族に対する偏見や差別の実態を知る。 ・犯罪被害者やその家族のプライバシーが守られるべきであり、個人情報等を安易に広めてはならないことを知る。
価値的・ 態度的側面	①犯罪被害者やその家族の苦しみや悲しみに寄り添い、共感しようとする態度を養う。 ②「被害者にも落ち度があったのではないか」といった偏見や、犯罪被害者やその家族に対する無理解から生じる差別的な見方をなくそうとする態度を養う。
技能的側面	①犯罪被害者やその家族の感情に配慮し、寄り添うための聞き方や話し方などの、コミュニケーション能力を養う。 ②不用意な噂話やSNS等での拡散に加担しないよう、情報を適切に判断する力を養う。

(工) 実際の実例

- ・「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールの過去の優秀作品を読み、作者である同世代の生徒たちが命の尊厳についてどのように考え、どのようにして困難に立ち向かったのかを読み解く。その上で、作品の内容を基にグループで話し合い、全体で意見を共有することで、生徒一人一人が自分や他者の命の大切さについて主体的に考え、共感力を育む。それにより、日々の生活の中で直面する様々な問題に対する向き合い方を学ぶきっかけとする。 【特別の教科 道徳】
- ・「命の大切さを学ぶ教室」(高知県警察本部警務部県民支援相談課)を活用し、犯罪被害者や警察職員の講演を聞き、犯罪被害者が直面する困難や悲しみ、置かれている状況を理解することにより「いじめや暴力をなくすこと」や「命」の大切さ、周囲の人々の思いやりや支えの必要性について考える。 【特別活動】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校
道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	公民・特別活動 総合的な探究の時間 等
 もしも・・・あなたが 犯罪被害に遭遇したら 【法務省 MOJchannel】	 大切な命を守る全国中学・ 高校生作文コンクール 【警察庁】	 犯罪被害者等に関する児 童・生徒向け啓発用教材 【警察庁】

Message

「命の大切さを学ぶ教室」講師から

犯罪被害や虐待体験は、子どもの成長に大きな影響を与えてしまうことがあります。先生方の周りには、普通に学校に来るだけで、そして、もしかしたら生きていて、ものすごく頑張っている子がいるかもしれません。警察をはじめ、多くの機関が連携して支援を行っていますが、犯罪被害者が平穏な生活を取り戻すためには、普段の生活で接する職場や学校の友人、周囲の身近な人々の支えが必要です。学校は被害にあった子どもたちの「駆け込み寺」になることもあって、先生方は子どもたちにとっては重要なキーパーソンです。日常の関わりの中で子どもたちの変化に気づき、必要な対応につなげるために、日頃からの関係性を大切にしていきたいと思えます。県警察といたしましても、生徒一人一人が、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族の置かれている状況や心情に理解を深めるとともに、「自分自身もかけがえのない大切な存在なんだ」ということを感じてもらえるよう、「命の大切さを学ぶ教室」などを通じて伝えていきたいと考えています。

以下は、「命の大切さを学ぶ教室」を受講してくれた中学生の感想です。

犯罪被害について、「自分には関係ない」「自分は大丈夫」と話を聞くまでは、私自身もそう思っていました。でも、「怪我をしたり、命を奪われたりすることは誰にでも起こり得ることなんだ」と考えていなければいけないと、話を聞いて思うようになりました。当時の様子を涙ながらに話される犯罪被害者のご家族は、17年がたった今でも鮮明に覚えていて、その苦悩は計り知れません。周囲の人たちからの中傷、事実ではない報道によって、興味本位に質問をされました。犯罪被害にあうと、被害にあった本人だけではなく残された家族もまた、被害にあったことによって様々な問題が起こりました。家族同士もショックを受け自分自身を責めてしまい、お互いを支え合う気持ちも失ってしまいました。

犯罪被害者等の置かれている状況は、一人一人違うので気持ちを理解しようとするのが大切だと考えます。無責任なうわさ話をしないようにしなければいけないと思えます。相手の立場になって考え、言葉が見つからない時は、だまってそばに寄り添いたいと思えました。実践できるよう努力していきたいです。



「命の大切さを学ぶ教室」講師 高知県警察本部警務部県民支援相談課 若藤 奈美 氏のお話

▲「命の大切さを学ぶ教室」の様子

インターネットによる人権侵害

インターネット上において、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが必要です。

(ア) インターネットによる人権侵害について

インターネットは、私たちの生活に欠かせないものとなっています。近年では、誰でも時間や場所を問わずに情報を発信、入手、拡散できるようになりました。

しかし、一方で、インターネット上での人権侵害が社会問題となっています。特にSNSなどの情報拡散力が非常に高いサービスの登場により、個人に対する誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害、差別を助長する表現、さらには子どもの性被害など、様々な人権問題が急速に深刻化しています。

また、こうしたインターネット上の人権侵害は、様々な個別の人権課題と深く関連しており、この問題の解決は他の人権課題を解消するうえでも重要です。

県教育委員会では、インターネット上の不適切な書き込みを監視する「ネットパトロール」を実施し、問題の早期発見と早期対応に努めています。さらに、令和5年に実施した「人権教育に関するアンケート」では、子どものインターネット接続機器の使用状況やルール、ネットいじめの実態を把握しました。

アンケートの結果によると、どの学校種においても約1割の児童生徒が、ネットいじめやトラブルに繋がることをしたりされたりしたことがあることが分かりました。また、インターネットを使う際に家族とルールを決めている割合は、小学5年生で64.7%、中学2年生で60.6%、高校2年生では34.7%でした。

このため、児童生徒のネットいじめやインターネット上のトラブルを予防することを目的に、他人への影響を考えた行動や有害情報への対応を含む情報モラル教育を行っています。また、子どもや保護者、教職員を中心に教育や啓発活動を進めています。

今後も、いじめやネットの問題の解決に向けて、子どもだけでなく地域や家庭も関心を深め、インターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう「責任ある情報発信」の取組を進めていく必要があります。

(イ) インターネットによる人権侵害に関する主な法律と取組

- 2002（平成14）年 「プロバイダ責任制限法」施行
→ 「情報流通プラットフォーム対処法」へと改正（2025（令和7）年施行）
- 2005（平成17）年 「個人情報保護法」施行 → 2021（令和3）年改正
- 2009（平成21）年 「青少年インターネット環境整備法」施行 → 2018（平成30）年改正
- 2014（平成26）年 「リベンジポルノ防止法」施行
- 2022（令和4）年 「刑法等の一部を改正する法律」 → 侮辱罪の法定刑の引上げ

(ウ) インターネットによる人権侵害について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な資質・能力例
知識的側面	①インターネットによる人権侵害に関する正しい知識を学ぶ。 ・インターネットを適切に利用するためのスキル（リテラシー）や、情報の発信・収集における個人の責任、モラルについて理解を深める。 ・インターネットの利用等を通して起こる問題や危険性について知る。
価値的・ 態度的側面	①異なる価値観、意見を持つ他者が発信するインターネット上の情報や発言に対して、相手の気持ちや背景を想像し、情報の信頼性を判断しようとする姿勢を養う。
技能的側面	①画面の向こうに自分と同様に人権のある他者がいるということに思いを巡らす想像力を養う。 ②インターネット上の情報がすべて正しいとは限らないことを理解し、情報の真偽や背景を判断する技能を養う。

(工) 実際の取組例

- ・「情報モラル教育実践ハンドブック」を活用して、インターネット上で起こるコミュニケーショントラブルの事例を学ぶ。インターネットの特徴や、トラブル発生時の周囲への影響について理解し、ワーク等を通して、インターネットの適切な利用のために注意する必要があることを学ぶ。【特別活動】
- ・高知県教育委員会が発行している「見直そう！インターネット等の利用時間」や「インターネット利用のルールを考えよう」のリーフレットを活用し、生徒自身が利用状況を客観的に把握し、長時間利用が心身に与える影響を理解した上で、自律的に適切な利用方法や家庭内でのルールを考え、家族や友人とのよりよい人間関係を築くための行動について考える。【特別活動】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校		
社会・体育・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・保健体育・技術・家庭・道徳 特別活動・総合的な学習の時間 等	公民・保健体育・情報 特別活動・総合的な探究の時間 等		
 情報モラル教育実践 ハンドブック 【高知県教育委員会】	 SNS 上における暴力行為等の 動画の投稿・拡散事案に関する 情報モラル教育の充実 【文部科学省 nextchannel】	 情報モラル教育の充実 動画教材等 (令和元年度以降) 【文部科学省】	 情報モラル教育 ポータルサイト 【文部科学省】	 上手にネットと 付き合いおう！ インターネット トラブル事例集 【総務省】

Message

インターネット問題の専門家から

インターネットは世界中の人に瞬時に情報発信できるがゆえに、それがもたらす影響も多大になります。インターネットでの誹謗中傷等の人権侵害により、回復が困難なほどの精神的な苦痛を受け、命を絶ってしまう人のこともたびたび報道されています。被害を大きくする原因は、スマートフォンとSNSや動画サイトの普及で誰でも手軽に多くの人に情報伝達ができるようになったことと、リンクや転送・リポスト等による拡散性の大きさです。特に問題なのが、拡散が拡散を呼び、ねずみ算式に急激に拡散してしまうことと、一度拡散した情報は、発信者ですら完全に消すことが困難なことです。中傷情報がインターネットのデジタル空間に一生残ってしまいます。こうしたことを防いだり、被害を軽減したりするために、2025年4月に情報流通プラットフォーム対処法が制定され、情報発信者の特定や情報の削除がしやすくなりました。一方で、それだけでは被害を防ぐことは難しいので、一人一人が人権侵害になるような情報発信をすることがないよう気を付ける必要があります。

具体的には、自分の発信が誹謗中傷になっていないか（そうでなくとも過度に感情的な表現になっていないか）を確認する。また、感情的にならず時間をおいて内容を発信前に再確認する等が必要です。

さらに、自分にはそのつもりがなくても、間接的に加害者になってしまうことがあります。他人の写真や名前や住所、学校などの個人情報や、他者が発信する意見（誹謗中傷）を真実を確認せずに拡散してしまう、あるいは同調する（「いいね」機能等）等も、人権侵害行為に加担していることとなりますので、気を付ける必要があります。

最後に、自分が意図せず行った情報発信が、被害を誘発することがあります。名前や住所等の個人情報だけでなく、単なる写真一枚でもそこから様々なことを解析されて公開されたり、友だちが拡散したり、あるいは、AIや画像処理で自分の画像を勝手に変えられて拡散されるなどがありますので、自分の情報発信にも細心の注意をする必要があります。

高知工科大学教授 吉田 真一 氏のお話

災害と人権

震災等の大きな災害の発生時に、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、人権侵害にあたるだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心を持って行動することが重要です。

(ア) 災害と人権について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難所生活において、特別な支援や配慮を必要とする要配慮者や女性への対応が十分に行き届かない問題が生じました。避難所によっては、衛生用品の不足や授乳、着替えのためのスペースの不足、さらには家事労働の押し付けなどが明らかになりました。

こうした状況を受けて、政府は「防災基本計画」を修正し、避難所での女性や子育て家庭への配慮や、復興における女性の参加を促すようになりました。また、災害時に特別な配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの生活環境を保障するために、災害対策基本法も改正されました。

さらに、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害を一層深刻化させました。同時に、原発事故に関連した風評被害により、被災者や子どもたちに対するいじめや差別といった人権侵害が大きな社会問題となりました。このようないわれのない偏見や差別は、被災者の尊厳を著しく傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

「県民意識調査」では、災害時の人権問題として「プライバシーの侵害」や「要配慮者への配慮不足」が上位に挙げられています。また、令和4年に高知県が発行した「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」では「要配慮者に必要な配慮は、一般の避難者同士でも必要な配慮となる場合が多く、そうした配慮を考慮した避難所運営は、避難者同士の『共助』を促進することにつながります。避難者一人ひとりの特性を理解し、要配慮者を含む全ての避難者が避難所運営に参画し、お互いに思いやりを持った避難所運営を目指しましょう」と、他者の人権に配慮することの重要性が述べられています。

高知県では、南海トラフ地震が近い将来発生すると予測されています。このことから、災害時には自らの命を守ることはもちろん、多様な他者の命や人権も尊重した行動をとることが求められます。そのため、平時から互いの違いを理解し尊重し合う態度を育む教育の推進が必要とされています。

(イ) 災害と人権に関する主な法律と取組

- 1961（昭和36）年 「災害対策基本法」制定 → 現行は2025（令和7）年改正
- 1963（昭和38）年 「防災基本計画」策定 → 現行は2025（令和7）年7月修正
- 2008（平成20）年 「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」施行 → 2016（平成28）年改正
- 2013（平成25）年 「高知県南海トラフ地震対策行動計画（平成25年度～平成27年度）」作成
→現行は「第6期高知県南海トラフ地震対策行動計画（令和7年度～令和9年度）」
- 2022（令和4）年 「高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」改定





(ウ) 災害と人権について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な内容例
知識的側面	①災害時の人権問題に関する正しい知識を学ぶ。 ・過去の災害事例から、災害時に発生する偏見や差別の実態を知る。 ・災害発生時の避難所では、多様な背景がある人々に配慮する必要があることを知る。
価値的・ 態度的側面	①自分とは異なる状況や立場にある人々を理解し、共感しようとする態度を養う。 ②日頃から地域とのつながりを大切に、互いに助け合う社会づくりに貢献しようとする意欲を養う。
技能的側面	①多様な背景がある人々と協調し、よりよい集団生活を築くためのコミュニケーション能力を養う。 ②避難所で生活が困難な人々のニーズを把握し、解決策を多角的に検討する思考力を養う。

(工) 実際の取組例

- 過去の災害（例：東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など）の事例から、避難所での生活、被災者への差別や風評被害、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児を抱える家庭等）が直面した困難について、資料や映像を用いて学習する。その後、避難所生活のルールづくりを話し合うワークショップを行う。そして、グループで「誰もが過ごしやすい避難所」にするためのアイデアを出し合い、具体的なルールとしてまとめる。【総合的な学習（探究）の時間】
- 読み物教材「語りかける目」を活用し、災害時には様々な背景がある人がいるということを知り、立場や状況が異なる人々の気持ちを想像することや相互理解の精神を持つことが重要であることなどに留意し、他者の人権を尊重していくことの重要性を考える。【特別の教科 道徳】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校	
社会・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	社会・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	地理歴史・特別活動 総合的な探究の時間 等	
 みんなで逃げる みんなで助かる 〈個別避難計画編〉 【高知県子ども・福祉政策部 地域福祉政策課】	 みんなで逃げる みんなで助かる 〈福祉避難所編〉 【高知県子ども・福祉政策部 地域福祉政策課】	 「わたしたちの声 3人の 物語」温かさを分け合って 【法務省 MOJchannel】	 「それでも僕は桃を買う」 （第33回全国中学生人権作文コ ンテスト入賞作品） 【法務省】

Message

防災教育の専門家から

災害対策というと、「一般的な住民」を想定して考えられがちですが、実際には「一般的な住民」など存在しません。私たちを取り巻く人々は、高齢者、外国人、障害者、LGBTQ+の方々をはじめ、食物アレルギーやペットアレルギー、様々な持病を持つ方もいます。そして、それぞれの個性、大切にしているもの、苦手なことも違います。この多様性の理解こそが、人間の尊厳を守る上で欠かせない土台となります。

災害は、平時には見えにくい「社会のひずみ」をあからさまにします。例えば、障害のある方が避難所生活において「排除」「隔離」「無視」「我慢の強制」といった不当な扱いの対象になりやすいという問題があります。これは、平時の社会的な構造の問題が、災害という非常時に顕在化した結果に他なりません。男女格差、いじめや虐待、貧困など、普段から存在する様々なひずみが、災害時にはより弱い立場にある人々へと集中していくのです。

災害時には様々な背景を抱えた多様な人々が、一つの避難所などで生活を共にせざるを得ません。この極限の状況において、人を救うのは、人しかいません。だからこそ、私たち自身が日頃から多様な人がいることを強く意識しておく必要があります。

災害は、ある意味で「いつもの私たち」の抜き打ち試験だと言えます。普段から多様な人の「幸せ」や「尊厳」を守る姿勢がなければ、いざという「災害時」にそれを実現することはできません。災害時の幸せや尊厳を守る術を真剣に考えることは、そのまま、普段の暮らしの中で多様な人々を尊重し、包摂性を大切にすることへと繋がります。

したがって、私たちは日常の教育活動、特に人権教育において、「いつも」の多様な人権課題を深く学ぶとともに、「もしも」の災害時にも多様な人々を尊重した対応ができるよう準備しておく必要があります。「いつも」の暮らしから、多様性と包摂性を尊重し、それぞれの特徴や関心を活かして互いに支え合いながら、すべての人の「幸せ」と「尊厳」を守る。この取組こそが、真に人権が尊重された社会を築くことにつながっていくのです。

高知大学教授 大槻 知史 氏のお話

性的指向・性自認

性的マイノリティに関する大きな課題は、当事者が社会の中で誤った認識による偏見や不当な差別を受けていることです。性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指していくことが求められています。

(ア) 性的指向・性自認について

人の恋愛や性愛の対象（性的指向）はさまざまで、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人などがいます。また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（性自認）が一致しない人もいます。こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生み出し、性的少数者が職場や学校などで不適切な扱いを受けることで、生きづらさを感じていることがあります。

「県民意識調査」では、性的指向や性自認に関する人権上の問題点として「差別的な言動」が約半数を占め「本人の許可なく性的指向などを他人に漏らすこと」「職場や学校での嫌がらせやいじめ」「就職や就学で不利な扱い」なども問題として挙げられています。

国の動きとしては、令和5年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。さらに、県内の自治体でも同性カップルを婚姻のパートナーとして認めるなど、性的マイノリティの権利保障が広まっています。

学校においても、性的マイノリティ（LGBTQ+など）の児童生徒への対応やいじめ防止が進められています。令和4年に改訂された「生徒指導提要」では、以下のことが明記されました。

- ・悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めること
- ・教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、人権感覚を身に付けること
- ・当該児童生徒の支援は、相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であること
- ・当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること

性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活を送るためには、子どもたち自身が多様な性について理解し、互いを尊重する心を育てることが大切です。また、教職員も性の多様性について理解を深め、子どもたちの気持ちに配慮した関わり方や対応を学んでいく必要があります。

(イ) 性的指向・性自認に関する人権についての主な法律と取組

- 2004（平成16）年 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
- 2015（平成27）年 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（文部科学省通知）
- 2017（平成29）年 「いじめ防止等のための基本的な方針」改定
→ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめの防止
- 2022（令和4）年 「生徒指導提要」の改訂→ 「性的マイノリティ」に関する課題と対応について追記
- 2023（令和5）年 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行
- 2024（令和6）年 「高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」策定
- 2025（令和7）年 「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）
→ 「性的マイノリティの人々」を人権課題に新規に追加




(ウ) 性的指向・性自認について学ぶことを通して付けたい資質・能力

資質・能力	具体的な内容例
知識的側面	①性的少数者の人権問題に関する正しい知識を学ぶ。 ・それぞれの発達段階に応じて、多様な性の在り方等について知る。
価値的・ 態度的側面	①人間の性の在り方は多様であり、一人一人の違いが自然なことであると肯定的に受け止めようとする態度を養う。
技能的側面	①性の多様性に関する様々な意見や考え方を受容したうえで、自分の意見を論理的に整理して述べたり、相手の意見を傾聴したりして、公平でバランスのとれた対話を構築する技能を養う。

(工) 実際の実例

- 多様な性の在り方について、法務省啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために」を視聴し、正しい知識と理解を深める。その後、だれもが居心地よく生きられる社会の実現に向けて自分にできることを考え話し合う。また、話し合った内容を基にポスターを作成し、多様な性を尊重するメッセージや、差別をなくすための具体的な行動をイラストや文章で表現し、校内に掲示する。【特別活動】
- 多様な性の在り方について、正しい知識を確認したうえで、第39回全国人権作文コンテスト全国人権擁護委員連合会会長賞「『ふつう』の多数決」を題材に「ふつう」という言葉について考える。考えたことを学級で共有し、学校で、みんなが自分らしく過ごせるためにできることを考える。【特別活動】

(オ) 教科との関連と参考資料

小学校	中学校	高等学校
体育・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	保健体育・道徳・特別活動 総合的な学習の時間 等	保健体育・特別活動 総合的な探究の時間 等
 人権ライブラリー 「人権を学ぼう」コーナ ー（性的マイノリティ） 【（公財）人権教育啓発 推進センター】	 人権啓発コンテンツ （個別の人権課題全般） 【法務省】	 学校で配慮と支援が必要な LGBTs の子どもたち：校内研修 シリーズ No. 87 【NITS 独立行政法人 教職員支援機構】

Message

高知県内で活動している団体の代表の方から

学校現場では、LGBTQ+について学ぶ機会が増え、カミングアウトする児童生徒も増えていると思う。しかし、LGBTQ+への理解がまだ十分ではない生徒からのからかいや偏見がいじめにつながるケースもある。こういったケースでは、からかいやいじめの対象となった子どもの保護者の目には、先生の対応が経験不足や理解不足から「戸惑っている」「困っている」と映ることもある。だからこそ、教員研修の充実が重要である。

研修には、いじめやカミングアウトの場面を想定したロールプレイを取り入れることが有効である。また、教員の中にも、不安や疑問を抱えたまま対応している人がいると思うので、研修の継続も必要である。研修のフォローアップや教員同士で悩みを共有できるピアサポートなどを立ち上げることができないだろうか。また、性の多様性に関する知識は常に更新されているので、定期的に研修を受け直して知識をアップデートできるような仕組みを工夫してもらいたい。

児童生徒が安心して自分らしく過ごせる学校環境になることを願って、当事者の声を紹介したい。

○ピンク色、かわいいキャラクターが好きなのですが、そういうのは女子が好きな物ってイメージがあって言いたいけど言いにくい。学校でもっと「自分らしさ」「性の多様性について」「ジェンダーフリー」を伝えてほしい。

○女の子だから、男の子だからって言葉をつけて話されるたびに、この先生には相談できないし、したくないって思った。

○本当に行きたい高校があった。そこの制服は学ラン。もう学ランを着て学校生活を送りたくない！違う学校に行くことにした。今思えば、行きたい高校に行けていたら違う未来があったのかなと思ったりもするけど……。 (中略) 制服に選択肢があれば、行きたかった学校で勉強したかった。

NPO団体レインボー高知代表 宮田 真 氏のお話





●アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

平成9年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、平成31年4月には、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められている「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、令和元年5月に施行されました。

いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でないことから、様々な偏見や差別が残っているため、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し、認識を深め、偏見や差別の解消を目指して、啓発等が行われています。

●刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。こうした人たちに対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、様々な取組が行われています。

県では、県の実情を考慮し、基本的な方向性や県の施策等を定めた「高知県再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止等に関する取組が推進されています。

●北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

●ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が多数存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件等も発生しています。

地域社会においてこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。



●人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられている事例が報告されており、日本は人身取引の受入国の一つとして、国際社会から批判を受けています。

国は、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府が一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策をさらに推進するため、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

●職場におけるハラスメント

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することへの妨げになるものです。ハラスメントは、身近な職場の問題であり、時として、企業の価値に大きく関わってきます。

労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の改正により、職場におけるパワー・ハラスメントの防止対策が事業主に義務づけられました。あわせて、労働者が事業主にハラスメントに関する相談をしたこと等を理由とする不利益の取扱いの禁止など、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

また、厚生労働省では、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）について、労働施策総合推進法に基づくパワー・ハラスメント防止のための指針において事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を定め「カスタマー・ハラスメント対策企業マニュアル」やポスター等を活用した周知・啓発を実施しています。

法律で規定されている職場におけるハラスメントは、他にも、男女雇用機会均等法でセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産に関するハラスメント、育児・介護休業法で育児休業・介護休業・子の養育・家族の介護に関するハラスメントがあります。

職場での様々なハラスメントについては、労働者の人権を守るため、行政機関や企業等において、ハラスメント問題の認識を深める啓発・研修や、相談窓口の設置などの取組が行われています。



(2) 育てたい資質・能力を明確にした指導内容の構成

①知的理解と人権感覚

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関わる事柄を知識としてとらえる（知的理解）だけでなく、その内容を直感的に感受し共感的に受け止め、それを内面化できるような感性や感覚（人権感覚）を育成するとともに、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を育む必要があります。

そのために育てたい資質・能力は、知識的側面（知識）、価値的・態度的側面（態度）、技能的側面（技能）の3つの側面としてとらえることができます。（P 2～3参照）

子どもたちには、人権に関わる資質・能力をトータルに身に付けさせる必要があります、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に指導計画に位置付けることが望ましいと言えます。

また同時に、育成すべき資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的、具体的な指導内容を構成してこれを実施していくことも必要かつ有効な方法となります。

②人権に関する知的理解に関わる指導について

人権に関する知識理解を深めるためには、知識的側面の資質・能力の育成を図ります。



<知識的側面>

自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれます。

その指導にあたっては、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりするうえで具体的に役立つよう、人権や人権擁護に関する基本的な内容や意義について確実に学び、知識を身に付けることが大切です。

これらの育成には各教科等をはじめ、全ての教育活動の場で、積極的に取り組むことが求められます。その場合「人権に関する知識が、子どもたちの生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されること」「指導が単なる知識伝達にとどまらず、その知識内容を自らのものとして肯定的に受け止め、共感できるために、主体的な学習方法を活用する努力」が求められています。

【各教科等を通して身に付けさせたい知識等（例）】

〔中学校学習指導要領〕参考

○社会（歴史）

人権課題「女性」、「同和問題」、「災害と人権」、「アイヌの人々」に関わる知識 等

○社会（公民）

人権課題に関する知識、権利と義務、個人の責任、人間の尊厳と平等、法と規範、社会参加と奉仕、自己実現と幸福 等

○保健体育

人権課題「感染症患者等（エイズ・HIV、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症等）」「性的指向・性自認」に関わる知識 等

○技術・家庭

人権課題「高齢者」、「インターネットによる人権侵害」に関わる知識 等

③人権感覚の育成に関わって

人権感覚を育成するには、価値的・態度的側面と技能的側面に属する価値や態度、諸技能を合わせて身に付けていくことが大切です。

<価値的・態度的側面>

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲等が含まれます。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結び付けるためには、このような価値や態度の育成が不可欠です。

<技能的側面>

コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見極める技能、その他相違を認め受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能等が含まれます。

これらの育成には、人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体構造を意識しつつ、その諸要素の中からいくつかを取り上げ、様々な場面や機会を活かして促進を図る取組が必要となります。その際、特に「共感的に理解する力」「コミュニケーション能力」「自他の人間関係を調整する能力」等について取り上げ、それぞれの育成に取り組むことが重要です。

【各教科等を通して身に付けさせたい 心情や態度等（例）】

〔中学校学習指導要領〕参考

- 理科
生命を尊重する態度
- 音楽
豊かな情操
- 美術
豊かな情操
- 技術・家庭
生活をよりよくしようとする実践的な態度
- 保健体育
協力、公正等の態度
- 特別の教科 道徳
自由・責任、思いやり・親切、信頼・友情、尊敬、感謝、生命尊重、公正・公平、家族愛、協力、国際理解
- 総合的な学習（探究）の時間
主体的、創造的、協働的に取り組む態度
- 特別活動
よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度

【各教科等を通して身に付けさせたい 技能等（例）】

〔中学校学習指導要領〕参考

- 国語
話す・聞く・話し合う能力、思考力や想像力
- 数学
筋道を立てて考える能力
- 理科
問題解決の能力、科学的な見方や考え方
- 外国語
コミュニケーション能力の基礎
- 総合的な学習（探究）の時間
よりよく問題を解決する能力
- 特別活動
自己を生かす能力、生活上の諸問題の解決、コミュニケーション能力



④総合的な指導について

特定の側面に焦点を当てた個別的な内容の指導と合わせて、様々な指導内容を組み合わせた総合的な指導のプログラムを構成して指導することも大切です。



【総合的な指導のためのプログラム（例）】

次の一連の学習により、児童生徒は自己の価値に関する認識から出発して、様々な人権課題の認識、社会的背景の考察、人権諸課題共通の概念習得を経て、人権実現のための具体的な行動力の獲得に到達するまで、自然な流れの中で、諸要素を総合的に身に付けることが期待されます。

- ①自分が生きている価値の実感（自分に対する肯定的態度）
- ②お互いの中にある違いの自覚と尊重
- ③人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習
- ④様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習
（自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等観・特権等）
- ⑤具体的な場面での行動力の育成
- ⑥人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成



①～⑥のどの要素が重視されるのかは、子どもの発達段階や学習経験等の実態や学習内容によっても異なります。

＜発達段階を考慮した重点の置き方の例＞

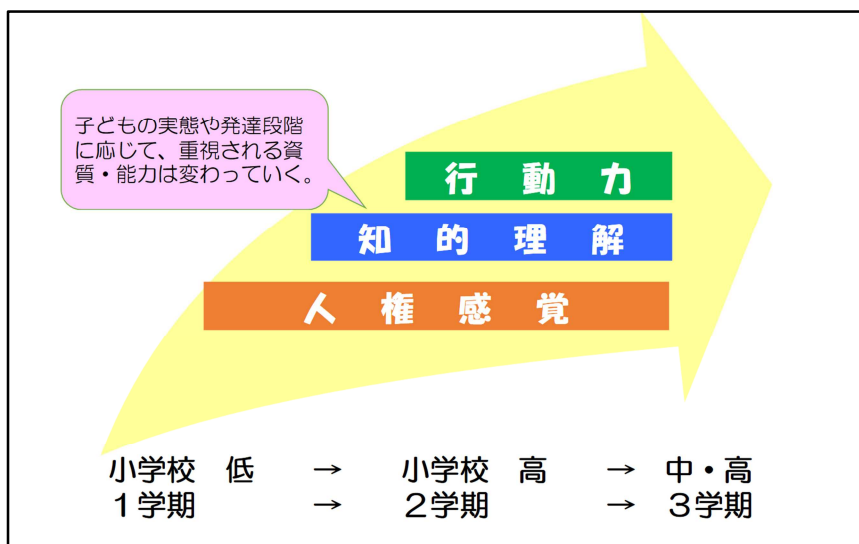
小学校低学年では①②を重視し、学年が進むにつれて③④に重点が移り、小学校高学年や中学校、高等学校ではこれらに加えて⑤⑥も重要な位置を占めるようになります。

＜同一学年内での学習時期を考慮した重点の置き方の例＞

年度当初は①②が重視され、その成果を土台に日常的な学習が継続され、③④は子どもたちの状況に応じて組み込まれ、⑤⑥等の具体的な行動力の学習へと進みます。

以上のように順次性を大切にしながら学習を展開していくことが求められますが、場合によっては改めて①②の側面を強調する等、状況に応じた学習が必要となります。

〔第三次とりまとめ〕 参考



(3) 指導方法の在り方

①人権教育における指導方法の基本原則

人権に関する知的理解を深める指導についても、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力についても、知識を一方向的に教え込んだり、言葉で説明して教えるというような指導方法では到底育むことができません。

このような資質や能力を育成するためには、子どもたち自身が「感じ・考え・行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭と体を使って、主体的・実践的に学習に取り組むことが不可欠です。

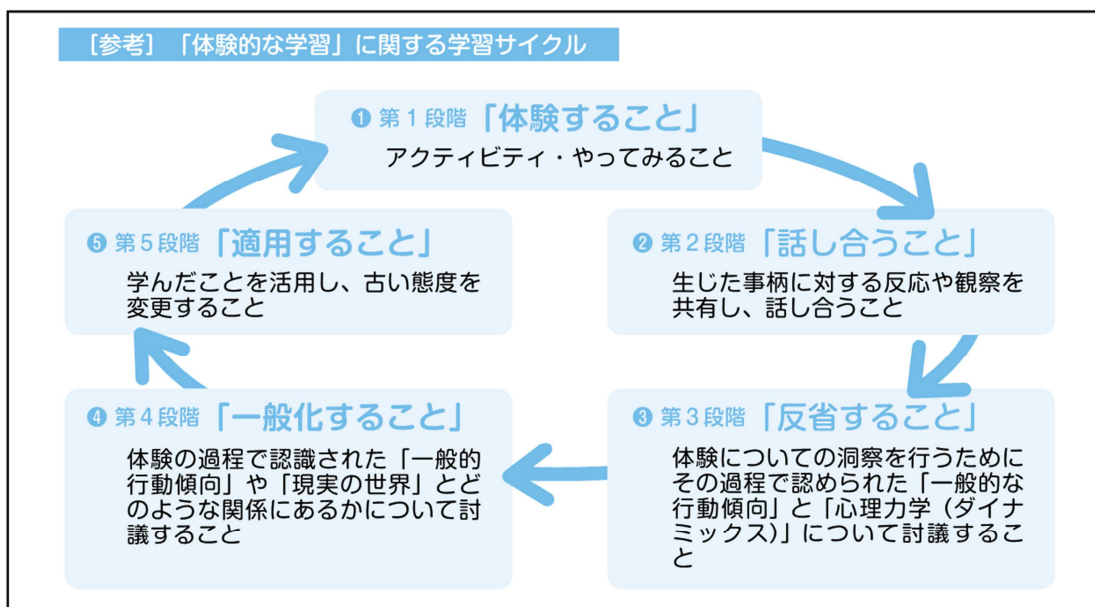
子どもたちの「協力」「参加」「体験」「追求」を中核においた学習形態は、人権教育の指導方法の基本原則であると言えます。

- 協力的な学習・・・児童生徒が自分自身と学習集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習
- 参加的な学習・・・課題の発見や学習内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加する学習
- 体験的学習・・・具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習

◆「体験的な学習」に関する学習サイクル

指導方法の工夫として「子どもたちの主体性を尊重すること」「体験を取り入れること」「発達段階を踏まえること」が大切です。「体験すること」はそれ自体が目的ではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くものです。個々の学習者における自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し合い」「反省」「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくべきものです。こうした基本的視点を踏まえた活用が必要です。

そのうえで、指導方法の工夫として「子どもたちの主体性を尊重すること」「体験を取り入れること」「発達段階を踏まえること」が大切です。



◆主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」は、学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものです。人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育て、その結果、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動力がとれるようになります。

デジタル学習基盤を活用した学習活動（例）

- 児童生徒がクラウド環境を生かした他者参照を行い、自分では気づかなかった視点を追加し、学びを深める。
- 遠方にいる外部講師や関係施設とオンラインでつないで講話を聞く。
- 海外の学校とオンラインで交流を行う。



②効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の学習教材を選定・開発するにあたっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければなりません。

教職員は、その学習の目的に応じて「身近な事柄を取り上げる」「子どもたちの興味・関心を活かす」など、内容面での創意工夫を行い、多様な学習教材の選定・開発をする必要があります。また、作成した教材を子どもたちに与えるだけでなく、地域の人々の生き方・考え方や地域の歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくという学習過程も大切にしたいものです。

効果的な学習教材の選定・開発だけでなく、指導者の役割を問い直すことも重要です。子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、教師にはファシリテーター（学習促進者）としての役割が期待されます。知識の一方的な伝達にとどまらない、創造的・生産的な活動を保障する推進役としての働きかけが望まれます。

【効果的な教材（例）】



- | | |
|---------------------|------------------|
| ■ 外部講師の講話やふれあいの教材化 | ■ 命の大切さに関する教材 |
| ■ 地域の教材化 | ■ 小説、詩、歌等の作品の教材化 |
| ■ 保護者や地域関係者とともに作る教材 | ■ 歴史的事象の教材化 |
| ■ 子どもの感性に訴える視聴覚教材 | |
| ■ 同世代の子どもの人権作文 | |

③人権教育の振り返り

教育活動は、常に効果的であったかどうかということ振り返り、改善していくことが大切です。そのためにも、人権教育の目標や育てたい資質・能力を明確にした人権教育の推進が望まれます。

「学んだ証は変わる」という言葉が示すように、人権教育では学ぶ主体である子どもが、学習することによって、その態度や行動がどのように変容したかに重きがおかれます。

そして、その変容は様々な生活経験と相まって見られることも多く、学習場面だけでなく、日頃の対話、日記や作文等の記録等から多面的、継続的に子どもの様子をつかんでいくことが大切です。

(4) 各教科等と関連した人権教育の在り方

①各教科等と関連した人権教育の授業

学校教育における各教科等やその分野・領域には、それぞれ独自の目標やねらいがあります。各教科等の指導にあたって、その目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもありません。

また、学習指導要領の前文では、個人の価値の尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命の尊重といった人権教育とも関係の深い言葉が列記されています。それに続き「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と記載されています。

これは、人権尊重の精神の涵養を目的とし、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動を取ることにつながる意識・意欲・態度を育成しようとする人権教育の理念とも共通しています。

学習指導要領の内容を踏まえ、教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普段の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要です。

各教科等と関連させて人権教育を行うということは、その教科の目標を達成するとともに、人権教育の目標も達成されるように授業の中でも意識的に進めていく必要があります。

例えば、国語科本来の目標である「人（高等学校：他者）との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う（高等学校：伸ばす）」ことを達成する過程において、人権教育の技能的側面である「コミュニケーション能力、違いを認めて受容する能力、協力的・建設的に問題解決に取り組む能力」と関連付けて指導し、人権感覚の育成を図ることが考えられます。

また、社会（高等学校：地理歴史、公民）科においては「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の（高等学校：有為な）形成者に必要な公民としての資質・能力（小中学校：の基礎）を育成することを目指す」中で「自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識や人権の歴史や現状についての知識等」を関連付けて指導し、人権に関する知的理解の深化を図ることが考えられます。

その際に大切なことは、目標や内容にどのような関連があるのかを「学年別年間指導計画」等に基づいて把握し整理しておくことと、その単元や題材全体に関わって、人権教育のどのような資質・能力を育てるのかを明確に設定し指導することです。

学習指導案作成の際には「人権教育の視点」として、育てたい資質・能力等を記入するとともに「人権教育の視点に関わる具体的な指導の手立て」を留意点として記入することが大切です（第3章の各実践・指導事例を参照）。

それらの目標を達成し、十分な効果を上げるためには「人権教育で大切にしたい4つの視点」の一つである「人権が大切にされた環境で学ぶ」ことができるようにしなければなりません。

したがって、実際の指導にあたっては「人権が尊重された授業づくり」を意識し、自分の良さや可能性を



発揮することができる学習活動となるように努め、一人一人の大切さが認められるような環境をつくることが求められます。全ての子どもに十分な学習機会を提供することや、学力進路保障を充実していくことは、教育を受けることそのものが人権であるという人権教育の重要な視点です。

このような授業づくりの視点は、各教科等における授業の基本となる展開を示した「高知県授業づくり Basic ガイドブック」（高知県教育委員会・高知県教育センター）や、様々な実態がある子どもがいる中で、すべての子どもに有効な支援を示した「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック（改訂版）」（高知県教育委員会）の視点と重なるものであり、関連する部分が非常に多くあります。



小中学校編 高知県授業づくり Basic ガイドブック
若年教員のための基礎・基本
令和4年3月
(高知県教育センター)



高知県授業づくり Basic ガイドブック
高校授業編 平成30年3月
(高知県教育委員会)



すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブック
(改訂版)
～ユニバーサルデザインに基づく、発達障害の子どもだけでなく、すべての子どもにあると有効な支援～
令和3年3月
(高知県教育委員会)

②人権が尊重される授業づくり

学校全体で人権尊重の雰囲気をつくるうえでは、日々の授業における活動の一つ一つが重要な要素となります。授業では、教職員は子どもの感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢をもつとともに、子どもの言葉や行動の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要があります。

教職員は指導者として、学習内容や指導方法等について十分な教材研究や準備が必要であることはいうまでもありませんが、授業中は子どもの発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められます。さらに子どもが有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切です。

次のページで示すのは、人権教育の視点に立った授業づくりを進めていく際の、3つの視点の例です。この視点は P24 で示した「生徒指導の実践上の留意する視点（4視点）」と関連しています。



人権が尊重される授業づくりの視点例

視点	ねらい	ポイント・留意点
自己存在感をもたせる支援を工夫する	「授業に参加している」という実感をもたせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答パターンの工夫を行う。 ○児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるような課題設定の工夫を行う。 ○児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 ○結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされている」という実感をもたせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ○自由な発想等が認められたり、自己選択できたりする場を工夫する。 ○互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 ○協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一人一人を大切にしている姿勢を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ○発言しない児童生徒に対して配慮と適切な支援を行う。 ○承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
支援を工夫する 共感的人間関係を育成する	「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○「誰にでも失敗はある」「誰もがよさや弱さをもっている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ○一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ○教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「ともに学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 ○自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 ○他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 ○互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。
自己選択・決定の場を工夫して設定する	学習課題や計画を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。 ○発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。 ○自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。
	学習方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。 ○課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。 ○ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。
	表現方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。 ○考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。 ○相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。
	学習形態や場を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態や学習内容に応じた多様な学習形態や活動の場を提示し、選択の幅を与える。 ○自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。
	振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。

〔第三次とりまとめ〕 参考

③総合的な学習（探究）の時間における人権学習

総合的な学習（探究）の時間の目標は「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方（高等学校：在り方生き方）を考えていくための資質・能力を（中略）育成することを目指す」と示されています。

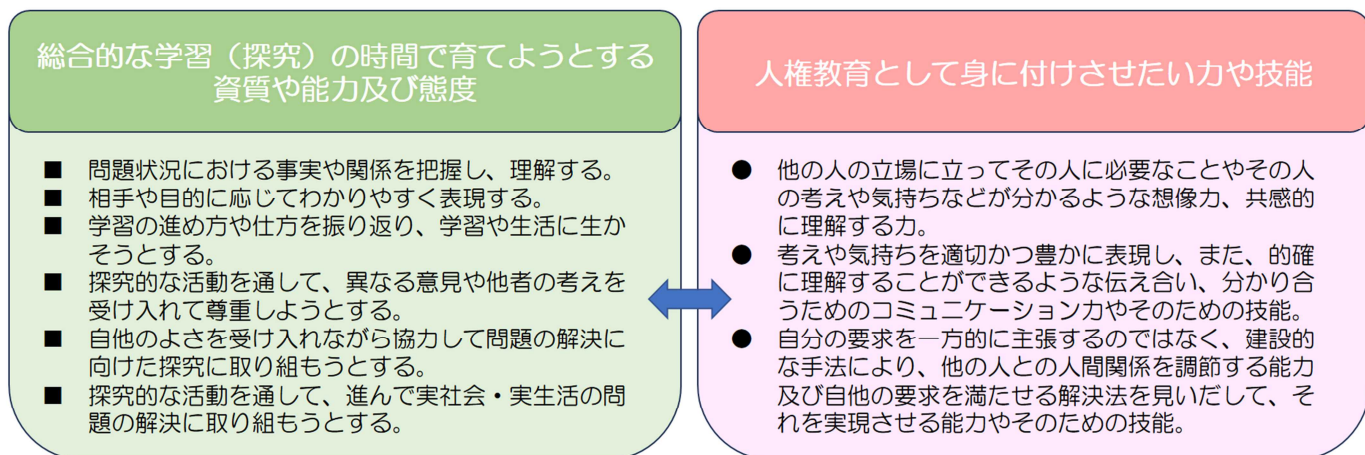
このような総合的な学習（探究）の時間の目標に基づき、人権に関する内容や人権課題に関わる内容も総合的な学習（探究）の時間に取り扱うことができますが、活動の展開については総合的な学習（探究）の時間の趣旨に沿ったものでなければなりません。

人権に関する内容等を取り扱う際には、各学校が設定した人権教育目標と関連のある内容を位置付け、子どもの実態、地域の特性を考慮したうえで、総合的な学習（探究）の時間の目標に即し、学校として育てたい資質・能力を明らかにして学習計画を立案することが大切です。

また、人権に関する知識や技能を学ぶという学習にとどまることなく、個々のもつ課題について探究していくなど、子どもたちが主体的に取り組む態度の育成を目指したり、自己の生き方を考えたりすることができるようにしていく必要があります。

（ア）育てようとする資質や能力及び態度

総合的な学習（探究）の時間を適切に実施することを通して、人権教育として身に付けさせたい力や技能を育成することができます。



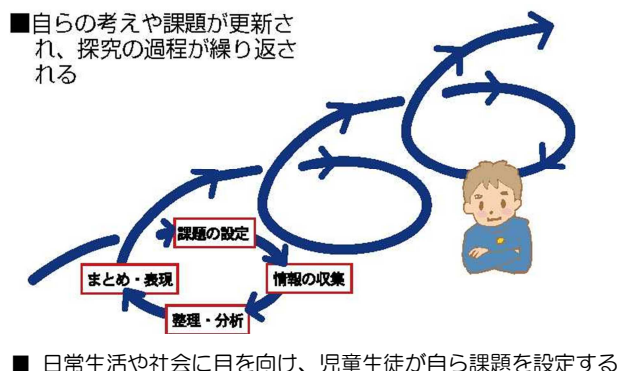
（イ）総合的な学習（探究）の時間における人権学習の配慮事項

●探究的な学習

探究的な学習とは、下の図のような問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動です。

【探究的な学習における児童生徒の学習の姿】

- ①【課題の設定】
体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。
- ②【情報の収集】
必要な情報を取り出したり収集したりする。
- ③【整理・分析】
収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
- ④【まとめ・表現】
気づきや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。



こうした探究の過程の中で、人権問題を考えることで、子どもは繰り返し人やもの、事象と出会い、調べ、考えを深めていきます。

●協働的な学習

総合的な学習（探究）の時間の目標は「主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画（高等学校：新たな価値を創造し、よりよい社会を実現）しようとする態度を養う」と示されています。学習課題の解決においては、主体的に取り組むこと、協働的に取り組むことを重要視し、このことがよりよい課題の解決につながると考えられています。これは、高知県人権教育推進プランにおける「子ども一人一人が互いの良さや違いに気づき、認め合える学びの在り方を構築していくことや、多様な他者が共生できる社会づくりにつながる教育活動の在り方を創造していく多様性・包摂性を尊重する教育の推進」と重なります。

総合的な学習（探究）の時間で育成することを目指す資質・能力は、自ら問いを見だし、課題を立て、よりよい解決に向けて主体的に取り組むことを通して獲得されていきます。一方で、複雑な現代社会においては、いかなる問題についても、一人だけの力で何かを成し遂げることが困難な状況が見られることから、他者との協働が不可欠です。

総合的な学習（探究）の時間に、他者と協働的に課題に取り組むことにより、学習活動が発展したり、課題への意識が高まったり、自分と異なる見方、考え方があることに気づくことで解決への糸口もつかみやすくなったりします。また、地域の人々や専門家など校外の大人との交流は、子どもの社会参画意識の醸成にもつながります。

- ① 多様な情報を活用して協働的に学ぶ
- ② 異なる視点から考え協働的に学ぶ
- ③ 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
- ④ 主体的かつ協働的に学ぶ



●意図した学習（人権課題との出会い等）を効果的に生み出す単元の構成

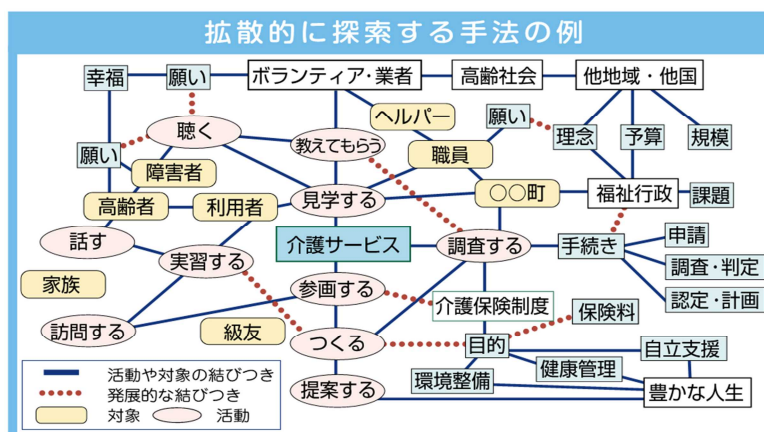
子どもの疑問や関心を源とする子ども主体の学習活動の中で、どのようにすれば教師が意図する学習を効果的に生み出すことができるか？

- ① 関心や疑問から、子どもたちはどのような活動を求め、展開していこうかと考える。
- ② 活動の展開で出会う様々な問題場面と、その解決を目指して子どもが行う問題解決や探究活動の様相、さらにそれぞれの学習活動を通して子どもが学ぶであろう事項について、考えられる可能性をできるだけ多角的、網羅的に予測する。
- ③ 学校で定めた内容、育てたい資質や能力及び態度との照らし合わせを行う。



●人権課題と出会わせる方法（例）

「介護サービス」の教材としての広がりや想定した右の図のように、特定の素材から広がる活動や対象を、できるだけ幅広く拡散的に探索することによって人権課題に気付くことができます。



●学習展開の仕方

総合的な学習（探究）の時間では、児童生徒が実社会や実生活に向き合う中で、自ら課題意識をもち、その意識が連続発展することが欠かせません。しかし、子どもが自ら課題をもつためには、教師はただ待つのではなく、意図的な働きかけを行い、学習対象との関わり方や出会わせ方等を工夫することが大切です。

●言語活動の充実

「探究的な学習」や「協働的な学習」の過程の中で、子どもが人権に関する内容や人権課題に関わる内容と出会うことだけが学習の目的ではありません。

言語活動の充実を図り、体験したことや収集した情報を分析したり、まとめたり、表現したりする活動を通して、現実の生活や自己の生き方を重ね合わせて考えられるようにすることが大切です。

④道徳教育における人権学習

(ア) 道徳教育との関連

道徳教育と人権教育とは、人間の生き方や生活の根本に関わるものであり、知的理解と実践的行為に基づく人間性の育成をはじめ、様々な共通点があります。道徳教育も人権教育も、本来、学校教育全体で組織的・計画的に取り組んでいかなければなりません。

「学習指導要領」の総則においても、小中学校においては「学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（道徳科）の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」であり「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする」と明記されています。

また、高等学校においては、道徳教育を進めるにあたっては「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図ると共に、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を切り拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」と明記されています。

人権教育でも「学校における人権教育の取組の視点」として「人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である」と「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に明記されています。

育てたい力

道徳教育

「道徳性」

人間としてよりよく生きようとする人格的特性

- 道徳的判断力
- 道徳的心情
- 道徳実践意欲及び態度



人権教育との関連

「価値的・態度的側面」

- 人間の尊厳・価値の尊重、自己尊重の感情
- 多様性の尊重・共生
- 権利と責任、公平・公平
- 参加・参画

「技能的側面」

- 想像力・共感力
- コミュニケーション能力
- 人間関係調整力・問題解決力
- 公正・公平な思考力・判断力

道徳教育と人権教育は関連性が見られ、よりよく生きたいと思う感情の道徳的心情は、人権教育では感受性という技能的側面にとらえることができ、またよりよく生きるためにどうすべきかを判断する能力である道徳的判断力は、人権教育における技能ということで技能的側面に含まれると考えられます。そして、道徳的実践意欲及び態度と人権教育の価値的・態度的側面はともにそれぞれの価値を大切にしようとする面について共通しています。

また「特別の教科 道徳」の内容項目「自主、自律、自由と責任」「思いやり、感謝」「相互理解、寛容」「遵法精神、公德心」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際貢献」「生命の尊さ」等については、人権教育では人権や人権課題についての学習においても関連させて学習することができます。

(イ)「特別の教科 道徳」の時間に人権教育を関連させる方法

人権教育は各教科等の学習の中に位置付けて行うものであり、それは道徳科の時間においても同様です。道徳科の時間の目的を達成したうえで、人権教育との関連性を図ることが重要です。また、人権教育を道徳科の時間で行うためには、人権に関する何を学ぶのかを具体的に設定する必要があります。

そして、道徳科の時間の価値の自覚を深める授業を展開しつつ、その中で人権感覚を身に付けることができるような学習過程や、道徳科の価値と人権課題についての知識、人権感覚を学ぶことを位置付ける学習過程を形成することができます。

【具体例】

- 「公正、公平、社会正義」の内容項目についての話し合い活動を通して、コミュニケーションスキルを学び、学級の仲間と協力する場面や互いの意見を認め合う場面を設定することで、道徳的価値を高め人権感覚を身に付ける。
- 上記の内容項目で、人権課題についての学習内容を知識として学習する場面や、差別の現実の課題を解決するための話し合い活動を設定し、道徳的価値を高め人権感覚を身に付ける。



具体的な授業を計画していく場合、自己尊重や他者尊重を育てていくために、できるだけ多くの対話の場を設け、子どもが主体的に考え合う具体的状況をつくっていくことが重要となります。授業では、子どもたちが道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（中学校：広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（中学校：人間としての）生き方についての考えを深める学習が示されています。

人権教育においても、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力等を、子どもが習得していくことが大切です。各学校においては、教育活動全体を通じて、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ち等が分かるような想像力、共感的に理解する力を育むことが必要です。

また、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション能力を総合的にバランスよく培うことが求められています。さらに、人権教育も道徳教育も単独ではなく、各教科等と連携しながら行っていくことが、年間指導計画等を立てていくうえで重要な視点です。



特別活動との関連

特別活動の目標は、小・中・高等学校のいずれの学習指導要領にも「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成する」と示されています。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 〈小中学校〉自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（中学校：人間として）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
〈高等学校〉自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

特別活動の目標に示された育成したい資質・能力・態度は、人権教育で育成したい「自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」と関連があり、特別活動と人権教育は密接な関係にあると言えます。

特別活動では、多様な集団が編成され各種の集団活動が行われます。それらの集団活動では、日々生活や学習を共にする自分の学級（ホームルーム）の中での人間関係、あるいは自分の学級（ホームルーム）だけではなく、学年の中での人間関係、また学年を飛び越えての異年齢集団の中での人間関係など、実に様々な人間関係の中で、子ども同士が協力し合って、生活づくりや生活問題の解決に取り組んだり、生活や学習への適応などに関する学習に取り組んだりします。

こういった多様な集団での活動における協力し合う過程で、互いの理解が深まり、互いを尊重し合う温かい人間関係が築かれ、豊かに広がっていくことにもつながっていきます。つまり、集団活動の場においてこそ、子どもはそれぞれが個性を生かし、持てる能力を發揮して協働し、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学びながら社会的自立に向けて人間的成長を図っていくのです。

特別活動の実施にあたっては、その目標や特質を踏まえるとともに、人権教育の目標に関連させた年間指導計画を作成することが大切です。特に、子どもの日常生活に見られる人間関係の問題や様々な人権課題に関する内容については、学級活動やホームルーム活動において指導の充実が図られるように指導計画に位置付けることが求められます。

また、補助教材の選定・活用については、資質・能力の育成に向けて、子どもの主体的・対話的で深い学びの実現を図るためのものとなるよう、十分検討する必要があります。



(ア) 学級活動・ホームルーム活動との関連

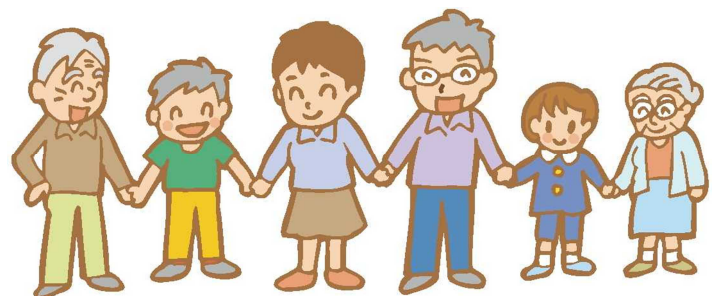
学級（高校：ホームルーム）や学校での生活をよりよくするための課題を見つけ、その解決に向けて話し合い、合意形成し、役割を分担して協力しながら実践することを目指します。こうした主体的な取組を通して、子どもたちは自らの課題を解決し、将来の生き方を描くための意思決定をして実践していく力を育てていきます。このことは、自尊感情を育む関わりや、立場や考え方の異なる人の感じ方や思いを尊重し、共感的に理解する力を育むといった人権教育の視点に立った学級経営と深く関係しています。

(イ) 児童会・生徒会活動及びクラブ活動（小学校）との関連

児童会・生徒会活動及びクラブ活動（小学校）では、異年齢の子どもたちが協力し、学校生活をよりよくするための様々な活動に取り組んでいきます。生徒会活動の運営や、学校行事への協力、ボランティア活動などの社会参画等のために計画を立て、それぞれが役割を分担し、協力して活動を進めることとなります。このように自分たちで積極的に、そして実践的に活動を行う中で、子どもたちの資質や能力が育てられていきます。こうした実践を通じて、子どもたちは集団の一員としての自覚と責任感をもち、互いに信頼し支え合う人間関係を構築していきます。さらに、他者を尊重しながら、ともによりよい社会を築こうとする開かれた人間関係を育てていきます。

(ウ) 学校行事との関連

全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指します。これらは、人権教育の知的側面や価値的・態度的側面、技能的側面と共通するものもたくさんあり、学校行事で育てたい子どもの資質・能力及び態度の育成は、人権教育で育てたい知的理解や人権感覚の育成につながります。



3 人権教育全体計画例・年間指導計画例

(1) 小学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

- ・自ら学び、主体的に行動できる児童の育成
- ・人権を尊重し、仲間を大切にする児童の育成

人権教育目標(目指す子ども像)	
人とのつながりのなかで、人権感覚を養い、社会や生活を見つめながら、主体的に行動することができる。	
1.2年	自分の思いが言え、友だちの気持ちも考え、仲良く助け合うことができる。
3.4年	身の回りの矛盾や不合理に気付くことができる。
5.6年	身の回りの人権問題に気付き、仲間と協力し合って解決しようと行動できる。
目指す教職員像	
○確かな人権感覚をもち、児童や保護者に寄り添える。	
○課題解決に向けて積極的に取り組める。	

学習機会を保障する活動の確認	
○実態把握 ・学力診断 ・生活調べ	
○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム	
○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実	
○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会	
職員間で共通理解を必要とする事項	
○保護者の願い ・夢を持たせたい ・いじめのない学校	
・地元の中学校に通わせたい	
○地域の実情 ・ゆず産業が中心 ・地域行事への参加者が多い	
・高齢化が進んでいる	
○児童の実態 ・全体的には仲が良いが孤立している児童もいる	

人権学習及び校内研修等の計画														
		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	感染者患者等		外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	性的指向性自認	その他
							エイズ・HIV	ハンセン病						
学 習	1.2年			○	○									○
	3.4年		○	○	○	○			○		○	○		○
	5.6年	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○
研 修	保護者				○						○			○
	教職員			○							○			○

※保護者対象のものは、人権教育参観日の公開授業を含みます。

※ハンセン病、犯罪被害者等については、同一校区の中学校で行うように確認している場合の例です。

※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習(人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等)や、その他の人権課題の学習(北朝鮮当局による拉致問題等やアイヌの人々)や、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連			
国語	言語活動を通して、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。	体育	自己の課題を見つけ、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
社会	課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成する。	家庭	日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
算数	学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。	外国語活動	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
		外国語	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
理科	見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成する。	特別の教科道徳	道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳性を養う。
生活	身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしようとする態度を養う。	総合的な学習の時間	探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
音楽	音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を育てる。	特別活動	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
図画工作	つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。	特設	教科等で行う人権課題にかかわる学習を補充・深化・統合する。教科外の時間での、ゲストティーチャー(当事者)による講演会等を企画する。

※特設の時間を設定する際は、各教科等の標準授業時数を確保し、特別活動(学級活動以外)の時数を適切に設定した上で、年度当初に教育計画に位置付けてください。

学校生活等における人権教育の視点	
朝の挨拶	児童が友だちの体調や様子を気かけ、良好な人間関係を意識できるように指導・支援する。
出席確認	欠席理由や背景を丁寧に把握し、配慮した関わりを継続的に行う。登校した児童の様子に気を配り、一人ひとりの気持ちや状況を確認する。
授業	児童それぞれのもちあじを大切にしながら、集団としての学びを促進する。人権課題に関する知識や理解を深める教材や指導を準備し展開する。
班活動	班長に対して班員への配慮やコーディネートの役割を具体的に指導し、意見を出しづらな児童に配慮できるよう支援する。
掃除	自らの行動で環境が改善されることを実感できる場を設定し、特定の生徒に負担が偏らないよう配慮する。
家庭訪問	家庭が抱える社会的に不合理や悩みを把握し、生徒の成長に関わる課題や希望について把握し、支援につなげる。

小学校第2学年 人権教育年間指導計画（例）

めざす子ども像		人とのつながりの中で自分も人も大切にすることができる											
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生活		春だ 今日から 2年生 (自尊感情)	どきどきわくわくまちたんけん 【障害者】【高齢者】【外国人】				うごく うごく わたしのおもちや 【子ども】【高齢者】	みんなであつこう まちのしせつ 【子ども】【高齢者】 【障害者】【災害と人権】	もっとなかよし まちたんけん 【高齢者】 【障害者】【外国人】	つながる わたしの生活 【高齢者】 【障害者】【外国人】	あしたへのジャンプ (豊かな人間性)		
		ぐんぐん そだて わたしの野さい (豊かな人間性)	生きもの なかよし 大作せん (生命)										
特別活動	学校行事	入学式 遠足 交通安全教室 【犯罪被害者等】	運動会	道徳参観日	校内水泳記録会 防犯教室【子ども】		津波が心配、揺れたら急 いで高台へ 【災害と人権】	いもほり 防災参観日 【災害と人権】	遠足 マラソン大会	人権参観日 「何にでもなれるよ」 【女性】			卒業式
	児童会活動	1年生を迎える会 (自尊感情)	全校レクタイム		あいさつ週間(社会規範)		全校レクタイム		全校レクタイム	あいさつ週間 (社会規範)			あいさつ週間 (社会規範)
	学級活動	2年生になって (自尊感情)	地震がきたらどうするの 【災害と人権】	雨の日の過ごし方 (社会規範)	家でのインターネットのルールを 考えよう 【インターネットによる人権侵害】			揺れがおさまっても…危 険は続く 【災害と人権】	クラスの一員として (自尊感情)	地域の防災に関わる 人たち 【災害と人権】	新しい年のめあて 【子ども】	避難生活ってどんなもの 【災害と人権】	1年間を振り返って (自尊感情)
特別の教科 道徳		知らない人にも (社会規範)		もうやらない (個人の尊重)	しんじていいのかな 【インターネットによる人権 侵害】		電車の中で 【女性】	きつねと ぶどう 【子ども】		くらべてみよう 日本とせかい 【外国人】	つな引き大会 【子ども】		みんなのものって？ (社会規範)
国		はなしたい、ききたい、 すきなこと (コミュニケーション)	名前を見てちょうだい (多様性・包摂性)	こんなことをしているよ 【子ども】	話そう、二年生のわたし (コミュニケーション)				「ありがとう」をつたえよう 【高齢者】 町で見つけたことを話そう (多様性・包摂性)	かきこじそう 【高齢者】	むかしから つたわる 言い方 【高齢者】	くらべてつたえよう (多様性・包摂性)	
算		グラフとひょう (多様性・包摂性)			時ごとと時間 【障害者】【高齢者】		計算のくふう (多様性・包摂性)						はこの形 【障害者】【高齢者】
音		強さとはやさ (豊かな人間性)		はくやドレミとなかよし (コミュニケーション)	音のスケッチ (多様性・包摂性)		きよくに合った歌い方 (個人の尊重)		めざせ楽き名人 (生命)	クリスマスソングをうたおう 【外国人】 音のスケッチ (多様性・包摂性)		みんなの音楽 (豊かな人間性)	音のスケッチ (多様性・包摂性)
図・工		すきなことなあに (自己表現)		さらさら どろどろ (協力)	ならべて みつけて い ろいろ色水 (多様性・包摂性)			たからものものがたり (友情・信頼)	小さなびじゅつかん 形 や色を見つけて (生命)			たくさん うつそう わた しの形 (生命)	まごころメダルを プレゼ ント (感謝)
体		男の子と女の子の体のち がいを大切にプライベート ゾーン～ 【性的指向・性自認】		水あそび (生命)(社会規範)			ボール投げゲーム (社会規範)					鬼遊び (社会規範)	
家庭・地域との 連携・協働		SOSミニレター	保小中合同避難訓練	芋の苗植え (豊かな人間性)			芋ほり (豊かな人間性)	むかしあそび大会 【高齢者】		伝承遊びコンテスト 【高齢者】			
その他			生活リズムチェック QUアンケート				生活リズムチェック QUアンケート				生活リズムチェック (社会規範)		

①個別の視点（身近な人権課題）→単元・題材名の横に人権課題を記載してください。

②普遍的視点（平和・生命・権利と義務・自尊感情・コミュニケーション能力の育成等）学校として重点をおく取組を記載 ※普遍的な視点の例はLet's feel じんけん～気づきから行動へ～P40を参照

（生命）や（平和）等、重点とする内容を明記する場合は、学校の裁量に応じて記載して下さい。

※背景に網掛けがついている箇所は、小中9年間の中で、該当する人権課題に最重点をおいて取組する単元等を示しています。（小中の連携が重要となります。また、9年間のうちに1つの人権課題に複数回重点的に取り組むことも可能かつ重要です。）

小学校第4学年 人権教育年間指導計画（例）

めざす子ども像	自分や他者の大切さを認め、相手の立場に立って考え行動できる児童を育てる												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合的な学習の時間	地域の人々が安全に避難するために【災害と人権】												
	過去の震災について学ぼう	自分たちに何ができるか考えよう			地域の課題を調べよう		防災発表会の準備をしよう			防災発表会を開こう			
特別活動	学校行事	1学期始業式 入学式 避難訓練 参観日	遠足 運動会 避難訓練	人権参観日 七夕折り鶴集会 (平和)	選書会 人権集会 避難訓練 終業式		始業式 避難訓練	参観日 音楽祭	防災参観日 避難訓練	マラソン大会 終業式	始業式 参観日	体験入学 参観日	お別れ遠足 修了式 卒業式
	児童会活動	地区児童会 全校レク 委員会		全校レク 委員会	全校レク 委員会		全校レク 委員会	全校レク 委員会	全校レク 委員会	全校レク 委員会	全校レク 委員会	全校レク 委員会	全校レク 委員会
	学級活動	4年生になって 南海地震が来たらどうなるの	どこにいても地震の揺れから身を守ろう	雨の日の過ごし方を考えよう	インターネットのルールを考えよう		地震にそなえよう		給食をしっかり食べよう	2学期を振り返ろう	寒さに負けない生活をしよう	言葉づかいに気をつけよう 5年生になる準備をしよう	6年生に感謝の気持ちを伝えよう
	クラブ活動	異年齢の子ども同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動											
特別の教科 道徳	あいさつができた (礼儀)	フラッシュ (外国人)	決めつけないで (公正・公平)	ぼくの草取り体験 (社会参画)		交流学習の前に (子ども)	お父さんのじまん (災害と人権)	とびらの前で (高齢者【女性】)	つくればいいでしょ (子ども)	ネコの手ボランティア (災害と人権)	わたしまちがってないよね (子ども)	いろいろな食べ方 (外国人)	
国	こわれた千の楽器 (個人の尊重)	じょうほうのとびら 「引用する」 (インターネットによる人権侵害)		広告を読み比べよう 【高齢者】【女性】【子ども】 「できない」の先に 【障害者】		一つの花 (平和)	くらしの中の和と洋 (外国人)		お願いやお礼の手紙を書こう (災害と人権【高齢者】)	数え方を生み出そう (外国人)	世界一美しいぼくの村 (平和)		
社	広げてみよう、市から県へ (外国人)	県の地図を広げて (外国人)	ごみはどこへ 【高齢者】【障害者】 (外国人)	水はどこへ (災害と人権)			地震に備えるまちづくり (災害と人権)	地域でうけつがれてきたもの (高齢者)	昔から今へと続くまちづくり (高齢者)		昔のよさを未来に伝えるまちづくり (高齢者)	国際交流がさかんなまちづくり (外国人)	
算	折れ線グラフと表 (外国人)		角の大きさ (障害者)							面積のくらべ方と表し方 (災害と人権)		直方体と立方体 (コミュニケーション)	
理	季節と生物 (生命)						雨水のゆくえ (災害と人権)						
音			いろいろな歌の表現を楽しもう (外国人)					伝えられてきた歌を楽しもう (高齢者)	世界に伝わるいろいろなリズムや歌を楽しもう (外国人)				
図・工		絵の具でゆめもよう (多様性・包摂性)		音のスケッチ (多様性・包摂性)		わすれられない気持ち (生命)		言葉から感じて (人権の概念)	音のスケッチ (多様性・包摂性)		写真をとったら見えてきた (コミュニケーション)	音のスケッチ (多様性・包摂性)	
体			水泳運動 (生命)	育ちゆく私たちの体 【性的指向・性自認】			ラグビー (外国人)	思春期にあらわれる変化 【女性】(多様性・包摂性)				よりよく成長するための生活 【感染症患者等】	
外国語活動	Hallo, world! (外国人)	Let's play cards. (外国人)	I like Mondays! (外国人)			What time is it? (外国人)	Do you have a pen? (外国人)	Alphabet (外国人)	What do you want? (外国人)	This is my favorite place. (外国人)	This is my day. (外国人)		
家庭・地域との連携・協働	SOSモニター	玉ねぎの収穫 芋の苗植え	人権参観日	公民館で地域の方と交流 (高齢者)			運動会	防災参観日	校内持久走 ロング巻きすし作り	公民館で地域の方との交流 (高齢者)			
その他		全校いいとことみつけ 生活リズムアンケート	QUアンケート			全校いいとことみつけ	QUアンケート 生活リズムアンケート			全校いいとことみつけ			

①個別的な視点（身近な人権課題）→単元・題材名の横に人権課題を記載してください。

②普遍的視点（平和・生命・権利と義務・自尊感情・コミュニケーション能力の育成等）学校として重点をおく取組を記載 ※普遍的な視点の例はLet's feel じんけん～気づきから行動～P40を参照

（生命）や（平和）等、重点とする内容を明記する場合は、学校の裁量に応じて記載して下さい。

※背景に網掛けがつけられている箇所は、小中9年間の中で、該当する人権課題に最重点をおいて取組する単元等を示しています。（小中の連携が重要となります。また、9年間のうちに1つの人権課題に複数回重点的に取り組むことも可能かつ重要です。）

小学校第6学年 人権教育年間指導計画（例）

めざす子ども像		さまざまな人権課題に気づき、解決のために主体的に行動できる											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合的な学習の時間	私たちの町の挑戦/自分の生き方を考えよう～持続可能な社会・わたしたちにできるSDGS（多様性）（人間性）												
	〇〇町総合振興計画から町の課題を見出そう【外国人】【高齢者】【子ども】				持続可能な社会【外国人】【高齢者】【子ども】				私の町のたから（人間性）（自尊感情）				
特別活動	学校行事	入学式・遠足・交通安全教室	人権・道徳参観日	防犯教室【子ども】	校内水泳大会 集団宿泊活動		運動会	修学旅行	収穫祭 持久走大会		学習発表会	お別れ遠足 卒業式	
	児童会活動	小中全校レク	小中全校レク あいさつ運動	小中全校レク あいさつ運動	小中全校レク あいさつ運動		あいさつ運動	小中全校レク あいさつ運動	小中全校レク あいさつ運動	小中全校レク あいさつ運動	小中全校レク あいさつ運動	小中全校レク あいさつ運動	
	学級活動		南海地震に備えよう 【高齢者】【災害と人権】		スマホのルールを考えよう 【インターネットによる人権侵害】			友達の良さを再発見しよう 【子ども】			これが大切！我が家の備えを考えよう 【災害と人権】		感謝の気持ちを伝えよう 【子ども】
	クラブ活動	異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動											
特別の教科 道徳	ほんとうのことだけど…… 【インターネットによる人権侵害】	先着100名様 （規則の尊重）	カスミと携帯電話 【インターネットと人権】	ウイルスとの戦い —父にエールを— 【感染症患者等】		貝塚博士 （自尊感情）	生きることをあきらめない （生命）	エルツール号 —日本とトルコの つながり— 【外国人】	杉原千鶴 —大勢の人の命を 守った外交官— 【外国人】	ブランコ乗りと ピエロ （相互理解）	わたしのせい じゃない （いじめ）	消えた本 （権利と義務）	
国	意見を聞いて考えよう （コミュニケーション）	イースター島にはなぜ森林 がないのか 【外国人】	いざという時のために 【災害と人権】	インターネットの投稿を読み 比べよう 【インターネットによる人権侵害】		模型のまち （平和）	「永遠のごみ」プラスチック （生命） 情報の扉 【インターネットによる人権侵害】	プレゼンテーションをしよう 【高齢者】【障害者】【外国人】	海のいのち （生命）	宇宙への思い 【子ども】	どう立ち向かう？もしもの世 界 【感染症患者等】 【インターネットによる人権侵害】	君たちに伝えたいこと 【子ども】【高齢者】	
社	ともに生きる暮らしと政治 【障害者】【感染症患者等】	わたしたちの暮らしを支える政 治 【障害者】【高齢者】 【子ども】【ハンセン病】 【アイヌの人々】	災害からわたしたちを守る 【災害と人権】	大陸に学んだ国づくり／武 士の政治が始まる／室町文 化と力をつける人々 【外国人】【同和問題】		全国統一への動き／幕府の 政治と人々の暮らし 【同和問題】	新しい文化と学問／明治の 新しい国づくり 【同和問題】	近代国家を目指して 【外国人】【女性】【同和問題】	戦争と人々の暮らし／平和 で豊かな暮らしを自覚して 【外国人】【同和問題】 （平和）	日本とつながりの深い国 【外国人】	日本とつながりの深い国 【外国人】	地球規模の課題の解決と国 際協力 【外国人】【災害と人権】 【子ども】【高齢者】【女性】	
算		文字と式 【外国人】				データの調べ方 【高齢者】							
理	地球とわたしたちの暮らし 【災害と人権】	動物のからだのはたらき （生命）	植物のからだのはたらき （生命）	生き物どうのかわかり （生命）		大地のつくり 【災害と人権】	変わり続ける大地 【災害と人権】				地球に生きる 【災害と人権】 【子ども】	地球に生きる 【災害と人権】 【子ども】	
音	こいのぼり 【子ども】	こきょうの人々 ワイ バンパ 【外国人】		アンサンブルのみりよく（オー ケストラ） 【外国人】			日本の民ようをたず ねよう 【高齢者】	豊かな表現 【外国人】	世界の音楽 【外国人】	日本の音楽 【高齢者】	思いをこめた表現 【外国人】	変そう曲を楽しもう 【外国人】	
図・工						地球まるごとたからばこ 【外国人】【子ども】				白くなったら見える 世界 （多様性・包摂性）	ドリームカンパニー 【子ども】		
体			事故やけがの原因と防止／ 交通事故の防止 （生命）	水泳運動 （生命）				犯罪被害の防止／けがの手 当て 【犯罪被害者等】 【災害と人権】					
外国語	My name is Jun./ We are from India. 【子ども】【外国人】	We have Children's Day in May. 【外国人】	I can jump high. 【外国人】【子ども】	I can jump high. 【子ども】【外国人】		I want to go to Kenya. 【外国人】	We had the sports day in October. 【外国人】	You can swim in January. 【子ども】【外国人】	I want to be a singer. 【女性】（多様性）	You can swim in January. 【外国人】	This is my dream! 【子ども】（多様性・包摂性）	This is my dream! 【子ども】（多様性・包摂性）	
家庭科	私の生活大発見 【女性】【子ども】	ゆでる時間でおいしさ発見 【女性】		ひと針に心をこめて 【女性】			食べて元気！ご飯とみそ汁 【女性】	物を生かして住みやすく 【女性】【高齢者】			ミッションにトライ！手作りで楽しい生活 【女性】		
家庭・地域との連携・協働		SOSモニター	田植え	七夕交流 【高齢者】			稲刈り	収穫祭	人権参観日		学習発表会		
その他		QUアンケート	いいこと見つけのハート （自尊感情） 生活習慣調べ					いいこと見つけの ハート （自尊感情）	QUアンケート 生活習慣調べ		いいこと見つけのハート （自尊感情）		

①個別的な視点（身近な人権課題）→単元・題材名の横に人権課題を記載してください。

②普遍的視点（平和・生命・権利と義務・自尊感情・コミュニケーション能力の育成等）学校として重点をおく取組を記載 ※普遍的な視点の例はLet's feel じんけん～気づきから行動へ～P40を参照

（生命）や（平和）等、重点とする内容を明記する場合は、学校の裁量に応じて記載して下さい。

※背景に網掛けがつけられている箇所は、小中9年間の中で、該当する人権課題に最重点において取組する単元等を示しています。（小中の連携が重要となります。また、9年間のうちに1つの人権課題に複数回重点的に取り組むことも可能かつ重要です。）

学校教育目標

- ・人権を尊重し、人を大切にする生徒の育成
- ・自ら学び、主体的に行動できる生徒の育成

人権教育目標(目指す子ども像)	
人権が尊重される社会づくりに向けて、主体的に行動できる生徒の育成	
1学年	自分自身を見つめ直したり、仲間とともに認め合ったりするなかで自尊感情を育てる。身の回りの差別や不合理を見抜き、仲間と協力して解決していく力を育てる。
2学年	様々な出会いを通して、自分と地域・社会とのかかわりに気付き、今できることを考える力を育成する。
3学年	集団の一員として、仲間とともに進路を切り拓いていく力を育てる。様々な差別の現実に対する正しい理解を深め、人権課題を解決していく意欲と態度を育てる。
目指す教職員像	
○確かな人権感覚をもち、生徒や保護者に寄り添える。	
○課題解決に向けて積極的に取り組める。	

学習機会を保障する活動の確認	
○実態把握 ・学力状況調査 ・生活調べ	
○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム	
○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実	
○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会	
職員間で共通理解を必要とする事項	
○保護者の願い ・希望する進路に進ませたい ・いじめのない学校	
・地元の高校に通わせたい	
○地域の実情 ・地元の産業が弱く市外で働く者が多い	
・地域行事への参加者は高齢者が多く固定化している	
○生徒の実態 ・全体的には仲が良いが孤立している生徒もいる	

人権学習及び校内研修等の計画														
		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	感染者患者等		外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	性的指向性自認	その他
							エイズ・HIV	ハンセン病						
学 習	1年			○	○						○	○		○
	2年	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○
	3年	○					○	○		○	○	○		○
研 修	保護者										○			○
	教職員	○		○										○

※保護者対象のものは、人権教育参観日の公開授業を含みます。

※使用する教材については同一校区の小学校と重ならないように調整して下さい。

※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習(人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等)や、その他の人権課題の学習(北朝鮮当局による拉致問題等やアイヌの人々)や、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連			
国語	社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。	技術・家庭	よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。
社会	現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養う。	外国語	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
理科	生命や地球に関する事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度と、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。	特別の教科 道徳	道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳性を養う。
音楽	音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。	総合的な学習の時間	探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
数学	粘り強く考え、生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。	特別活動	集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
美術	美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。	特設	教科等で行う人権課題にかかわる学習を補充・深化・統合する。教科外の時間での、ゲストティーチャー(当事者)による講演会等を企画する。
保健体育	自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。		

※特設の時間を設定する際は、各教科等の標準授業時数を確保し、特別活動(学級活動以外)の時数を適切に設定した上で、年度当初に教育計画に位置付けてください。

学校生活等における人権教育の視点	
朝の挨拶	生徒が友だちの体調に気づき、良好な人間関係を意識できるように指導・支援する。
出席確認	欠席理由や背景を丁寧に把握し、配慮した関わりを継続的に行う。登校した生徒の様子に気を配り、一人ひとりの気持ちや状況を確認する。
授業	生徒それぞれのもちあじを大切にしながら、集団としての学びを促進する。人権課題に関する知識や理解を深める教材や指導を準備し展開する。
班活動	班長に対して班員への配慮やコーディネートの役割を具体的に指導し、意見を出しづらい生徒に配慮できるよう支援する。
掃除	自らの行動で環境が改善されることを実感できる場を設定し、特定の生徒に負担が偏らないよう配慮する。
家庭訪問	家庭が抱える社会的不合理や悩みを把握し、生徒の成長に関わる課題や希望について把握し、支援につなげる。

中学校第2学年 人権教育年間指導計画(例)

めざす子ども像		様々な出会いを通して、自分と地域や社会とのかかわりに気付き、今できることを考える力を育成する・差別との闘いや人権獲得の歴史に学び、人や社会に対する科学的認識を育てる											
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合的な探究の時間		○○の魅力を活かした住みやすい町づくり(人権全般)											
特別活動	学校行事	入学式 対面式	携帯・スマホ教室 【インターネットによる人権侵害】	廃品回収	終業式		始業式	体育祭 修学旅行 (平和)	人権参観日 文化祭	終業式	始業式		卒業式 修了式
	生徒会活動		生徒総会 全校レク集会	小中合同レク (自尊感情)	人権強調旬間 言葉遣い自己評価カード		全校いところみつけ (自尊感情)		全校レク集会 (自尊感情)	生徒会役員選挙	人権のたねを育てる会		
	学級活動	教科書無償運動 【同和問題】	SNSのよりよい使い方を 考えよう 【インターネットによる人権侵害】	廃品回収を振り返ろう			1分間スピーチ ・いじめ学級宣言を考えよう		文化祭を振り返ろう	1分間スピーチ ・身の回りの人権について考 えよう			1分間スピーチ ・中学3年に向けて
特別の教科 道徳		挨拶は言葉の スキンシップ 【コミュニケーション】	五月の風ーコーナー 五月の風ーミカー 【子ども(いじめ)】	リスペクト アザース 【子ども(いじめ)】	和樹の夏祭り 【高齢者】		ネット将棋 【インターネットによる人権侵害】	行動する建築家 【外国人】	アフガニスタンの 人々と共に 【外国人】		マークはなんの ために? 【障害者】	避難所にて 【災害と人権】	足袋の季節 【高齢者】
国		インターネット・新聞の活用 【インターネットによる人権侵害】					字のない葉書 【子ども(平和)】	黄金の扇風機/サハラ砂漠 の茶会 【外国人】 (多様性・包摂性)	古典芸能に親しもう 【同和問題】	「正しい」言葉は信じられる か 【犯罪被害者等の人権】		わたしが一番きれいだった とき (平和)	
社		江戸時代の身分制度 【同和問題】 琉球王国とアイヌの人たちへの 支配 【アイヌの人々】 (多様性・包摂性)	学問の広がりと化政文化 【同和問題】	災害から身を守るために 【災害と人権】			中国・四国地方 過疎と地域おこし 【高齢者】	欧米諸国の市民革命 【人権獲得の歴史】 洗染一揆 【同和問題】	明治維新(解放令) 【同和問題】	社会問題の発生と人々の運 動 (人権獲得の歴史)	関東地方 世界と結びつく東京 【外国人】	東北地方 現代に生きる地域文化【災 害と人権】	
数							1次関数(日本と海外の単位 を比較する) 【外国人】	1次関数(段差のある道のスロー プの勾配を考える) 【障害者】				確率(点字のきまりを知ろう) 【障害者】	
理		物質の成り立ち 【子ども】					動物のからだのつくりとは たらき 【障害者】				放射線 【災害と人権】		
外国語		Unit1 Hajin's Diary 【外国人】	Unit2 Basketball Tournament 【外国人】	Unit3 Plans for the Summer 【外国人】			Unit4 Tour in Singapore 【外国人】	Unit5 How Do We Stay Safe? 【災害と人権】	Unit6 Guide Dogs 【障害者】		Unit7 Working Together 【外国人】	Unit8 Performing a Play 【外国人】	
音			主人は冷たい土の中に (人権問題)						歌舞伎の特徴を理解して、そ の魅力を味わおう 【同和問題】		「ブルタバ(モルダウ)」 (平和)		
技術・家庭		ものづくりの工夫と進め方 【障害者】						衣生活 【外国人】【女性】	消費者の権利と責任 環境 (権利)			情報セキュリティと情報モラ ル 【インターネットによる人権侵害】	
美術		私たちに問いかける美術(多 様性・包摂性)	明日の神話 (平和)(生命)	メッセージを伝える (平和) 分かりやすく情報を伝える (ユニバーサルデザイン)			防災のデザイン 【災害と人権】 みんなのためのデザイン (ユニバーサルデザイン)				仏像について知ろう (生命)		
保健・体育			生活習慣病の予防 (生命)	喫煙と健康、飲酒と健康、薬 物乱用と健康 (生命)(権利と義務)				交通事故の現状と原因、交 通事故の防止 【犯罪被害者等】	自然災害に備えて 【災害と人権】		応急手当の意義と基本、心 肺蘇生法 (生命)		
家庭・地域との 連携・協働		園小中合同避難訓練	人権講演会 【インターネットによる人権侵害】	町内一斉清掃	第一回手話教室			人権参観日	郷土料理を作ろう	第二回手話教室	第三回手話教室		
その他			QUアンケート 個人面談		人権作文			人権標語・ポスター	QUアンケート 個人面談				

①個別の視点(身近な人権課題)→単元・題材名の横に人権課題を記載してください。
 ②普遍的視点(平和・生命・権利と義務・自尊感情・コミュニケーション能力の育成等)学校として重点をおく取組を記載 ※普遍的な視点の例はLet's feel じんけん〜気づきから行動へ〜P40を参照
 (生命)や(平和)等、重点とする内容を明記する場合は、学校の裁量に応じて記載して下さい。
 ※背景に網掛けがしている箇所は、小中9年間の中で、該当する人権課題に最重点をおいて取組する単元等を示しています。(小中の連携が重要となります。また、9年間のうちに1つの人権課題に複数回重点的に取り組むことも可能かつ重要です。)

(3) 高等学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

- ・学習意欲を喚起し学習習慣を確立させ、学力の向上を目指す。
- ・人間としての在り方や生き方を考えさせるとともに、思いやりの心を育み人権尊重の精神を育てる。

人権教育目標(目指す子ども像)	
○人権に関する知的理解の深化 ○人権感覚の育成	
1学年	自己理解や他者理解を深め、自尊感情を育む。
2学年	身の回りの人権問題を知り、解決の方法を探る。
3学年 (4学年)	人権が尊重される社会づくりを担う一員としての自覚を養う。
目指す教職員像	
○確かな人権感覚をもち、生徒や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める。	

学習機会を保障する活動の確認	
○実態把握 ・学力定着把握検査 ・県オリジナルアンケート ○授業改善 ・授業デザインプロジェクトチーム ○キャリア教育の充実 ○校内支援委員会の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応	
職員間で共通理解を必要とする事項	
○保護者の願い ・希望する進路に進ませたい。 ・いじめのない学校。 ・県内で進学させたい。 ・県内企業に就職させたい。 ○地域の実情 ・地元の生徒が多く地域も協力的である。 ・人口減少は喫緊の課題である。 ○生徒の実態 ・全体的には仲が良いが孤立している生徒もいる。 ・部活動への参加率が低い。	

人権学習及び校内研修等の計画														
		同和 問題	女 性	子 ども	高齢者	障害者	感染者患者等		外国人	犯罪 被害者等	インターネットによる 人権侵害	災害と 人権	性的指向 性自認	その他
							エイズ・HIV	ハンセン病						
学 習	1年			○			○		○		○	○		○
	2年	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○
	3年	○				○				○				○
研 修	保護者									○				○
	教職員	○		○										○

※保護者対象のものは、人権教育参観日の公開授業を含みます。

※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習(人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等)や、その他の人権課題の学習(北朝鮮当局による拉致問題等やアイヌの人々)や、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連			
国語	社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。	芸術	生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。
地理歴史	よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。	外国語	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
公民	現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。	家庭	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。
数学	粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断しようとする態度、問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善したりしようとする態度や創造性の基礎を養う。	情報	様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用する力を養う。
理科	観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。	総合的な探究の時間	探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。
保健体育	健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。	特別活動	自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

学校生活等における人権教育の視点	
朝の挨拶	生徒が友だちの体調に気づき、良好な人間関係を意識できるように指導・支援する。
出席確認	欠席理由や背景を丁寧に把握し、配慮した関わりを継続的に行う。登校した生徒の様子に気を配り、一人ひとりの気持ちや状況を確認する。
授業	生徒それぞれのもちあじを大切にしながら、集団としての学びを促進する。人権課題に関する知識や理解を深める教材や指導を準備し展開する。
班活動	班長に対して班員への配慮やコーディネートの役割を具体的に指導し、意見を出しづらい生徒に配慮できるよう支援する。
掃除	自らの行動で環境が改善されることを実感できる場を設定し、特定の生徒に負担が偏らないよう配慮する。
面談 (家庭訪問)	家庭が抱える社会的不合理や悩みを把握し、生徒の成長に関わる課題や希望について把握し、支援につなげる。

高等学校 人権教育年間指導計画 (例)

学年	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	学校行事		始業式・入学式 宿泊研修		中間テスト PTA総会	期末テスト ホームマッチ 終業式		始業式	中間テスト 体育祭	ホームデー 修学旅行	期末テスト 終業式	始業式 卒業試験	課題研究発表会
生徒会活動		対面式 部活動紹介	交通安全運動 あいさつ運動	交通安全運動 生徒会役員選挙 生徒総会	交通安全運動 あいさつ運動		交通安全運動 あいさつ運動	生徒会役員選挙 生徒総会	交通安全運動 あいさつ運動	交通安全運動 あいさつ運動	交通安全運動 あいさつ運動	卒業生を送る会	交通安全運動 あいさつ運動
1年	特別活動 LH等	「アドジャントーク」 &「ひらめき体験教室」	クラスの目標を決めよう	避難所を知ろう 【災害と人権】	人権作文			ヤングケアラーについて の講演【子ども】	SNS社会の過ごし方について 【インターネットによる人権侵害】		性教育講話	人権作文校内発表会	
	教科	○わかりあえないことから (現代の国語) (コミュニケーション) ○多様性と共通性(公共) (多様性・包摂性) ○情報モラルと個人に及ぼす影響(情報Ⅰ) 【インターネットによる人権侵害】	○ひとまず信じない (現代の国語) 【インターネットによる人権侵害】 ○自由・権利と責任・義務 (公共) (権利と義務) ○家庭生活を担う (家庭基礎)【女性】 ○社会の中の情報デザイン、 情報デザインの工夫 (情報Ⅰ) 【高齢者】【障害者】	○減災学をつくる (現代の国語) 【災害と人権】 ○自由に生きる権利と法・ 規範(公共) 【外国人】 ○平等に生きる権利と法・ 規範(公共) (アイヌの人々) ○子どもの権利と福祉 (家庭基礎)【子ども】 ○高齢者の自立を支える (家庭基礎)【高齢者】	○身体とハイテクノロジー の間に(美術Ⅰ) 【障害者】	○人種・民族問題と地域 紛争、国際社会における 日本の役割(公共) 【子ども】(平和) ○精神疾患からの回復 (保健) 【障害者】	○性感染症・エイズと その予防(保健) 【感染症患者等】 ○What is jazz? (音楽Ⅰ)【外国人】 ○Ready for Disasters (論理・表現Ⅰ) 【災害と人権】 ○世界の食文化 (家庭基礎)【外国人】	○図形と軽量(数学Ⅰ) 【障害者】 ○A Diary of Hope(コミュⅠ) 【外国人】(平和) ○免疫の働き(生物基礎) 【感染症患者等】	○社会保障と国民福祉、 これからの社会保障 (公共) 【子ども】【高齢者】 【障害者】	○橋の中の「街」 (現代の国語) 【外国人】 ○交通における安全 (保健) 【犯罪被害者等】	○インターネットによる 投票を考える(公共) 【インターネットによる人権侵害】 ○フェアトレードを考え る～国際社会の課題 (公共) 【子ども】(権利) ○Pigs from across the Sea(コミュⅠ) (平和)		
2年	特別活動 LH等	「ひらめき体験教室」	デートDVについて (女性)		人権作文			多様な性について 【性的指向・性自認】	SNS社会の過ごし方について 【インターネットによる人権侵害】		性教育講話	人権作文校内発表会	
	教科	○性意識と性行動の選択 (保健) 【女性】【感染症患者等】	○対話の精神(論理国 語)(コミュニケーション) ○生活文化の多様性 (地理総合) (多様性・包摂性) ○結婚生活と健康(保 健)【女性】 ○中高年記と健康(保 健)【高齢者】 ○Dos and Don'ts in Social Media (論理・表現Ⅱ) 【インターネットによる人権侵害】	○ライフステージと栄養 (フードデザイン) 【子ども】【高齢者】	○世界の宗教と人々の生 活文化(地理総合) (多様性・包摂性)	○子どもの生活と擁護 (保育基礎) 【子ども】	○Sports for everybody (論理・表現Ⅱ) 【障害者】【高齢者】	○室町文化(日本史探究) 【同和問題】	○地域で異なる人口問 題への取組(地理総合) 【女性】 ○地域で異なる食糧問 題への取組(地理総合) 【子ども】(権利)	○桃山文化(日本史探究) 【同和問題】 ○The Bitter Truth behind Chocolate (コミュⅡ) 【子ども】(権利) ○権利の主体としての 子ども(保育基礎) 【子ども】	○減災への取組 (地理総合) 【災害と人権】 ○Learn about Other Countries and People (論理・表現Ⅱ) 【子ども】 ○児童福祉、子どもを 取り巻く課題と対策 (保育基礎) 【子ども】	○Food Culture around the World (論理・表現Ⅱ) 【外国人】 (多様性・包摂性)	
3年	特別活動 LH等	「ひらめき体験教室」	進路と統一応募用紙 【同和問題】		命の大切さを学ぶ教室 【犯罪被害者の人権】		スマホ安全教室 【インターネットによる人 権侵害】	多様な性について 【性的指向・性自認】			消費者教育		
	教科	○ビジネスとコミュニ ケーション(ビジネス基礎) (コミュニケーション)	○幕藩社会の構造 (日本史探究) 【同和問題】 ○Akkamui(コミュⅢ) (アイヌの人々)	○Your True Color (コミュⅢ) 【性的指向・性自認】	○宝暦・天明期の文化 (日本史探究) 【同和問題】	○明治維新と富国強 兵(日本史探究) (権利)【同和問題】 (アイヌの人々)	○ワシントン体制 (日本史探究) 【女性】【外国人】 【災害と人権】 ○Paragraph Writing[共働き家庭] (論理・表現Ⅲ) 【女性】	○占領下の日本 (日本史探究) (権利)(平和) ○Presentation[SNS] (論理・表現Ⅲ) 【インターネットによる人権侵害】	○「である」ことと「す る」こと(論理国語) (権利)	○今日の世界 (世界史探究) (多様性・包摂性)(平和) ○現代文明の諸相 (世界史探究) 【女性】 ○豊かさとながら (論理国語) (多様性・包摂性) ○Katherine's Long Journey (コミュⅢ) 【女性】【外国人】			
家庭・保護者との 連携・協働					人権標語の旗の 設置(全校)				津波避難タワーのライトア ップ(2年)				

①個別の視点(身近な人権課題)→単元・題材名の横に教科名・人権課題を記載してください。 ※任意の教科書を選び、作成しています。
 ②普遍的視点(平和・生命・権利と義務・自尊感情・コミュニケーション能力の育成等)→学校として重点をおく取組を記載 ※普遍的な視点の例はLet's feel じんけん～気づきから行動へ～P40を参照
 (生命)や(平和)等、重点とする内容を明記する場合は、学校の裁量に応じて記載して下さい。

(4) 特別支援学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

幼児児童生徒の発達段階に応じて、基礎的生活習慣の確立、健康的な身体づくり、お互いを認め大切にする集団づくりを目指す

人権教育目標(目指す子ども像)	
生命を大切にし、個々を認め合い、 幼児児童生徒の願いやそれを取り巻く人たちの思いを知り、 障害者問題等の様々な人権問題について理解を深める。	
幼稚部 小学部	自己理解や他者理解を深め、自尊感情を育む。
中学部	身の回りの人権問題を知り、解決の方法を探る。
高等部	人権が尊重される社会づくりを担う一員としての自覚を養う。
目指す教職員像	
○確かな人権感覚をもち、幼児児童生徒や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める。	

学習機会を保障する活動の確認	
○実態把握 ・生活調べ ○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム ○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会	
職員間で共通理解を必要とする事項	
○保護者の願い ・グループホームに入居し、一般就職をさせたい。 ・友だちと仲良くすごせるようにしたい。 ○地域の実情 ・寄宿舎に入舎しているため、地域とのつながりが希薄になっている。 ○幼児・児童 生徒の実態 ・職業の学習や現場実習はまじめに取り組めるが、コミュニケーションをとるのが少し苦手な児童生徒が多い。	

人権学習及び校内研修等の計画														
		同和 問題	女 性	子 ども	高 齢 者	障 害 者	感染者患者等		外国人	犯罪 被害者等	インターネットによる 人権侵害	災害と 人権	性的指向 性自認	その他
							エイズ・HIV	ハンセン病						
学 習	小学部					○			○			○		○
	中学部		○		○	○			○		○	○	○	○
	高等部	○				○				○	○	○		○
研 修	保護者			○						○				○
	教職員	○		○										○

※保護者対象のものは、人権教育参観日の公開授業を含みます。

※○のついていない項目についても、児童生徒の発達段階や障害特性を踏まえて、教育活動全体を通じて適切に取り扱うようにして下さい。

※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習(人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等)や、その他の人権課題の学習(北朝鮮当局による拉致問題等やアイヌの人々)や、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連			
国語	伝え合う力や思考力、想像力を高め、心情を豊かにする。	図画 工作	表現する喜びを味わい自他の個性を感じたり、感性を豊かにする。
社会	伝統や文化、異文化について知り、尊重する気持ちや郷土愛を養う。 社会の仕組みやきまりの理解とともに、守ろうとする意欲や態度を養う。	保健 体育	心身の健康やルールやマナーを身に付け、集団活動に参加し、協力し合って活動する態度を育てる。
生活	生活をしていく上で基本的な生活習慣や実践的な能力を身に付ける。 身近な生き物や自然現象に親しみ、生命を大切にしようとする心情を養う。 身近な人々や社会との関わりに気付き、ルール・マナーを身に付ける。 一人一人が力を発揮し、主体的に取り組む力を育てる。	職業家庭・ 職業	きまりを守り、協力して作業に取り組むことができる力を養う。 社会と関わる力、自己の生き方を考える力を育てる。 自分の役割を知り、責任をもって果たす力を育てる。 将来の社会自立に向けて、働く意欲や態度を養う。 家庭生活向上への実践意欲や家族に対する感謝の気持ちを養う。 社会と関わる力、自己の生き方を考える力を育てる。
算数 数学	筋道を立てて根気強く考える力を養う。	特別活動	学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事において望ましい集団活動や人間関係について体験を通して学び、自他を尊重し社会に貢献する姿勢を養う。
理科	自然や生命を尊重し大切にしようとする心情や予想を立てた見方、考え方を養う。	総合的な 学習(探 究)の時間	地域での探究的な学習を通し、確実な概念形成と自尊感情の育成を図る。
音楽	感性を高め、豊かな情操を養う。	自立	コミュニケーション能力を向上させ、よりよい人間関係の構築を図る。

学校生活等における人権教育の視点	
朝の挨拶	幼児児童生徒が友だちの体調に気づき、良好な人間関係を意識できるように指導・支援する。
出席確認	欠席理由や背景を丁寧に把握し、配慮した関わりを継続的に行う。登校した児童生徒の様子に気を配り、一人ひとりの気持ちや状況を確認する。
授 業	児童生徒それぞれのもちあじを大切にしながら、集団としての学びを促進する。人権課題に関する知識や理解を深める教材や指導を準備し展開する。
班活動	班長に対して班員への配慮やコーディネートの役割を具体的に指導し、意見を出しづらい児童生徒に配慮できるよう支援する。
掃 除	自らの行動で環境が改善されることを実感できる場を設定し、特定の児童生徒に負担が偏らないよう配慮する。
面談 (家庭訪問)	家庭が抱える社会的不合理や悩みを把握し、児童生徒の成長に関わる課題や希望について把握し、支援につなげる。

特別支援学校人権教育年間指導計画(例)

〈交流及び共同学習〉 各学部で、障害者理解や仲間づくりの輪を広げるために実施する。

学部	交流先	場所	内容
小学部	A小学校	A小学校	もちつき・学習発表会
	B小学校	本校	トランポリンで遊ぶ・歌・ゲーム
	C小学校	オンライン	学校紹介
	C小学校	C小学校	学校見学・レクリエーション
	D小学校	本校	授業参加
中学部	F中学校	F中学校	自己紹介・共同学習
	G中学校	本校	自己紹介・風船バレー・調理・学校案内
	H特別支援学校	本校	ボウリング、調理実習等
	I 社会福祉協議会	I 社会福祉協議会	もちつき大会への参加
高等部	J特別支援学校	本校	自己紹介・校内案内等
	K民間団体	本校	文化発表会の参観
	L高等学校	本校・L高等学校	授業参加・交流会

〈主に教科や特別活動等で取り扱う人権課題〉

学部	1学期	2学期	3学期
小学部	○人権の花植え ○新入生歓迎会（仲間づくり） ○誕生日会（自尊感情） ○季節の行事	○ALT との学習（外国人） ○誕生日会（自尊感情） ○季節の行事	○シェイクアウト訓練 ○誕生日会（自尊感情） ○季節の行事
中学部	○インターネットの安全な使い方教室（インターネットによる人権侵害）	○人権教育（いじめ等）に関する学級等での指導 ○SC による「こころの授業」の実施	○ALT による外国の習慣と文化・くらし（国際理解・外国人） ○様々な人との関わりを通してコミュニケーション力を高める。（コミュニケーション）
高等部	○人権コンサート	○現場実習	○人権講話

※①障害の種類及び程度によっては小・中・高等学校の年間指導計画に準ずる内容について学習することを考える必要があります。

②取組と人権課題を記入してください。

〈教職員研修計画〉

研修内容	実施月(予定)
○スクールカウンセラーによる校内研修（いじめ防止について）	6月
○身近な人権課題に関する研修	8月
○教職員のモラル等に関する研修	11月

メモ

